

狭山市一般廃棄物処理基本計画
～「さらなる持続可能な循環型社会をめざして」～



令和4年3月

計画期間：令和4年4月から令和14年3月

狭 山 市

目次

1. 計画策定の基本的な考え方	1
1.1. 計画策定の趣旨	2
1.2. 計画の期間・位置付け	2
1.2.1. 計画の期間	2
1.2.2. 計画の位置付け	3
1.2.3. 計画の対象	4
2. 狭山市の概要	5
2.1. 自然特性	6
2.1.1. 地勢	6
2.1.2. 気象	7
2.2. 社会特性	8
2.2.1. 人口及び世帯数	8
2.2.2. 産業	10
2.2.3. 土地利用	11
2.2.4. 交通網	12
2.3. 環境特性	13
2.3.1. 大気環境	13
2.3.2. 水環境	14
3. 国、県計画（廃棄物・リサイクル関連の動向等）	17
3.1. 廃棄物・リサイクルの法制度	18
3.2. 国、県における廃棄物行政の動向	19
3.2.1. 国の計画、方針	20
3.2.2. 埼玉県廃棄物処理基本計画	24
3.2.3. 国、県計画と市の計画	25
3.3. 本市の総合計画等	26
4. ごみ処理の現状	29
4.1. ごみ処理フロー	30
4.2. 収集運搬	31
4.2.1. 分別区分と収集区分	31
4.2.2. 収集運搬体制	31
4.2.3. ごみ排出量	33
4.2.4. 生ごみリサイクル事業	41
4.2.5. 集団回収事業	43
4.3. 中間処理	44
4.3.1. 焼却処理	44
4.3.2. 資源化	47
4.4. 最終処分	54
4.5. 計画の目標達成状況	56
4.5.1. 計画の目標達成状況	56
4.5.2. ごみ処理経費等	58
4.5.3. 国、県との比較	60
4.5.4. 類似自治体との比較	62
4.6. ごみ処理の課題	63

5. ごみ処理基本計画.....	67
5.1. 基本理念.....	68
5.2. 基本方針.....	69
5.3. 減量化・資源化等の目標.....	70
5.4. 施策の体系.....	71
5.5. 個別施策の内容.....	72
5.5.1. 発生抑制・減量化・資源化計画.....	74
5.5.2. 処理計画.....	77
5.5.3. 災害廃棄物処理計画.....	78
6. 生活排水処理基本計画.....	79
6.1. 生活排水処理の現状.....	80
6.1.1. 生活排水処理のフロー.....	80
6.1.2. 生活排水処理体制.....	81
6.1.3. 生活排水処理形態別人口.....	84
6.1.4. 収集・運搬量.....	85
6.1.5. し尿処理経費.....	86
6.2. 生活排水処理行政の動向.....	87
6.3. 生活排水処理基本計画.....	88
6.3.1. 生活排水処理の基本方針.....	88
6.3.2. 生活排水処理の目標とし尿・浄化槽汚泥量の見通し.....	89
6.3.3. 収集・運搬計画.....	91
6.3.4. 中間処理計画.....	91
6.3.5. 最終処分計画.....	91
7. 計画進行管理.....	93
資料編.....	95
資料1 リデュース・リサイクルの取組上位自治体との比較.....	96
資料2 用語集.....	97
資料3 「狭山市一般廃棄物処理基本計画」の審議経過（廃棄物減量等推進審議会）.....	106
資料4 「狭山市一般廃棄物処理基本計画」についての諮問.....	107
資料5 「狭山市一般廃棄物処理基本計画」についての答申.....	109
資料6 狭山市廃棄物減量等推進審議会委員名簿.....	110

1.計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の基本的な考え方

1.1. 計画策定の趣旨

「狭山市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、狭山市（以下「本市」という。）が定める計画（以下「本計画」という。）です。

本計画は、長期的かつ総合的視点に立って計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。なお、社会の動向や計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直すことが適切であるとされています。

本市は、平成 28 年度にそれまでの「狭山市一般廃棄物処理基本計画」を見直し、「狭山市一般廃棄物処理基本計画（改定版）」を策定しました。計画の見直し後 5 年が経過して計画目標年次を迎えたことから、施策の実施状況や目標値の達成状況等を評価するとともに、国や世界の最新の動向、埼玉県や本市を取り巻く状況を踏まえ、新しい計画の策定を行うこととします。

1.2. 計画の期間・位置付け

1.2.1. 計画の期間

本計画の目標年度は令和 13 年度としており、令和 4 年度から 10 年間の計画とします。

表 1-1 関連計画と本計画の目標年度

計画・基本方針（策定年月）			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
国の 計画	第4次循環型社会形成推進基本計画 （平成30年6月）																
	廃棄物処理施設整備計画 （平成30年6月）																
埼玉県の 計画	埼玉県環境基本計画 （平成29年3月）																
	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 （令和3年3月）																
狭山市の 計画	第4次狭山市総合計画（後期基本計画） （令和3年3月）																
	第3次狭山市環境基本計画 （令和4年3月）																
	狭山市一般廃棄物処理基本計画 （令和4年3月）						策定 年度				中間 目標						目標 年度

1.2.2. 計画の位置付け

本計画は、国や埼玉県の上位計画、第4次狭山市総合計画（後期基本計画）、第3次環境基本計画を踏まえ、本市の循環型社会形成の推進と脱炭素社会の形成に配慮し、中長期的な視点で計画を見直します。

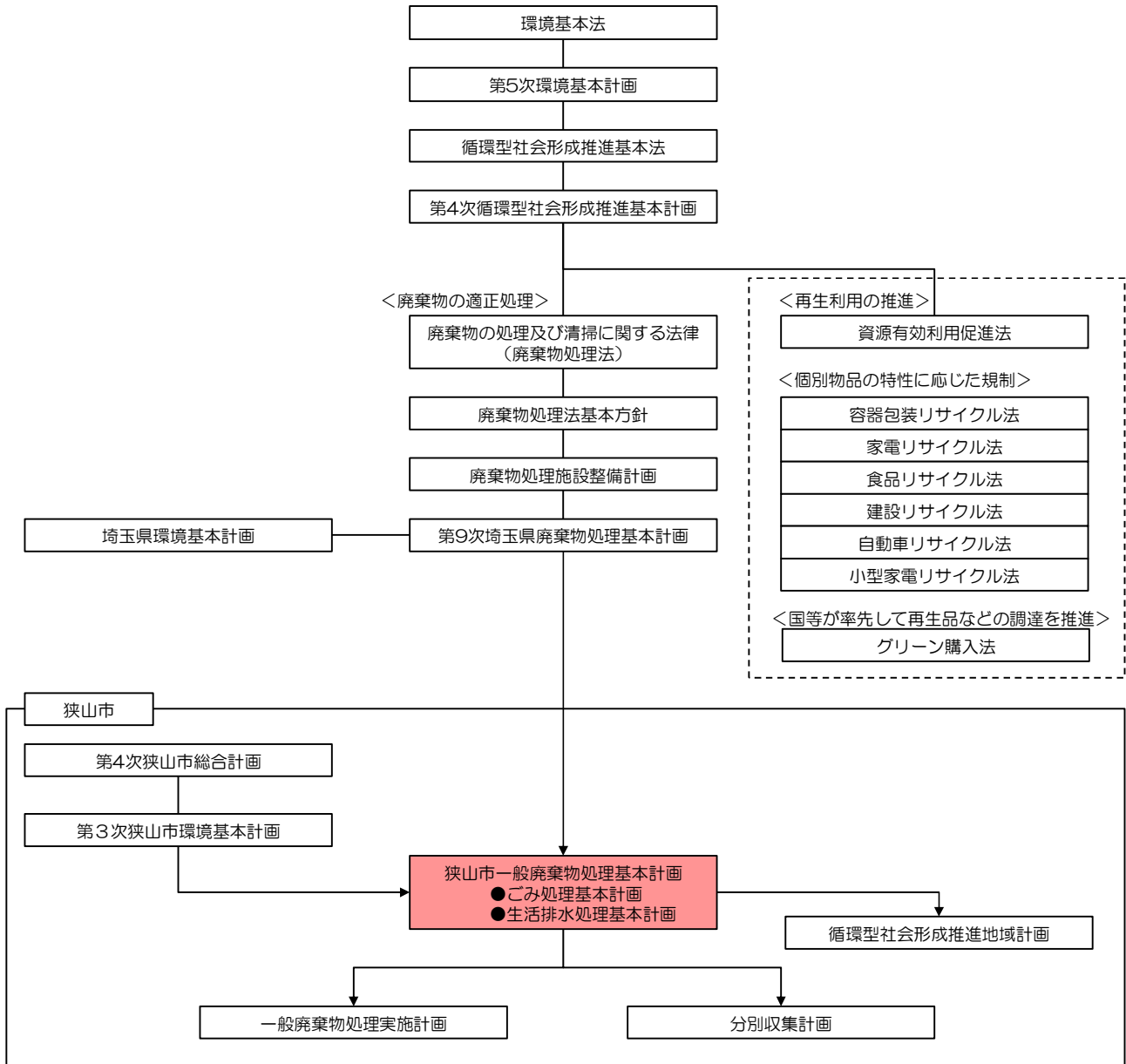


図 1-1 計画の位置付け

1.2.3. 計画の対象

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別され、本計画では一般廃棄物を対象とします。

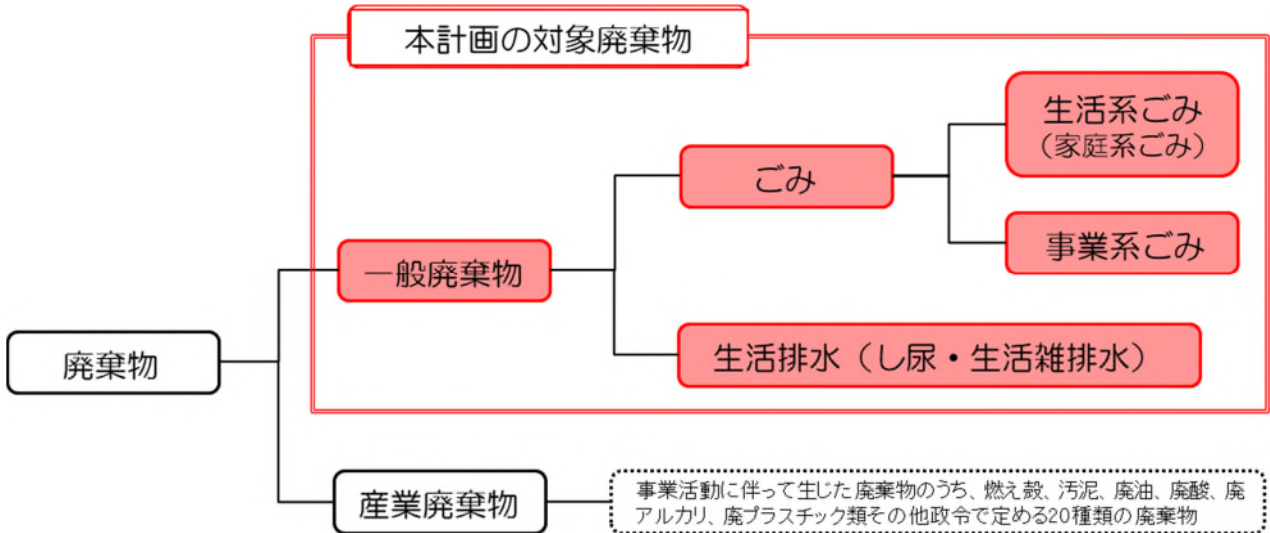


図 1-2 本計画で対象とする廃棄物

一般廃棄物は、大きく「ごみ」と「生活排水」に分けられ、さらに、ごみは生活系ごみ（家庭系ごみ）と事業系ごみに分けられます。

本計画は、「ごみ」の処理についての計画である「ごみ処理基本計画」と、「生活排水」の処理についての計画である「生活排水処理基本計画」とで構成します。

2. 狭山市の概要

2. 狭山市の概要

2.1. 自然特性

2.1.1. 地勢

本市は、飯能市に源を発し荒川へ注ぐ入間川の両岸に開けた沖積層の低地と、これに連なり緩やかに広がる洪積層の台地からなり、左岸は入間台地、右岸は武蔵野台地とそれぞれ呼ばれています。市域の面積は48.99平方キロメートルで、埼玉県南西部にあって東京都心から35キロメートルから40キロメートルの距離に位置していることから、立地条件に恵まれています。

市内には、入間川や不老川などの河川が流れているほか、入間川の河岸段丘に沿って斜面林が連なり、また、市の南部には江戸時代の新田開拓の名残をとどめる畑や平地林が広がり、緑豊かな田園景観を形成しています。



図 2-1 狭山市の位置図

2.1.2. 気象

近年の最高気温は 40.0 度、最低気温はマイナス 5.7 度で、年間平均気温は約 15 度です。また、年間平均降雨量は約 1,250 ミリメートルです。

表 2-1 降水量、気温の経年変化

和暦 (年)	西暦 (年)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均気温 (°C)	総雨量 (mm)
平成17	2005	37.1	-4.0	14.7	1,299.0
平成18	2006	37.4	-5.6	15.1	1,367.5
平成19	2007	40.0	-2.1	16.0	1,074.0
平成20	2008	37.0	-4.0	15.3	1,484.0
平成21	2009	36.2	-4.6	15.4	1,166.5
平成22	2010	38.8	-4.6	15.8	1,304.0
平成23	2011	39.0	-5.3	15.6	1,304.5
平成24	2012	37.7	-5.2	15.3	1,264.5
平成25	2013	39.3	-4.7	15.6	1,113.0
平成26	2014	39.1	-3.8	15.3	1,171.0
平成27	2015	38.6	-3.6	16.0	1,243.5
平成28	2016	36.8	-4.7	15.9	1,103.0
平成29	2017	37.6	-4.3	15.3	1,114.0
平成30	2018	40.0	-5.7	16.4	1,034.5
令和元	2019	38.1	-3.2	16.0	1,709.5
平均		38.2	-4.4	15.6	1,250.2

出典：統計さやま（資料：埼玉西部消防組合）

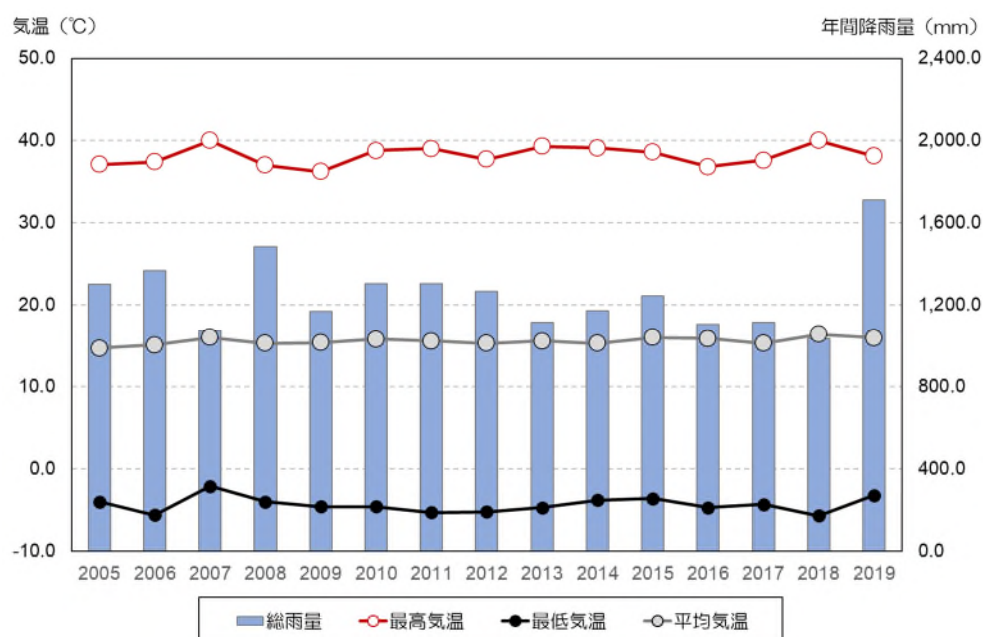


図 2-2 降水量、気温の経年変化

2.2. 社会特性

2.2.1. 人口及び世帯数

(1) 人口及び世帯数の推移

本市の人口及び世帯数の推移は、表 2-2 及び図 2-3 に示すとおりです。

人口は減少傾向にあり、令和 2 年度の人口は 149,826 人となっています。

世帯数は微増傾向を示しており、1 世帯あたりの人員は減少傾向を示している状況です。令和 2 年度の世帯数は 69,859 世帯、1 世帯あたりの人員は 2.14 人/世帯となっています。

表 2-2 人口及び世帯数の推移

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	人	153,738	153,054	152,487	151,661	150,719	149,826
世帯数	世帯	66,803	67,396	68,057	68,798	69,319	69,859
1世帯あたり人員	人/世帯	2.30	2.27	2.24	2.20	2.17	2.14

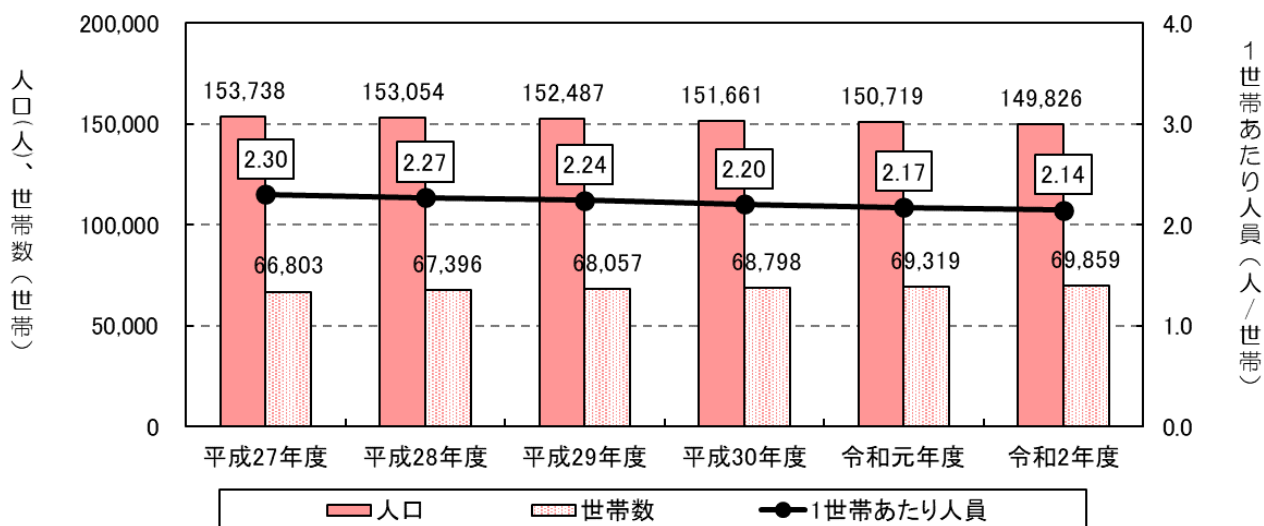


図 2-3 人口及び世帯数の推移

※人口及び世帯数の実績は各年度1月1日現在の数値です。

(2) 年齢階層別人口

本市の令和3年1月1日現在の年齢構成別人口ピラミッドは、図2-4に示すとおりです。

人口が多い年代は、女性では70～74歳が最も多く、次いで45歳～49歳となっており、男性では、45歳～49歳が最も多く、次いで70～74歳となっています。年齢3区分別人口を見ると、65歳以上では、女性が男性よりも多くなっていますが、64歳より若い世代では男性のほうが女性よりも多くなっています。

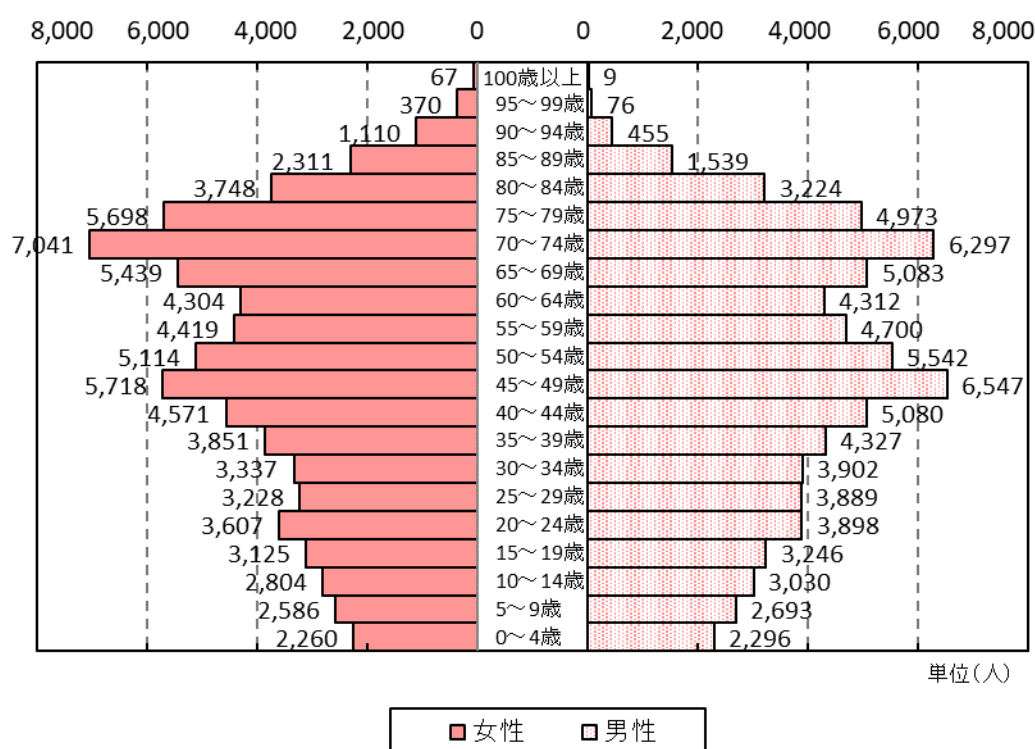


図2-4 年齢階層別人口（令和3年1月1日現在）
※狭山市HP 狭山市の年齢別人口（町丁字別の人口）

表2-3 年齢3区分別人口

年齢区分		女性	男性
老年人口	65歳以上	25,784	21,656
生産年齢人口	15歳～64歳	41,274	45,443
年少人口	14歳以下	7,650	8,019
合計		74,708	75,118

2. 狭山市の概要

2.2.2. 産業

本市の産業大分類別就業者数構成比を表 2-4 に示しています。本市の産業大分類別の就業者構成比は、埼玉県、全国と比較してもそれほど大きな違いはありません。

表 2-5 には本市の産業大分類別の市内総生産額を埼玉県の合計と比較して示しています。第 1 次産業の生産額は 0.4%と少なく、第 2 次産業が 45.1%、第 3 次産業が 54.5%となっており、埼玉県合計と比較すると第 2 次産業の比率が高くなっています。これは、交通利便性の高さを活かして昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて工業団地（川越狭山工業団地や狭山工業団地）を整備し、積極的に企業を誘致してきた結果です。

表 2-4 産業大分類別就業者数構成比

単位：%

	狭山市	埼玉県	全国
第1次産業	1.7	1.6	3.8
第2次産業	22.0	23.1	23.6
第3次産業	69.4	67.9	67.2
分類不能	6.9	7.4	5.4
合計	100	100	100

資料 平成 27 年国勢調査

表 2-5 産業大分類別市内総生産額

区分	狭山市		埼玉県合計	
	生産額 (百万円)	構成比率	生産額 (百万円)	構成比率
第1次産業	2,529	0.4%	100,022	0.4%
第2次産業	288,743	45.1%	6,602,294	28.6%
第3次産業	348,349	54.5%	16,364,917	70.9%
合計	639,621	100.0%	23,067,233	100.0%

資料 県統計課「平成30年度市町村民経済計算」

2.2.3. 土地利用

本市の土地利用状況は、表 2-6 及び図 2-5 に示すとおりです。

地目別面積は、過去6年間の推移で大きな変化はありませんが、田、畑、山林が若干減少し、宅地、雑種地、その他の面積が増加しています。地目別面積の大きな割合を占めている畑では、狭山茶と生鮮野菜を中心とした都市型農業が展開されています。

表 2-6 地目別面積の推移

単位：ha

年度	地目別面積						
	総数	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成27年度	4,899.0	120.8	1,149.2	1,377.4	325.3	468.2	1,458.1
平成28年度	4,899.0	120.3	1,143.0	1,384.4	322.0	470.1	1,459.2
平成29年度	4,899.0	119.2	1,140.5	1,391.8	314.8	471.9	1,460.8
平成30年度	4,899.0	118.3	1,137.1	1,397.3	310.3	474.3	1,461.7
令和元年度	4,899.0	117.7	1,133.5	1,402.8	305.8	474.2	1,465.0
令和2年度	4,899.0	115.9	1,115.6	1,409.9	300.6	490.0	1,467.0

注記：「その他」は道路、公園用地等。

各年1月1日現在

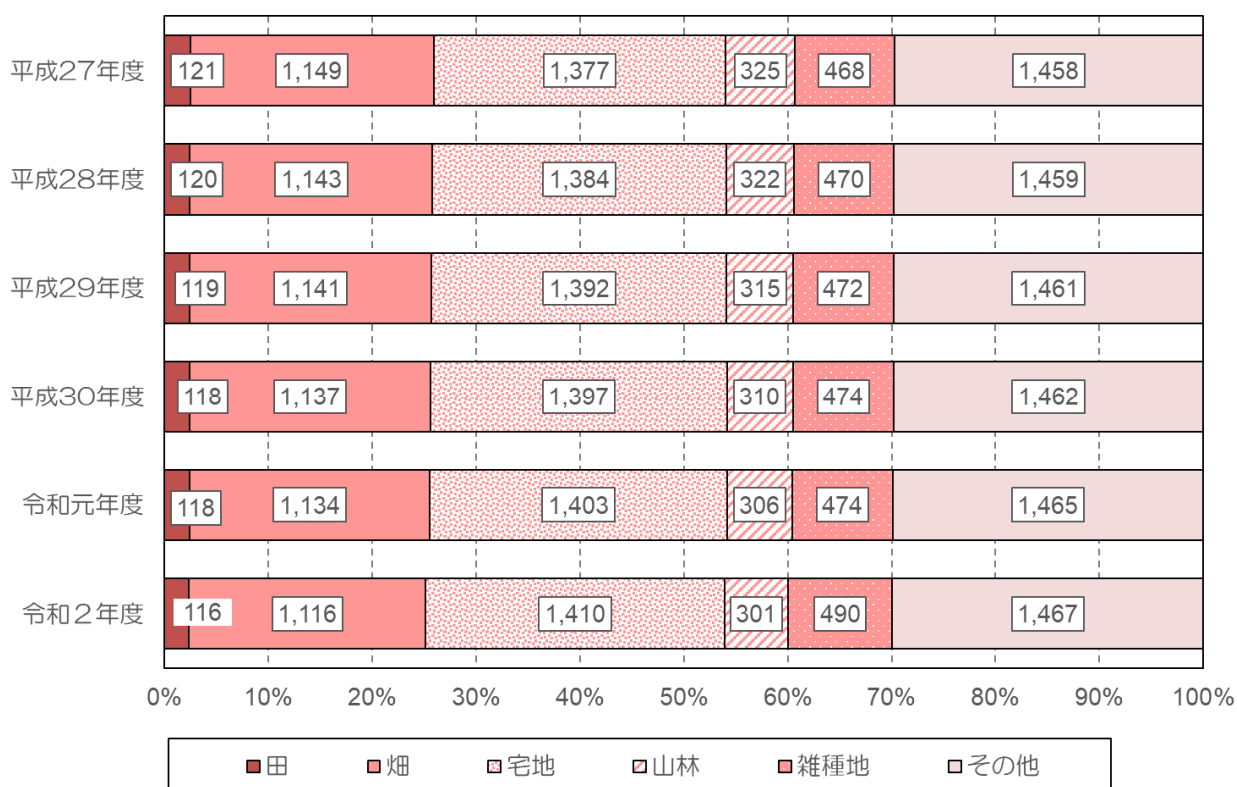


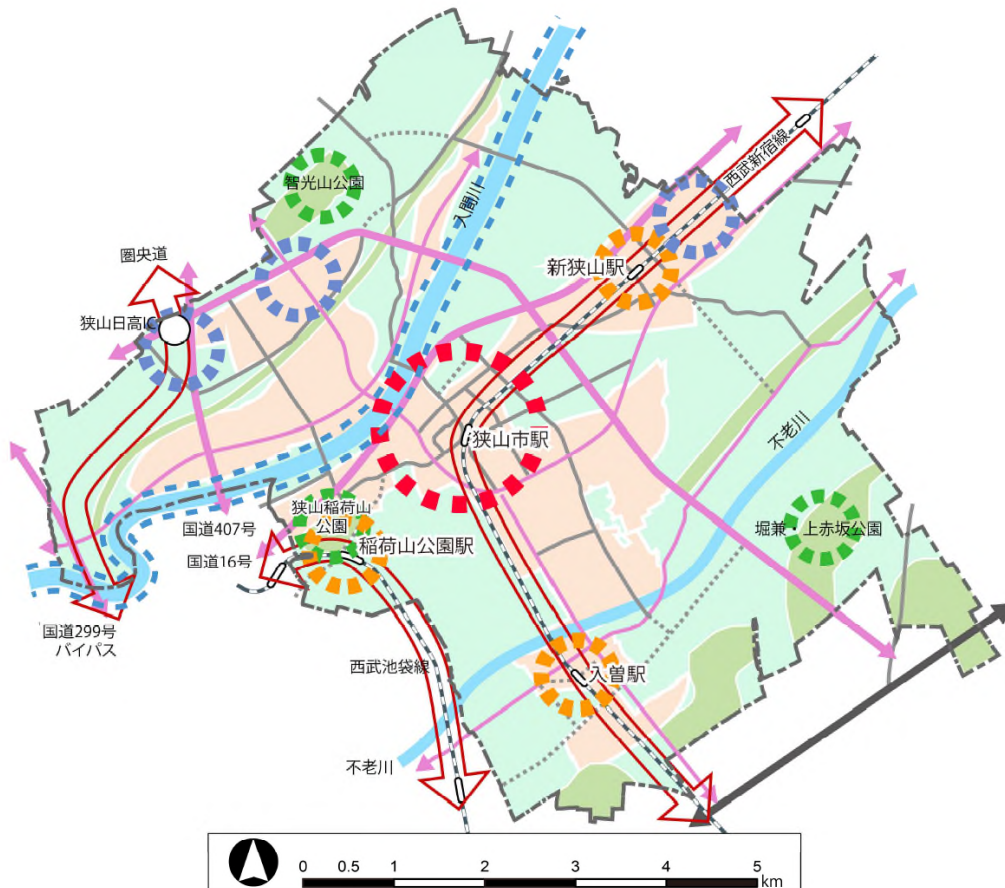
図 2-5 地目別面積の推移

2. 狭山市の概要

2.2.4. 交通網

本市には鉄道として、西武新宿線及び西武池袋線が通り、新宿や池袋などの東京都心部から約40分圏内に位置しています。

道路網としては、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジがあり、関越自動車道や中央自動車道、東名高速道路、国道16号などの広域的な道路ネットワークに恵まれ、将来に向かってさらなる発展が期待されています。



凡例





	中枢拠点		広域連携軸		核都市広域幹線道路
	地域拠点		主要幹線道路ネットワーク		構想道路
	工業・流通拠点		幹線道路ネットワーク		市街化区域(現行)
	緑の拠点		地域内幹線道路ネットワーク		
	水の拠点				

図 2-6 狭山市内の交通網

※第2次狭山市都市計画マスタープランより転載

2.3. 環境特性

本市では、市内の生活環境状況を把握するために、大気汚染や水質汚濁、騒音などの環境調査を実施して、毎年「環境レポート」として公表しています。

2.3.1. 大気環境

大気環境については、車両や工場に由来する排気ガスの影響が無いかなど、大気環境の状況を把握するため、環境基準が定められている物質を対象に調査を実施しています。測定場所は堀兼公民館で、測定は埼玉県が行っています。

大気環境の測定結果は、表 2-7 に示すとおりです。二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成しています。光化学オキシダントは環境基準を超過していますが、埼玉県内のすべての測定局で環境基準を達成できておらず、埼玉県では工場・事業場の規制や自動車対策を行っています。

表 2-7 大気環境の環境基準適合状況

項目 年度	二酸化窒素 (NO ₂)		浮遊粒子状物質 (SPM)			光化学オキシダント (Ox)	
	日平均値の 年間98%値 (ppm)	適 否 (○・×)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	基準超過が2 日以上連続し たことの有無	適 否 (○・×)	昼間の1時間値 の最高値 (ppm)	適 否 (○・×)
平成27年度	0.026	○	0.048	無	○	0.148	×
平成28年度	0.028	○	0.041	無	○	0.126	×
平成29年度	0.026	○	0.036	無	○	0.152	×
平成30年度	0.027	○	0.038	無	○	0.136	×
令和元年度	0.023	○	0.033	無	○	0.120	×
令和2年度	0.025	○	0.038	無	○	0.106	×

※環境基準は下記のとおり

二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値の年間98%値が0.04ppm から0.06ppm のゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、日平均値が2日以上連続して環境基準を超過しないこと
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm 以下であること

資料 狭山市環境レポート (2021 年版)

2. 狭山市の概要

2.3.2. 水環境

水環境は、水質汚濁の状況を把握するために、環境基準が定められている物質などを対象に調査を実施しています。

本市では、入間川が水質環境基準のA類型、不老川がC類型に指定されており、令和2年度の水質測定結果は、表 2-8 に示すとおりです。入間川については、大腸菌群数以外の項目について環境基準を達成しました。また、図 2-8、図 2-9 には入間川と不老川のBODの経年変化を示しています。いずれの地点とも環境基準を超過している年度はありません。

入間川、不老川の水質は、BOD に関しては環境基準を満足しており十分きれいな状態となっていますが、上流の関係市町と協力して、より一層水質向上のために生活排水対策を進めていく必要があります。

表 2-8 水環境の状況(令和2年度)

項目	河川名	入間川			不老川	
	測定地点	豊水橋	新富士見橋	(環境基準)	入曽橋	(環境基準)
	類型	A類型	A類型	A類型	C類型	C類型
pH	—	7.9	8.0	6.5~8.5	7.8	6.5~8.5
BOD	mg/ℓ	1.4	1.4	2以下	1.6	5以下
SS	mg/ℓ	2	4	25以下	5	50以下
DO	mg/ℓ	10	11	7.5以上	11	5以上
大腸菌群数	MPN/100mℓ	4.4×10 ⁴	4.3×10 ⁴	1,000以下	—	—

資料 狭山市環境レポート（2021年度版）

水質環境基準

公共用水域での生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として設定されたもので、河川では利用状況に応じて6類型（AA～E類型）に分類されている。A類型は、沈殿ろ過等の通常の浄水処理で水道用水として利用できる、ヤマメやイワナなどが生息できる、または、水浴できる水質レベルとしてBOD2mg/ℓが設定されている。C類型は、コイやフナ等が生息できるレベルの水質としてBOD5mg/ℓが設定されている。

個別の指標については下記を参照

pH（水素イオン濃度）	水素イオンの濃度を表す物理量として、水質の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、水素イオン濃度の逆数の常用対数をpH単位として表す。
BOD（生物化学的酸素要求量）	生物化学的酸素要求量といい、水中の汚濁物が、水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量を表す。河川などの汚濁状態を表す指標として用いられ、数値が大きいほど水質が汚れていることを意味している。
SS（浮遊物質）	浮遊物質質量といい、水中に浮遊する粒子径2mm以下の不溶性物質の総称。SSを多く含む水は、透視度が下がり、太陽光が遮られることによって藻類の光合成が阻害され、これらの分解に水中の溶存酸素が消費されるため、生態系に大きな影響を与えることになる。
DO（溶存酸素量）	水中に溶存する酸素の量を表す。野外の水域の溶存酸素量は、酸素の溶け込み量と消費量とによって決まる。数値が低いほど水質が悪いことを意味する。
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことを表す。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われているが、自然由来のものも含まれており、環境基準を達成できていない河川は、全国的にも非常に多い状況にある。



図 2-7 水質調査地点位置図

2. 狭山市の概要

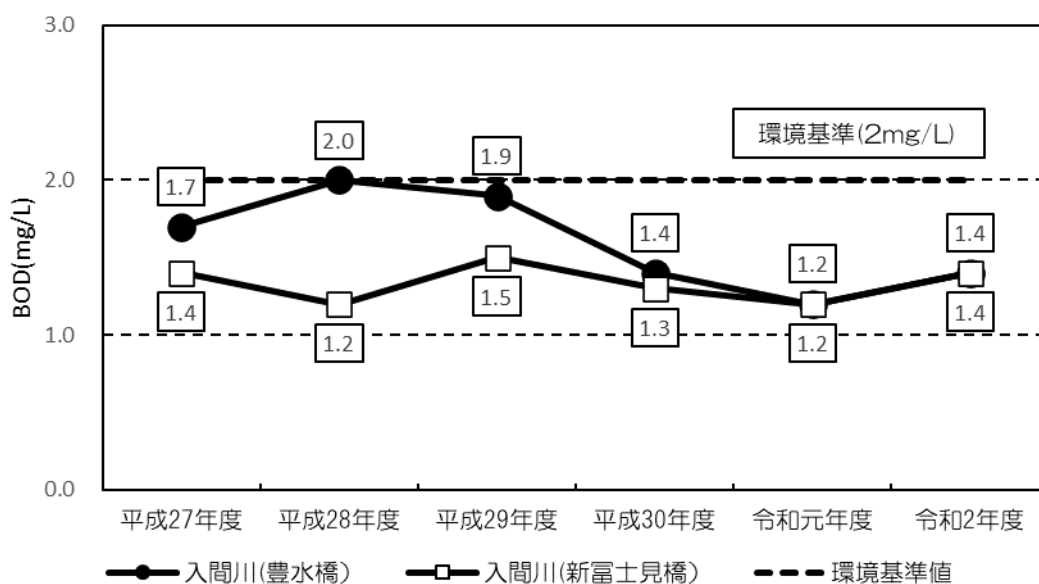


図 2-8 入間川における BOD 経年変化

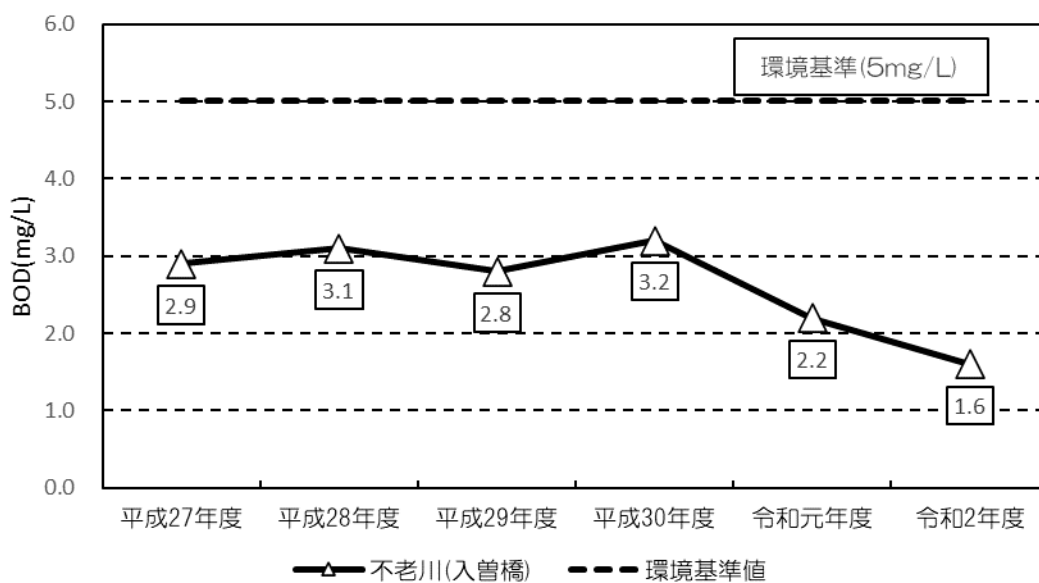


図 2-9 不老川における BOD 経年変化

3. 国、県計画（廃棄物・リサイクル関連の動向等）

3. 国、県計画（廃棄物・リサイクル関連の動向等）

3.1. 廃棄物・リサイクルの法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

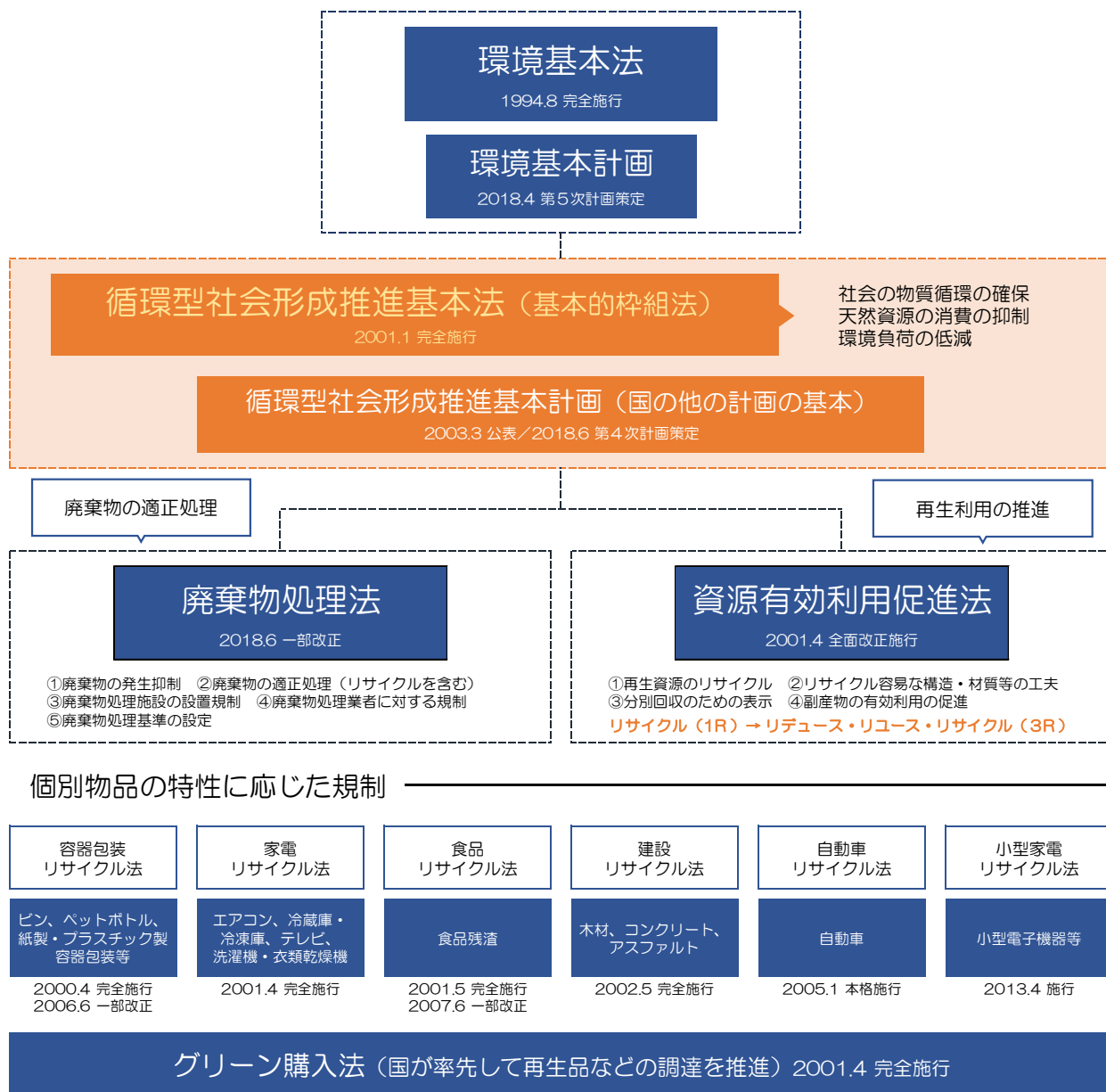


図 3-1 循環型社会の形成と推進のための法体系

※環境省：第4次循環型社会形成推進基本計画パンフレット（2018.10）を編集

3.2. 国、県における廃棄物行政の動向

平成27年度以降の国、県、市の廃棄物行政の主なトピックを表3-1にまとめています。

表3-1 平成27年度以降の国、県、市の廃棄物行政の動向

年度	国	県	市
平成27年度	廃棄物処理法の基本方針 (平成28年1月)	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成28年3月)	第4次狭山市総合計画・前期基本計画 (平成28年3月)
平成28年度			第2次狭山市環境基本計画改定版 (平成29年3月) 狭山市一般廃棄物処理基本計画 (改定版) (平成29年3月)
平成29年度			
平成30年度	第4次循環型社会形成推進基本計画 (平成30年6月) 廃棄物処理施設整備計画 (平成30年6月)		
令和元年度	プラスチック資源循環戦略 (令和元年5月) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 (令和2年3月)		
令和2年度	レジ袋有料化義務化 (令和2年7月)	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 (埼玉県食品ロス削減推進計画) (令和3年3月)	ゼロカーボンシティ宣言 (令和3年2月) 第4次狭山市総合計画後期基本計画 (令和3年3月)
令和4年度	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行 (令和4年4月)		第3次狭山市環境基本計画 (令和4年3月)

3. 国、県計画（廃棄物・リサイクル関連の動向等）

3.2.1. 国の計画、方針

(1) 第4次循環型社会形成推進基本計画（第4次循環基本計画）

平成 15 年 3 月に公表された循環型社会形成推進基本計画は、平成 30 年 6 月に第 4 次計画が閣議決定されました。第4次循環基本計画では、まず、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、下記の7つの将来像を掲げています。

- ① 「持続可能な社会づくりとの統合的取組」
- ② 「地域循環共生圏による地域の活性化」
- ③ 「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」
- ④ 「適正処理の推進と環境再生」
- ⑤ 「万全な災害廃棄物処理体制の構築」
- ⑥ 「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」
- ⑦ 「循環分野における基盤整備」

第4次循環基本計画では、この7つの方向性ごとに、将来像からバックキャスト的に、可能な限り具体的な数値目標を設定し、各主体の連携や期待される役割を記載し、国が実施すべき取組を具体的に記載しています。排出量に係る目標値は、下記のように設定しています。

排出量に係る目標値	令和 7 年度（2025 年度）
1 人 1 日あたりごみ排出量	850g/人・日
1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量 （資源回収、資源ごみ等を除く）	440g/人・日

※1人1日あたりのごみ排出量＝ごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）/人口/365日

※1人1日あたりの家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量）/人口/365日

2015 年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この中では 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられていますが、廃棄物に直接関係する目標として

「12 つくる責任、つかう責任」があり、この中には「123 捨てられる食料（一人当たりの量）を半分減らす。」や「125 ごみの発生・排出抑制やリサイクル・リユースにより、ごみの発生する量を大きく減らす。」といったターゲットがあります。

更に、廃棄物についても焼却等があるため、2050年までにカーボンニュートラルを実現するというパリ協定(COP21、2015年)や令和3年2月の狭山市を含む「埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）」の5市による「ゼロカーボンシティ共同宣言」を踏まえ、長期的には「13 気候変動に具体的な対策を」という目標も考慮に入れる必要が出てきました。

これを受けて、第4次循環基本計画では、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、SDGsの考え方を踏まえた、以下の持続可能な社会づくりとの統合的取組が示されています。

- 地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進

市町村の一般廃棄物処理計画は、第4次循環基本計画を含む法体系の中に位置付けられることから、本市の計画も持続可能な社会づくりとの統合的取組を推進していくことが要請されます。

(2) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法に基づき、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるものです。2018年度～2022年度を計画期間とする廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することとしています。

この計画の基本的理念としては下記の3つを掲げています。

- ① 基本原則に基づいた3Rの推進
- ② 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- ③ 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物に係る再生利用、中間処理、最終処分の目標値は、下記のように設定されています。

一般廃棄物に係る目標値	令和4年度（2022年度）
再生利用に係る目標値 ・リサイクル率	27%
中間処理に係る目標値 ・発電効率	21% ※計画期間中に整備された焼却施設の平均値
最終処分に係る目標値 ・最終処分場の残余年数	平成29年度の水準（20年分）を維持する

(3) プラスチック資源循環戦略

世界的に大きな問題として指摘されている、プラスチック資源の有効利用、海洋プラスチックごみ問題、

3. 国、県計画（廃棄物・リサイクル関連の動向等）

アジア諸国の輸入制限への対応等への課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方向性を示すものとして、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

本戦略においては、基本的な対応の方向性を「3R+Renewable」¹としています。すなわち、循環型社会形成推進基本法の基本原則（3Rの優先順位等）を踏まえた上で、下記のような対応を図っていくことを提言しています。

- ① ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らす
- ② より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替える
- ③ できる限り長期間、プラスチック製品を使用する
- ④ 使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（リサイクルによる再生利用、それが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を含む。）を図る

プラスチック資源のリデュースの具体的な施策の一つとして令和2年7月1日から「レジ袋の有料化義務化」がスタートしています。この有料化を契機として、消費者のライフスタイルの変革を促し、プラスチック資源全般に関して、全国民の関心が高まっていくことが期待されています。

令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、プラスチック廃棄物の3R推進、海洋ごみ問題への取組、廃プラスチックの一括回収等、循環利用を図っていくことを基本原則として、これらへの徹底した対応が求められます。具体的には、事業者には分別排出、排出抑制、再資源化など、消費者には分別排出、排出抑制など、市町村には分別収集、再商品化事業者と連携した再商品化計画など、製造・販売業者等には製品等の自主回収・再資源化などです。

¹ 3R+Renewable：プラスチック資源の使用を極力減らし、再生可能な資源を使用し、使用後は持続可能な形で徹底的に分別再使用していくこと表しています。

（4）食品ロス削減の推進に関する基本的な方針

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題です。

こうした状況において、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布され、令和元年10月1日に施行されました。また、本法律第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和2年3月31日に閣議決定されました。

基本的な方針では、下記を示しています。

■基本的な方向（※基本的な方針から引用）

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。すなわち、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
 - ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
 - ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
 - ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、
 - ・可能なものから具体的な行動に移す、
- ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

さらに、基本的な方針では、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要であるとして、都道府県及び市町村が、積極的に「食品ロス削減推進計画」を策定することが望ましいとしています。埼玉県では、令和3年3月に第9次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定し、「埼玉県食品ロス削減推進計画」として位置付けています。

3.2.2. 埼玉県廃棄物処理基本計画

埼玉県では、令和3年3月に第9次廃棄物処理基本計画を策定しました。廃棄物をめぐる様々な課題がある中で、「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギー有効活用」の3つを重要課題として位置付け、積極的に取り組むことにしています。

埼玉県廃棄物処理基本計画では、廃棄物に関して様々な課題がある中で社会的にも影響が大きく、新たに生じた次の3点について、重要課題として位置付けています。

① 食品ロスの削減

本県は、人口が多く都市化が進んでいるため、家庭系、事業系ともに食品ロスの発生量が多くなっていますが、その中には廃棄する前に有効活用できる食品も含まれています。フードバンクやフードパントリー、子ども食堂などでの活用を進めることで廃棄される食品を減らす取組が今後さらに求められています。

② プラスチック資源の循環的利用の推進

中国等の諸外国によるプラスチックごみの輸入制限やバーゼル条約附属書改正による廃棄物の輸出入の規制強化の影響により、国内でのプラスチックごみの処理が滞らないように円滑な処理が求められます。そのためには、プラスチックごみの発生抑制や焼却等の適正処理はもちろんのこと、プラスチックを循環資源として持続的な循環利用を促進するための取組が必要です。

また、プラスチックごみは、ポイ捨てや雨などにより海へ流出し、海洋生物に影響を及ぼすおそれがあることから、ポイ捨て・不法投棄対策や河川等への流出防止対策を含め、総合的な取組が求められます。

③ 廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用

廃棄物処理の過程で発生するエネルギーは、一部の施設では周辺施設への熱供給や発電などに利用されていますが、未だ十分に活用されてはいません。

本県では、下水道の普及にともなって下水処理施設での汚泥の発生量が多く、産業廃棄物全体の4割を占めており、そのほとんどは焼却処理されています。

廃棄物処理過程で生じるエネルギーは災害時などでの活用も期待されていることから、未利用のエネルギーを地域で有効利用する取組が求められます。

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画での数値目標は以下のとおりです。

表 3-2 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画での数値目標

項目	実績値	目標値
	平成30年度	令和7年度
家庭系ごみ排出量 (g/人・日) (資源ごみを含まない)	524	440 (▲16%)
事業系ごみの排出量 (千t)	535	451 (▲16%)
一般廃棄物最終処分量 (g/人・日)	34	28 (▲18%)
一般廃棄物再生利用率 (%)	23.9	33.6 (9.7%)
食品ロス量 (千t)	266	240 (▲9.8%)

※産業廃棄物の数値目標は省略しています。

3.2.3. 国、県計画と市の計画

国の定める法律と埼玉県廃棄物処理基本計画と市の計画の位置付けを図3-2に示します。この第9次埼玉県廃棄物処理基本計画は、食品ロス削減のための国の基本方針を踏まえて県が定める「食品ロス削減推進計画」として位置付けられています。市町村では、県の廃棄物処理基本計画を踏まえて、一般廃棄物処理計画、分別収集計画、災害廃棄物処理基本計画等を策定していくことになります。

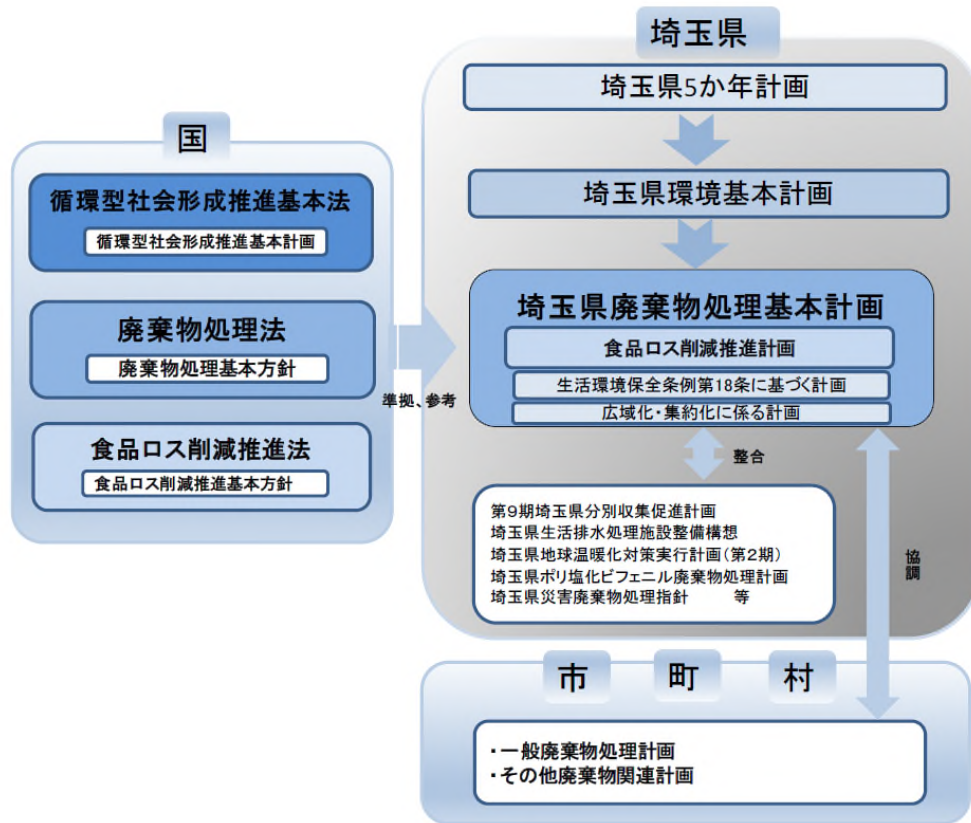


図3-2 埼玉県廃棄物処理基本計画の位置付け

3.3. 本市の総合計画等

一般廃棄物処理基本計画の上位計画である第4次狭山市総合計画および第3次狭山市環境基本計画では、本計画で対象とする一般廃棄物に関する内容は表3-3、表3-4のように位置付けられています。

表3-3 第4次狭山市総合計画（基本構想・後期基本計画）での一般廃棄物関係の位置付け

区分	概要															
計画期間	基本構想：平成28年度～令和7年度 前期基本計画：平成28年度～令和2年度 後期基本計画：令和3年度～令和7年度															
基本理念	基本理念1 環境と共生するまちづくり 基本理念2 だれもが幸せに生き生きと暮らせるまちづくり 基本理念3 快適な都市空間と活力ある産業が創出する活気のあるまちづくり 基本理念4 学びと創造により培われた人を育む心豊かなまちづくり 基本理念5 人と人のつながりを大切にする安全・安心なまちづくり															
将来像	緑と健康で豊かな文化都市 まちづくりの柱1 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～ まちづくりの柱2 健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～ まちづくりの柱3 都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～ まちづくりの柱4 産業経済 ～活力のある産業を育てるまちをめざして～ まちづくりの柱5 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～ まちづくりの柱6 市民生活 ～安全で安心して暮らせるまちをめざして～															
ごみ減量・資源化に関する取組	<p>第1章 環境共生 第4節 循環型社会の形成 【施策7】 ごみの減量化とリサイクルの推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d4edda;"> <th>指標</th> <th>現状値 (令和元年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民1人1日あたりのもやすごみの量</td> <td>406 g/人・日</td> <td>380 g/人・日</td> </tr> <tr> <td>再生利用率<small>(廃棄物の資源化量÷廃棄物の総排出量)</small></td> <td>32.2 %</td> <td>33.0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策8】 廃棄物の適正な処理 稲荷山環境センターの二酸化炭素排出量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d4edda;"> <th>指標</th> <th>現状値 (令和元年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲荷山環境センターの二酸化炭素排出量</td> <td>1,693 t/年</td> <td>1,676 t/年</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	市民1人1日あたりのもやすごみの量	406 g/人・日	380 g/人・日	再生利用率 <small>(廃棄物の資源化量÷廃棄物の総排出量)</small>	32.2 %	33.0 %	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	稲荷山環境センターの二酸化炭素排出量	1,693 t/年	1,676 t/年
指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)														
市民1人1日あたりのもやすごみの量	406 g/人・日	380 g/人・日														
再生利用率 <small>(廃棄物の資源化量÷廃棄物の総排出量)</small>	32.2 %	33.0 %														
指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)														
稲荷山環境センターの二酸化炭素排出量	1,693 t/年	1,676 t/年														
水環境の保全に関する取組	<p>第3章 都市基盤 第3節 水道・下水道の整備 【施策32】 公共下水道の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d4edda;"> <th>指標</th> <th>現状値 (令和元年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化調整区域第4期整備事業の普及率*</td> <td>59.3 %</td> <td>100.0 %</td> </tr> <tr> <td>有収率</td> <td>77.5 %</td> <td>85.0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>*第4期整備事業の供用開始区域内人口/計画区域内人口、累計</p>	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	市街化調整区域第4期整備事業の普及率*	59.3 %	100.0 %	有収率	77.5 %	85.0 %						
指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)														
市街化調整区域第4期整備事業の普及率*	59.3 %	100.0 %														
有収率	77.5 %	85.0 %														

表 3-4 第3次狭山市環境基本計画での一般廃棄物関係の位置付け

区分	概要		
計画期間	令和4年度～令和13年度		
環境イメージと基本目標	「みどりを友とし地球にやさしい都市・さやま」 基本目標1 ゼロカーボンシティの実現 基本目標2 人と自然との共生 基本目標3 循環型社会の形成 基本目標4 住みよいまちづくり 基本目標5 環境保全への主体的参加		
基本目標	基本方針および施策		
基本目標3 循環型社会の形成	基本方針（5） 資源の循環・有効利用		
	総合指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
	市民1人1日あたりのもやすごみの量	413.3 g/人・日	361.2 g/人・日
	再生利用率	33.0 %	36.8 %
	施策（5）-1 ごみの減量とリサイクルの推進 ■ごみの発生抑制 ■リサイクルの推進 ■4Rの普及啓発の充実 ■ごみの安全な処理		
	個別指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
	家庭系ごみ排出量	34,471 t/年	29,964 t/年
	事業系ごみ排出量	8,162 t/年	7,397 t/年
	集団回収量	2,034 t/年	2,468 t/年
	施策（5）-2 食品ロスの削減 ■食品ロス削減の推進		
基本目標4 住みよいまちづくり	基本方針（6） ごみの適正処理		
	施策（6）-1 適正処理の推進 ■不法投棄対策 ■適正処理の監視・指導		
	施策（6）-2 災害廃棄物の処理体制の充実 ■処理体制の充実		
	基本方針（7） 安全・快適な生活環境の形成		
	総合指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
	川のきれいさ満足度	34.2 %	50 %
	施策（7）-1 公害防止対策の推進 ■必要な規制・指導の強化（生活排水による河川、水路への汚濁負荷の軽減）		
	総合指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
	水洗化率	98.8 %	100 %
	生活排水処理率	97.1 %	98.1 %

3. 国、県計画（廃棄物・リサイクル関連の動向等）

4. ごみ処理の現状

4. ごみ処理の現状

4.1. ごみ処理フロー

令和3年度における本市のごみ処理フローを図4-1に示します。



図4-1 ごみ処理フロー

4.2. 収集運搬

4.2.1. 分別区分と収集区分

本市の分別区分は、図4-2に示すとおり、12分類としています。なお、家庭系ごみの分別区分や地域別の収集日等は「狭山市ごみ分別アプリ」でスマートフォンによって確認することができます。

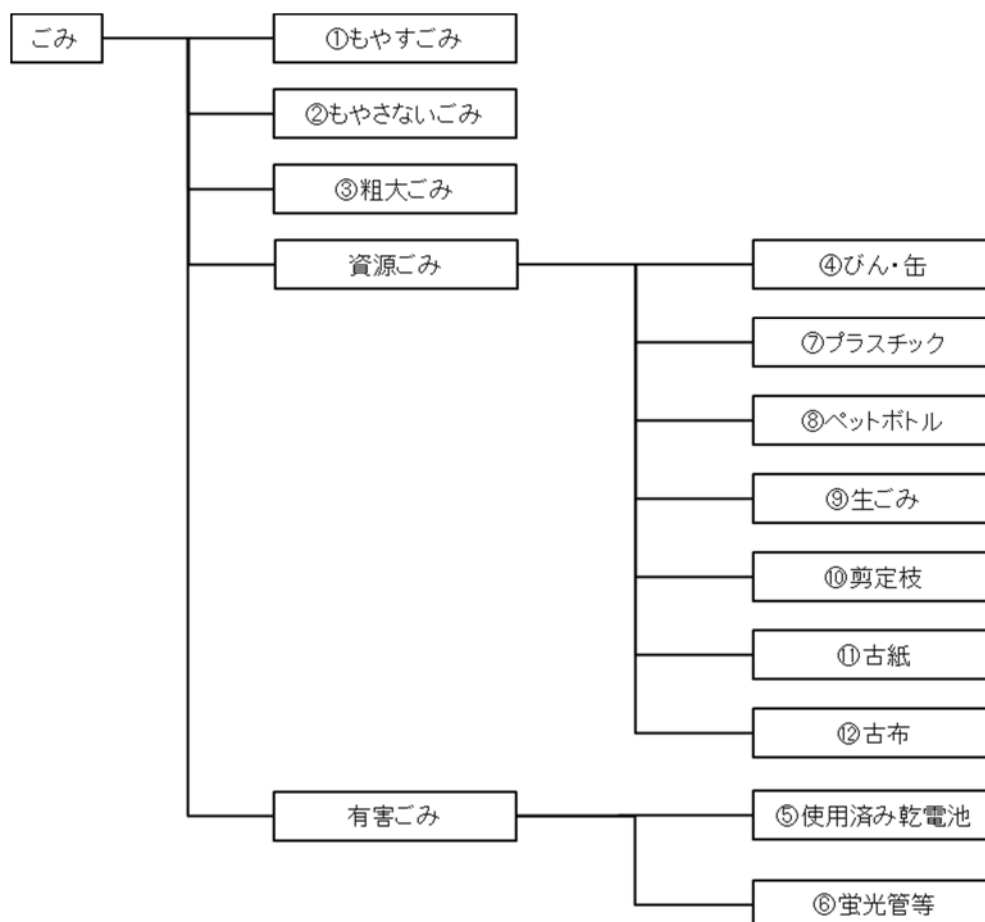


図4-2 分別区分

※事業系ごみもこの分別区分による。

4.2.2. 収集運搬体制

(1) 家庭系ごみ

本市の家庭系ごみの12分類ごとの主な収集品目を表4-1に示します。

ごみの収集区分は、「もやすごみ」、「もやさないごみ（蛍光管等含む）」、「粗大ごみ」、「古紙、古布」、「びん・缶、乾電池」、「ペットボトル」、「プラスチック」、「剪定枝」、「生ごみ（リサイクル事業）」の9区分です。「粗大ごみ」は、事前予約による有料での収集を行っています。

また、資源ごみとしての「剪定枝」は、持ち込みのみ受付けています。なお、区分ごとに表4-1の「回数」に示す頻度により、ごみ集積所に排出されたごみを収集・運搬しています。

4. ごみ処理の現状

表 4-1 家庭系ごみの 12 分類ごとの主な収集品目

区分	主な収集品目	収集・運搬と回数	
①もやすごみ	おむつ、紙おむつ、食用油、生ごみ、乾燥剤、保冷材、使い捨てカイロなど	委託（週 2 回）	
②もやさないごみ	金属、ガラス、せとの類、一斗缶、アルミ箔、小型家電品、使い捨てライター、傘など ※一辺が 30 センチメートル以下で軽量のもの	委託（月 1 回）	
③粗大ごみ	一辺が 30 センチメートルを超える家庭から排出される家具類、電化製品など	直営（電話による収集） 持ち込み	
資源ごみ	④びん・缶	飲料用、食品用、酒類用のびん・缶、スプレー缶・カセットボンベなど	委託（月 2 回）
	⑦プラスチック	プラスチック製のカップ・パック、ポリ袋、ビニール袋、ボトル・フタ、植木鉢、プリンター、CD・DVD、食品トレイ、発泡スチロール、ポリバケツ・ポリタンクなど	委託（週 1 回）
	⑧ペットボトル	清涼飲料用、酒類用、醤油・味りん用などのペットボトル	委託（月 1 回）
	⑨生ごみ（家庭系生ごみリサイクル事業）	資源ごみとして「生ごみ」を収集している対象は、家庭系生ごみリサイクル事業へ参加している世帯	委託（週 1 回）
	⑩剪定枝（剪定枝等リサイクル事業）	奥富環境センター及び稲荷山環境センターに直接持ち込まれた剪定枝	持ち込み
	⑪古紙	新聞紙、段ボール、雑誌・雑紙、牛乳パックなどの古紙が対象です。 ※汚れたものは、資源化（リサイクル）には不向きなため、もやすごみで出す。	委託（月 2 回）
	⑫古布	古着として再利用（リユース）できる古布 ※汚れているもの・濡れているもの・異臭のするものは、対象外なのでもやすごみで出す。	委託（月 2 回）
有害ごみ	⑤乾電池	アルカリ乾電池、マンガン乾電池など	委託（月 2 回） びん・缶の日
	⑥蛍光管等	蛍光管、ライター、水銀体温計・温度計など	委託（月 1 回） もやさないごみ

(2) 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

事業系ごみについては、事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

処理方法は、排出者（事業者）自ら環境センターへ搬入（自己搬入）するか、狭山市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するかのいずれかになります。

4.2.3. ごみ排出量

(1) ごみの総排出量

本市のごみ排出量の推移を表 4-2 及び図 4-3 に示します。

ごみ排出量及び 1 人 1 日あたりのごみ総排出量は、平成 27 年度から平成 30 年度までは減少傾向となっていました。令和元年度、令和 2 年度は若干増加しています。令和 2 年度では、家庭系ごみ量が増え、事業系ごみ量は減少しています。この要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛の影響により、家庭で過ごす時間が増え、外出による飲食店等での消費が落ち込んだことが関係していると考えられます。

表 4-2 ごみ総排出量の推移

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		ごみ総排出量	t/年	47,288	45,863	44,494	44,112
家庭系ごみ	t/年	34,196	33,410	32,845	32,854	33,186	34,471
事業系ごみ	t/年	9,825	9,318	8,703	8,578	9,000	8,162
集団回収	t/年	3,267	3,135	2,946	2,680	2,498	2,034
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	840.4	821.0	799.4	796.9	810.0	816.8

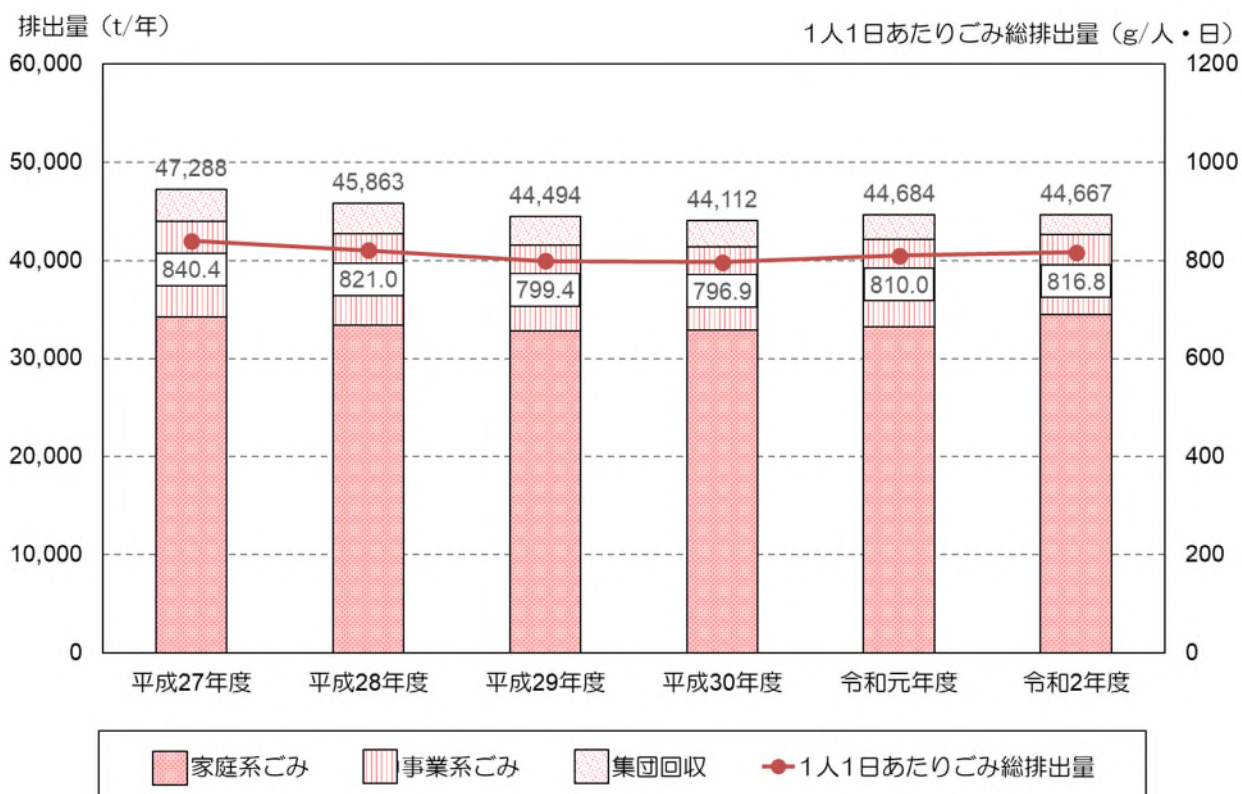


図 4-3 ごみ総排出量の推移

4. ごみ処理の現状

(2) ごみの分類別排出量

本市のごみの分類別排出量の推移を表 4-3 および図 4-4 に示します。

もやすごみは平成 27 年度から平成 30 年度までは減少してきましたが、令和元年度、令和 2 年度ではほぼ横ばいで推移しています。もやさないごみも平成 30 年度まで減少してきましたが、令和元年度に少し増加し、令和 2 年度は大きく増加しています。粗大ごみは平成 28 年度に 2,000t/年を下回りましたが、平成 29 年度以降再び増加傾向となっています。資源ごみは平成 29 年度に 6,700t/年を下回りましたが、平成 30 年度以降増加に転じ、令和 2 年度に大きく増加しています。

表 4-3 ごみの分類別排出量の推移

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
ごみ排出量（家庭系＋事業系）	t/年	44,021	42,728	41,548	41,432	42,186	42,633
もやすごみ	t/年	32,303	31,529	30,639	30,285	30,846	30,339
もやさないごみ（有害ごみ含む）	t/年	2,278	2,245	2,205	2,091	2,177	2,450
粗大ごみ	t/年	2,126	1,959	2,059	2,168	2,273	2,259
資源ごみ	t/年	7,314	6,995	6,645	6,888	6,890	7,585
集団回収	t/年	3,267	3,135	2,946	2,680	2,498	2,034
ごみ総排出量	t/年	47,288	45,863	44,494	44,112	44,684	44,667

排出量 (t/年)

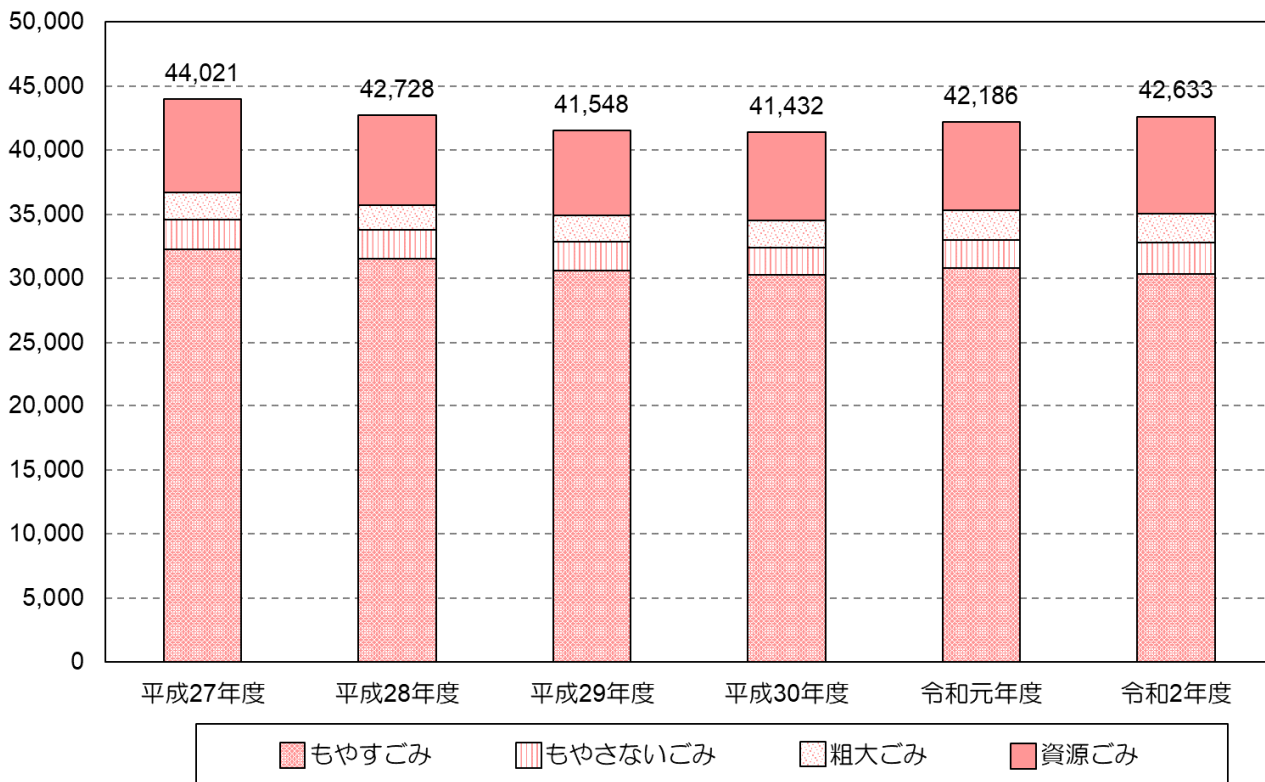


図 4-4 ごみの分類別排出量の推移

(3) 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみ排出量の推移を表 4-4 及び図 4-5 に示します。

もやすごみともやさないごみについては、平成 30 年度までは順調に減少してきましたが、令和元年度、令和 2 年度に増加に転じています。特にもやさないごみは、令和 2 年度の増加量が大きくなっています。粗大ごみは、平成 29 年度以降増加傾向となっています。資源ごみについては、生ごみを除いて他の資源物は令和 2 年度に大きく増加しています。資源物としての生ごみの排出量は経年的に減少している傾向となっています。

表 4-4 家庭系ごみ排出量の推移

項目	年度	年度					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭系ごみ	t/年	34,196	33,410	32,845	32,854	33,186	34,471
もやすごみ	t/年	23,242	22,819	22,469	22,216	22,340	22,600
もやさないごみ(有害ごみ含む)	t/年	2,193	2,189	2,177	2,061	2,142	2,418
粗大ごみ	t/年	2,050	1,904	1,984	2,131	2,218	2,212
資源ごみ	t/年	6,711	6,498	6,215	6,446	6,486	7,241
びん・缶	t/年	1,585	1,545	1,380	1,347	1,309	1,385
古紙・古布	t/年	2,088	1,941	1,839	2,047	2,147	2,685
ペットボトル	t/年	334	333	342	347	333	357
プラスチック	t/年	2,136	2,145	2,145	2,161	2,181	2,265
生ごみ	t/年	208	172	158	151	139	131
剪定枝	t/年	360	362	351	393	377	418
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	607.7	598.1	590.1	593.5	601.6	630.3
もやすごみ	g/人・日	413.1	408.5	403.7	401.3	406.0	413.3
もやさないごみ(有害ごみ含む)	g/人・日	39.0	39.2	39.1	37.2	38.8	44.2
粗大ごみ	g/人・日	36.4	34.1	35.6	38.5	40.2	40.4
資源ごみ	g/人・日	119.3	116.3	111.7	116.4	117.6	132.4

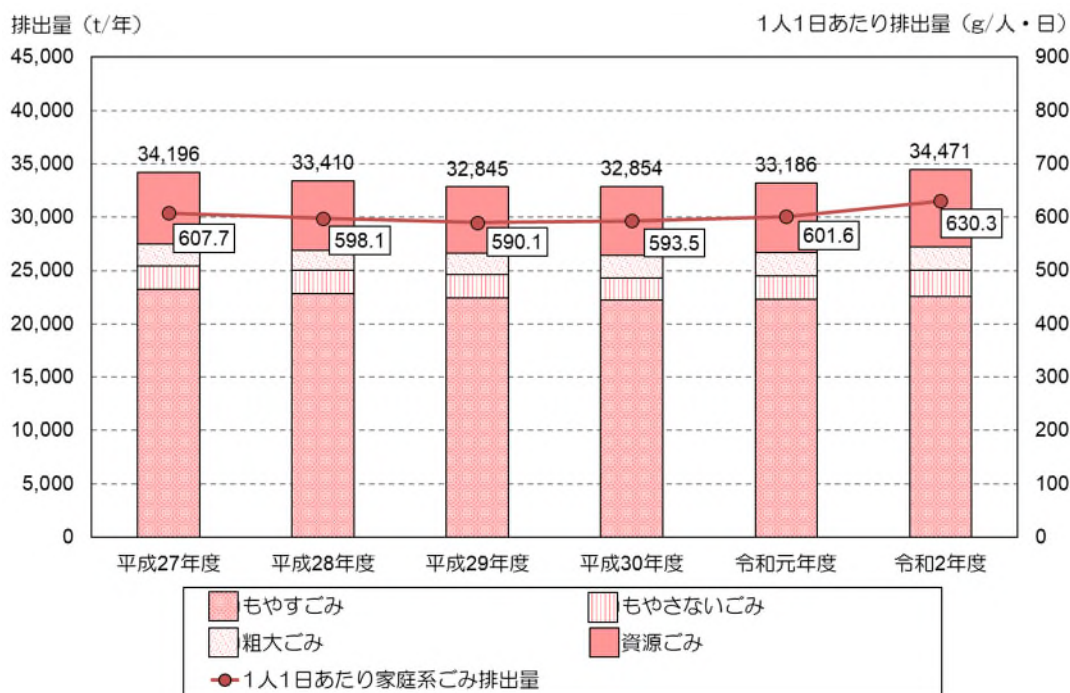


図 4-5 家庭系ごみ排出量の推移

4. ごみ処理の現状

(4) 事業系ごみの排出量

事業系ごみ排出量の推移を表 4-5 及び図 4-6 に示します。

事業系ごみ排出量は平成 27 年度以降ほぼ一貫して減少傾向になっています。令和元年度は前年度と比較して 422t/年増加し、令和 2 年度には令和元年度と比較して 838t/年の減少となっており、ごみ排出量の変動が大きくなっています。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で自粛が続き、事業所活動が停滞したことによる影響が表れていると考えられます。事業系資源ごみの大部分は、剪定枝等ですが、その排出量は経年的に減少しています。

表 4-5 事業系ごみ排出量の推移

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		事業系ごみ	t/年	9,825	9,318	8,703	8,578
もやすごみ	t/年	9,061	8,710	8,170	8,069	8,506	7,739
もやさないごみ	t/年	85	56	28	30	35	32
粗大ごみ	t/年	76	55	75	37	55	47
資源ごみ	t/年	603	497	430	442	404	344
びん・缶	t/年	25	34	28	23	23	17
古紙・古布	t/年	—	—	—	—	—	—
ペットボトル	t/年	1	0	0	0	0	0
プラスチック	t/年	—	—	—	—	—	—
生ごみ	t/年	—	—	—	—	—	—
剪定枝	t/年	577	463	402	419	381	327

排出量 (t/年)

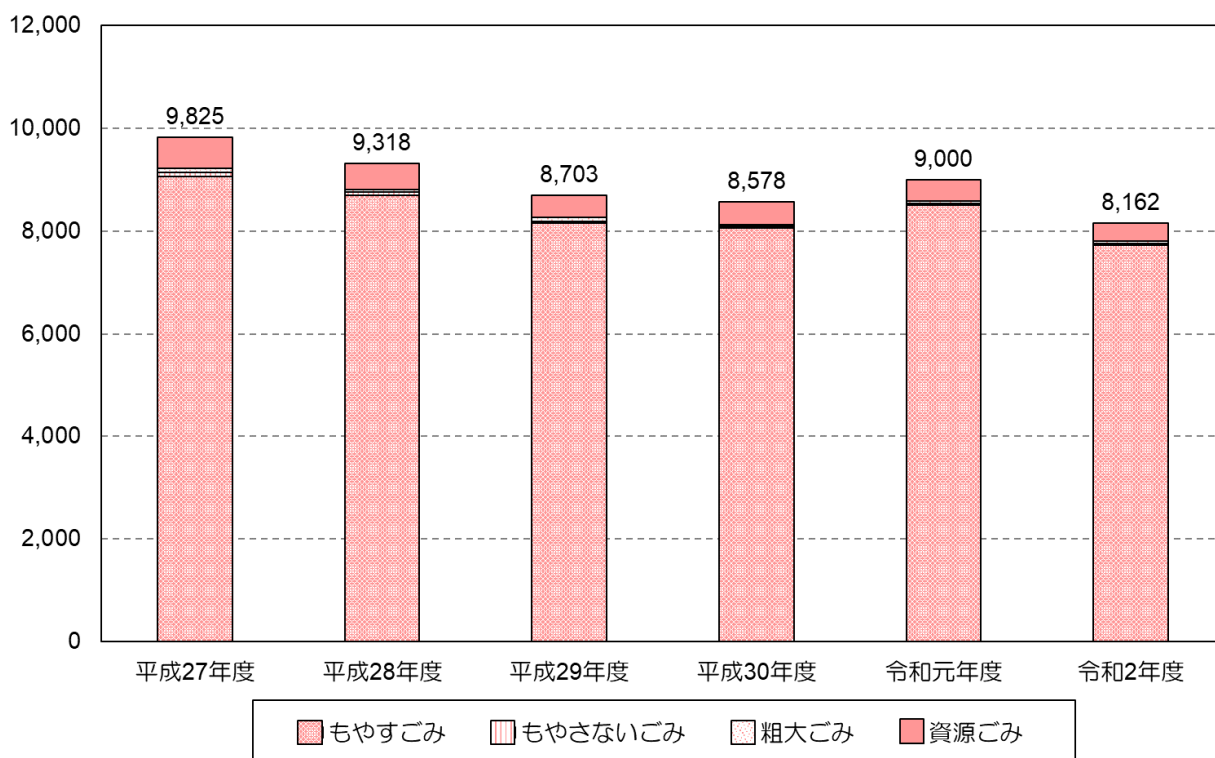


図 4-6 事業系ごみ排出量の推移

(5) 収集形態別のごみ排出量

本市のごみ排出量の推移を表 4-6 に示します。

ごみ排出量は平成 30 年度までは減少傾向となっていました。令和元年度以降、増加傾向になっています。特に家庭系での持ち込みごみ量が増えています。事業所からのごみ排出量は、令和元年度は少し増えましたが、経年的には減少傾向を示しています。

表 4-7 には、収集形態別のごみ排出量の推移を示しています。平成 27 年度までは、直営によるもやすぐみ、もやさないごみ、資源ごみの収集区域がありましたが、平成 28 年度に直営収集は粗大ごみのみとなり、その他のごみは全面的に委託収集に変更となりました。令和元年度は、持ち込みごみ量が対前年比 105.3%と増え、令和 2 年度は委託収集によるごみ量が対前年比 103.0%と増えました。

表 4-6 ごみ排出量の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
排出量	(t)	44,021	42,728	41,548	41,432	42,186	42,633	
家庭系	(t)	34,196	33,410	32,845	32,854	33,186	34,471	
	定期収集	(t)	30,383	29,785	29,134	29,066	29,164	30,057
	持ち込み	(t)	3,813	3,625	3,711	3,788	4,022	4,414
	事業系	(t)	9,825	9,318	8,703	8,578	9,000	8,162
事業所	(t)	9,066	8,531	7,882	7,818	8,150	7,546	
	公共	(t)	759	787	821	760	850	616
集団回収	(t)	3,267	3,135	2,946	2,680	2,498	2,034	
ごみ総排出量	(t)	47,288	45,863	44,494	44,112	44,684	44,667	

表 4-7 収集形態別の排出量の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
直営収集	(t)	2,808	419	351	351	347	371
前年度比	(%)	99.8	14.9	83.8	100.0	98.9	106.9
構成比	(%)	6.4	1.0	0.8	0.8	0.8	0.9
委託収集	(t)	27,575	29,366	28,783	28,715	28,817	29,686
前年度比	(%)	98.8	106.5	98.0	99.8	100.4	103.0
構成比	(%)	62.6	68.7	69.3	69.3	68.3	69.6
持ち込み（許可業者含む）	(t)	13,638	12,943	12,414	12,366	13,022	12,576
前年度比	(%)	97.5	94.9	95.9	99.6	105.3	96.6
構成比	(%)	31.0	30.3	29.9	29.8	30.9	29.5
合計	(t)	44,021	42,728	41,548	41,432	42,186	42,633
前年度比	(%)	98.5	97.1	97.2	99.7	101.8	101.1
集団回収	(t)	3,267	3,135	2,946	2,680	2,498	2,034
ごみ総排出量	(t)	47,288	45,863	44,494	44,112	44,684	44,667

4. ごみ処理の現状

(6) 家庭系ごみ排出時における組成（家庭系ごみ組成調査）

本計画では、排出時の「もやすごみ」及び「もやさないごみ」のごみ組成を分析し、今後のごみ減量、再使用、再生利用及び適正処理を推進する上での基礎データを求めることを目的として、家庭系ごみ組成調査を実施しました。

ごみ組成調査では、ごみ組成を分析し、それぞれに含まれる分別排出されていない資源物の割合を求め、調査結果から資源物の潜在量を推計しています。

調査するための試料サンプリングは、「一戸建て住宅の地域」、「集合住宅ファミリー向け地域」、「集合住宅単身者向け地域」、「商店街地域」を対象として、「もやすごみ」と「もやさないごみ」の排出段階のごみを回収しました。



組成調査の作業状況



食品ロスの例

ア. 家庭系もやすごみの組成調査結果

家庭系もやすごみの組成調査結果を表 4-8 及び図 4-7 に示します。令和 3 年度調査では、もやすごみのうち、最も多くを占めているのは生ごみで、31%になります。生ごみ以外のもやすごみと合わせると、61%になります。したがって、残りのもやすごみとして排出された 40%程度は分別が不完全であるといえます。プラスチック、紙・布類、ペットボトル、びん・缶など資源化できるものの分別徹底を図ることがもやすごみの減量に重要であるといえます。

表 4-8 排出時の家庭系もやすごみの組成調査結果

品目	4地域合計値（令和3年調査）		平成28年調査
	重量(kg)	割合(%)	割合(%)
生ごみ (食品ロス)	36.82 (9.82)	31.4 (8.4)	37.9 (2.8)
もやすごみ	34.78	29.7	25.2
プラスチック	16.43	14.0	11.6
紙・布類	10.42	8.9	18.6
枝草（草木類）	9.22	7.9	4.2
もやさないごみ	7.69	6.6	2.3
ペットボトル	0.88	0.8	0.2
びん・缶・乾電池	0.76	0.7	0.1
白色トレイ	0.28	0.2	0.0
計	117.28	100.0	100.0

※ごみの重量は湿潤重量を示します

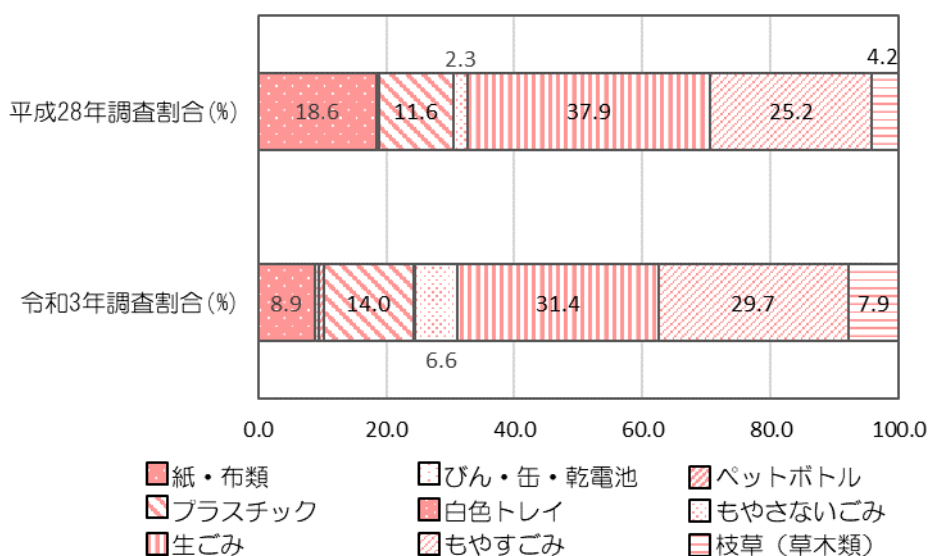


図 4-7 排出時の家庭系もやすごみの組成調査結果

4. ごみ処理の現状

イ. 家庭系もやさないごみの組成調査結果

家庭系もやさないごみの組成調査結果を表 4-9 及び図 4-8 に示します。もやさないごみ以外で最も多いのはプラスチックとなっており、25%を占めています。平成 28 年度調査結果と比較するとびん・かん・乾電池の割合が多くなっています。もやすごみの組成調査結果とも共通しますが、プラスチックの分別が重要といえます。

表 4-9 排出時の家庭系もやさないごみの組成調査結果

品目	4地域合計値（令和3年調査）		平成28年調査
	重量(kg)	割合(%)	割合(%)
もやさないごみ	48.34	60.3	67.7
プラスチック	20.32	25.4	25.2
びん・缶・乾電池	8.26	10.3	4.1
紙・布類	1.12	1.4	0.5
枝草（草木類）	0.86	1.1	0.0
生ごみ （食品ロス）	0.67 (0.67)	0.8 (0.8)	0.3 (0.3)
もやすごみ	0.41	0.5	2.6
ペットボトル	0.14	0.2	0.0
白色トレイ	0.00	0.0	0.0
計	80.12	100.0	100.0

※ごみの重量は湿潤重量を示します

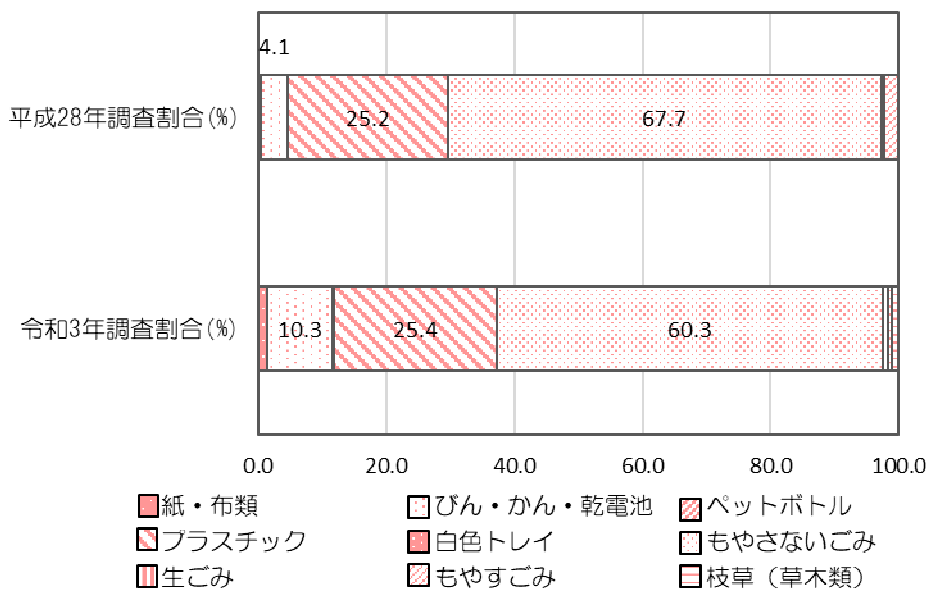


図 4-8 排出時の家庭系もやさないごみの組成調査結果

4.2.4. 生ごみリサイクル事業

本市では、環境負荷の軽減及び焼却処理施設の延命化を図るとともに、循環型社会をめざして、生ごみを”もやすごみ”と分別して収集し、有機資源としてリサイクルする事業を平成14年4月から開始しました。

表4-10には、生ごみリサイクル事業の実施状況を示していますが、近年では生ごみリサイクル事業による生ごみリサイクル量は経年的に減少してきています。

表4-10 生ごみリサイクル事業の実施状況

項目	年度	平成	平成	平成	平成	令和	令和
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
生ごみリサイクル量	t/年	208	172	158	151	139	131
家庭系生ごみリサイクル事業	家庭	t/年	172	154	142	136	126
	公共	t/年	21	18	16	15	13

専用バケツの排出方法



①

②

③

- ① 参加世帯は、生ごみを専用バケツに入れ、ごみ集積所に1週間に1回バケツのまま排出します。
- ② 密閉式バケツは、臭いや汁漏れを防ぐので、ごみ集積所はカラスなどにあらされなく衛生的になる、といったメリットもあります。
- ③ 午前8時から収集が始まります。回収作業に立ち会う必要はありません。

4. ごみ処理の現状

(1) 生ごみ資源化補助事業

本市では、生ごみの減量化施策として、家庭から発生する生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量、堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器と電気式生ごみ処理機の助成を、予算の範囲内で行っています。本事業は、昭和63年度から実施しています。

近年の、補助数と補助金額の推移をみると、平成30年度までは減少傾向でしたが、令和元年度から増加傾向となっています。補助数の大半は専用バケツとなっていますが、令和元年度からは電気式生ごみ処理機の申請が増えてきています。

表 4-11 生ごみ処理機器補助数の推移

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成22年度～令和2年度	
		合計補助数	個	140	141	130	123	137	155
補助制度利用世帯数	コンポスター型	個	8	19	20	14	18	18	216
	専用バケツ	個	129	118	103	100	104	112	1,509
	電気式	個	3	4	7	9	15	25	129
補助金額	円	256,200	281,100	267,800	260,900	338,900	459,600	4,334,200	

生ごみ処理機器補助数（個/年）

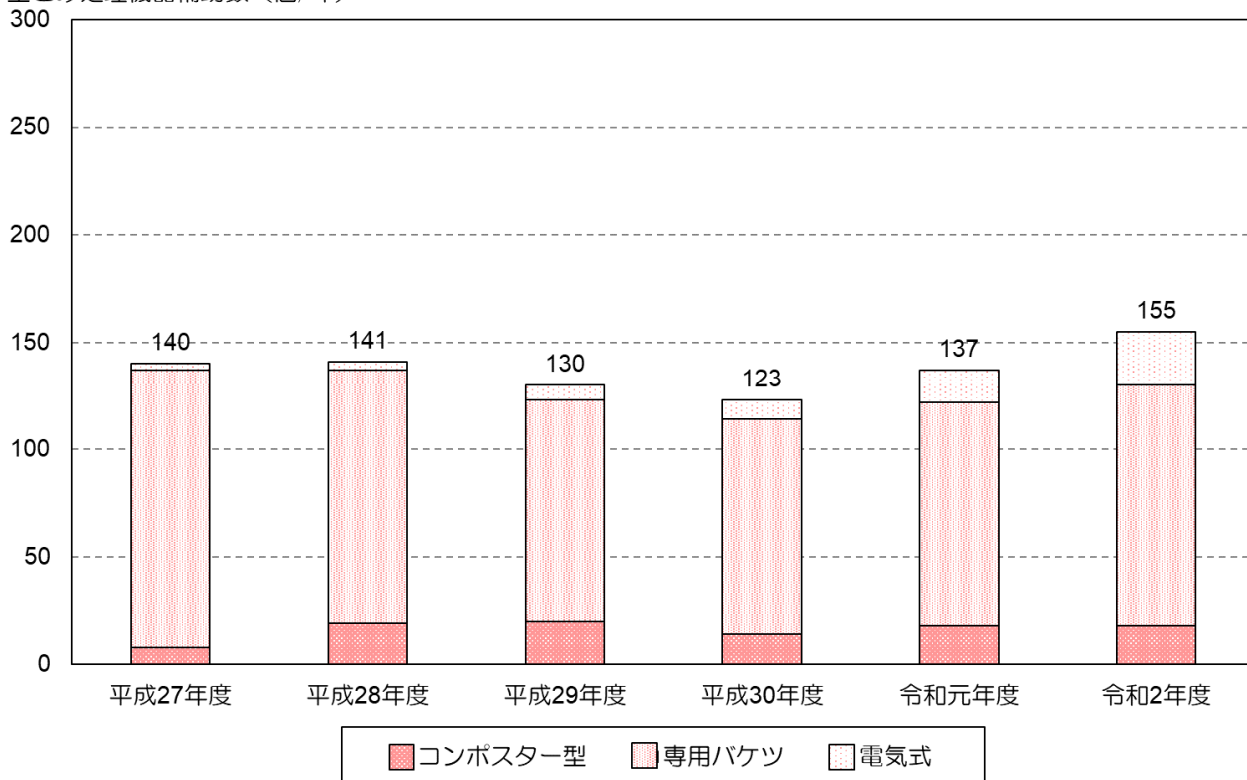


図 4-9 生ごみ処理機器補助数の推移

4.2.5. 集団回収事業

本市の集団回収量の実績の推移を表4-12及び図4-10に示します。

集団回収量は経年的に減少してきています。集団回収量の内訳では、紙類がほとんどを占めていますが、新聞紙、段ボール、雑誌類のすべてが減少してきています。紙類については、雑誌類や新聞などの資源物自体が減少してきていることや、新聞販売店が自主回収していることなどが要因の一つと考えられます。

表4-12 集団回収量の推移

項目		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録団体数	(団体)		171	170	168	166	167	159
登録業者数	(業者)		52	52	52	52	34	34
延べ実施回数	(回)		1,567	1,627	1,633	1,499	1,363	1,203
回収実績(計)	(kg)		3,266,661	3,135,497	2,946,263	2,679,597	2,497,705	2,033,805
紙類	(kg)		3,096,558	2,972,998	2,783,212	2,521,540	2,339,090	1,900,375
	新聞	(kg)	1,766,260	1,660,010	1,523,310	1,355,415	1,234,740	912,320
	段ボール	(kg)	525,395	524,040	511,161	477,570	457,330	427,340
	雑誌類	(kg)	790,107	772,765	736,035	675,300	634,830	549,560
	牛乳パック	(kg)	14,796	16,183	12,706	13,255	12,190	11,155
布類	(kg)	139,720	132,117	133,563	126,851	128,900	106,530	
生きびん	(本)	3,357	2,891	2,458	2,059	1,449	436	
金属類	(kg)	28,033	28,356	27,766	29,764	28,699	26,595	
補助金単価	(円/kg)		5	5	4	4	4	4
補助金交付額	(円)		16,205,040	15,536,510	11,688,516	10,624,896	9,992,552	8,135,744
売却金	(円)		13,861,056	13,629,872	14,634,071	12,609,220	10,050,875	4,409,142
団体収入金額	(円)		30,066,096	29,166,382	26,322,587	23,234,116	20,043,427	12,544,886

※生きびんは1本0.7kgとして計算し、算入。

集団回収量 (t/年)

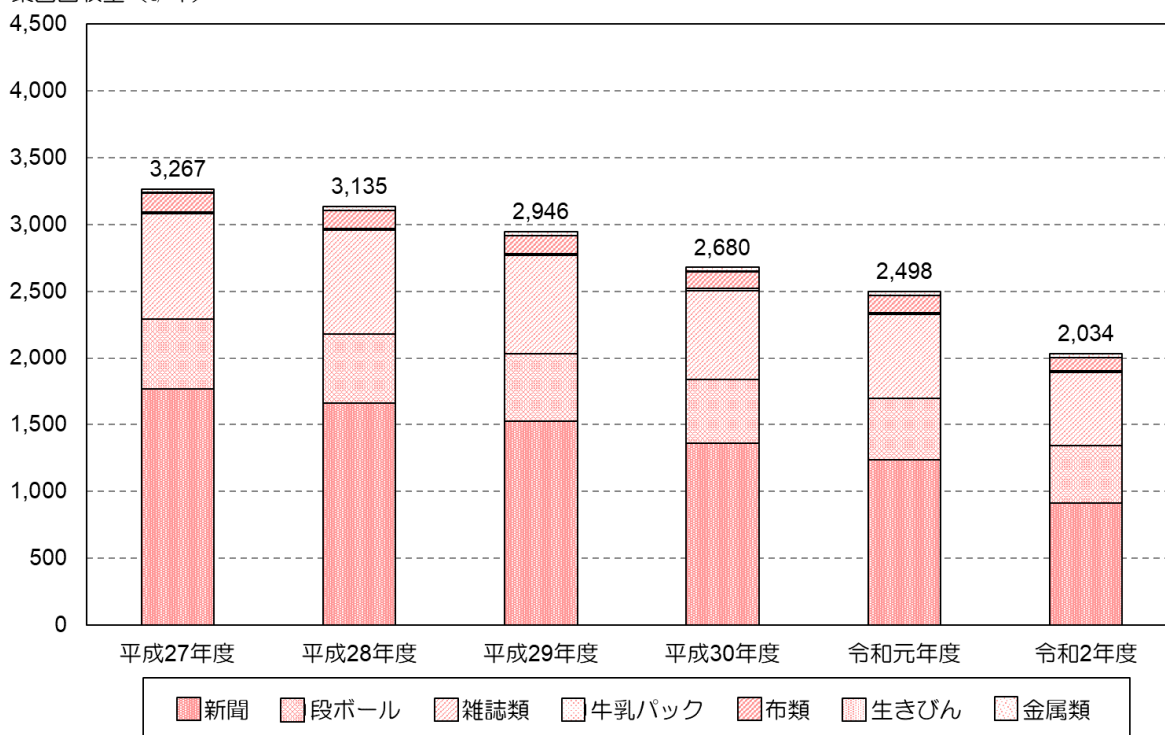


図4-10 集団回収量の推移

4. ごみ処理の現状

4.3. 中間処理

収集したごみを処理するために、分別、破砕、焼却、埋立て等の処理行いますが、分別、破砕、焼却等を中間処理といいます。破砕後の不燃性残渣を埋立て処理することを最終処分といいます。

4.3.1. 焼却処理

もやすごみは、稲荷山環境センターで焼却処理をしています。また、稲荷山環境センターでは、奥富環境センターで発生した可燃物残渣も焼却処理しています。

(1) 焼却処理量

焼却処理量の推移は、表 4-13 及び図 4-11 に示すとおりで、横ばい傾向となっています。

表 4-13 焼却処理量の推移

項目		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
稼働日数	日		340	339	339	340	344	341
焼却量	t/年		35,028	33,801	32,762	33,232	33,521	33,120
焼却灰発生量	t/年		3,963	3,770	3,650	3,696	3,767	3,852

※焼却量は、家庭系および事業系のもやすごみ量（収集・持込）と奥富環境センターで発生する可燃性残渣の合計

焼却処理量 (t/年)

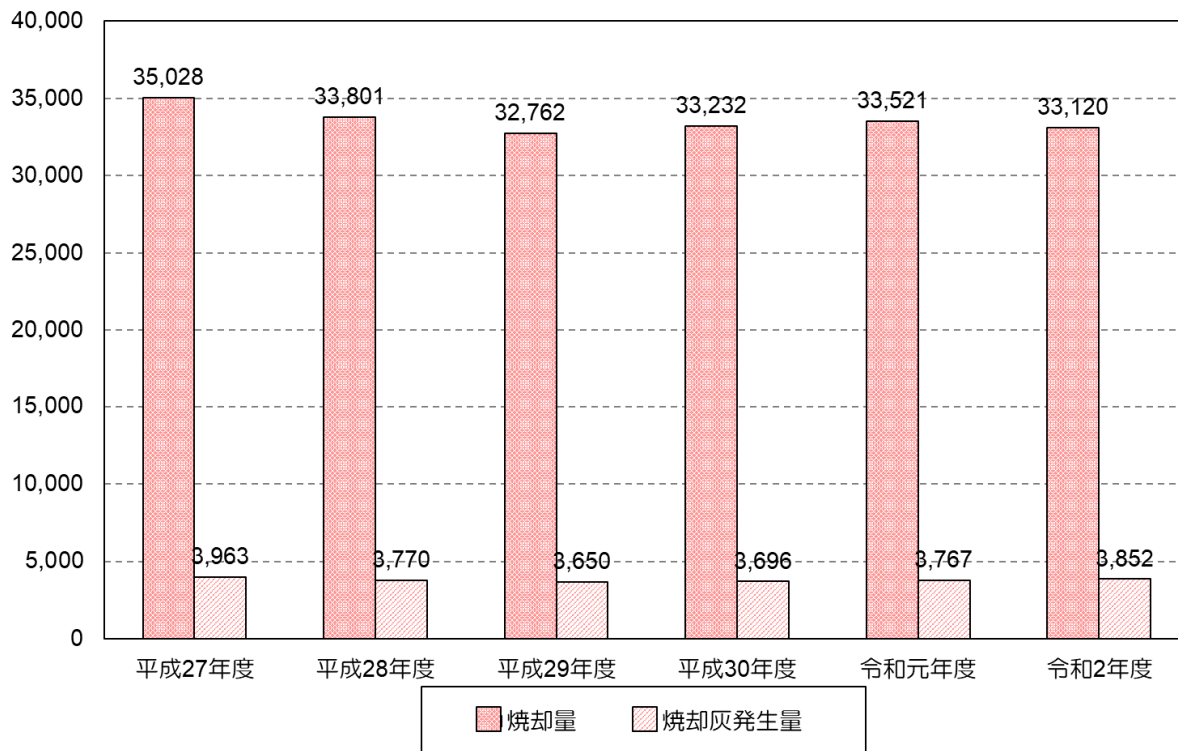


図 4-11 焼却処理量の推移

(2) 焼却時におけるもやすごみの組成（稲荷山環境センター）

もやすごみの組成（稲荷山環境センター、年4回測定値の平均）を表4-14及び図4-12に示します。

過去6年間のごみ組成の平均を見ると、紙・布類が全体の49.7%を占めており、次いでプラスチック・ゴム・皮革類が19.8%、ちゅう芥類が13.2%となっています。組成調査によると、分別により、資源化できるものもかなり含まれており、排出段階での分別排出の徹底が重要であることを示しています。

表4-14 もやすごみの組成の推移（稲荷山環境センター）

項目		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
単位体積重量		kg/m ³	178.8	201.3	171.3	151.3	178.3	170.3	175.2
低位発熱量		kJ/kg	8,638	8,103	8,403	7,338	7,113	9,060	8,109
組成	紙・布類	%	60.5	46.3	45.4	46.8	48.5	50.8	49.7
	プラスチック・ゴム・皮革類	%	20.1	19.0	20.9	18.7	16.7	23.3	19.8
	木・竹わら類	%	7.6	15.8	13.2	8.0	17.0	10.9	12.1
	ちゅう芥類	%	9.2	11.5	13.0	21.6	12.9	10.8	13.2
	不燃物類	%	1.7	3.2	3.3	2.9	1.5	1.5	2.3
	その他	%	0.9	4.3	4.2	2.0	3.4	2.7	2.9

※組成の割合は、乾燥重量の割合を示します。

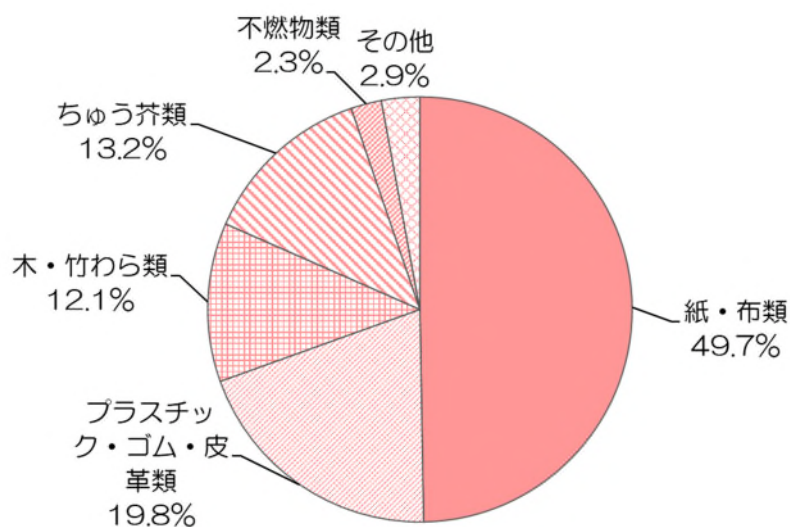


図4-12 もやすごみの組成（稲荷山環境センター、平成27年度～令和2年度の平均）

4. ごみ処理の現状

(3) 稲荷山環境センターの施設整備の方針

稲荷山環境センターは、もやすごみの焼却施設として平成8年4月から稼動し、すでに25年が経過しています。施設の計画的な整備を進める必要性から、令和10年度までの稼動を目途として平成24年度に作成した長寿命化計画に基づき、平成26年度から平成30年度までの5ケ年で基幹改良工事を実施しました。その工事で、余熱利用設備として小型発電機の設置を行い、余剰蒸気を利用した発電により電力使用量削減を図り、施設から排出する二酸化炭素の削減を図っています。

今後は、令和元年度に実施した施設の基礎調査結果に基づき、令和11年度から3か年かけて施設内の焼却設備等の大規模改修を行うことで施設の長寿命化を図る方針を定めた「狭山市稲荷山環境センター施設整備基本方針」により施設整備を計画していきます。

なお、実施予定の次期施設整備では、焼却施設規模を105t/日（災害ごみを含め110t/日）とする方針で計画を進めていきます。

表 4-15 稲荷山環境センターの概要

施設名称	稲荷山環境センター
施設区分	焼却処理施設
所在地	狭山市稲荷山1丁目12番地1
焼却炉形式	全連続燃焼式焼却炉
焼却炉処理能力	165t/24h(55t/24h×3炉)
煙突	高さ44.5m 頂口径0.75m×3基
建設費	124億7330万円
建設工期	平成5年6月～平成8年10月（平成8年4月竣工）
公害防止装置	急冷反応塔・バグフィルタ・触媒充填塔
敷地面積	15,131.11m ²



図 4-13 稲荷山環境センターの外観

4.3.2 資源化

(1) もやさないごみ 粗大ごみ びん・缶の処理量

もやさないごみ及び粗大ごみ、びん・缶などの資源ごみは、奥富環境センターで処理をしています。

もやさないごみ（不燃物）と粗大ごみの処理量の推移を表 4-16 及び図 4-14 に示します。処理量は平成 30 年度までは、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年度以降、処理量は増加傾向となっています。

また、びん・缶の処理量の推移を表 4-17 及び図 4-15 に示します。排出量の減少に比例して、処理量も減少しています。

表 4-16 不燃物・粗大ごみ処理量の推移

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	稼働日数	日	245	246	245	243	241
処理量	t/年	4,381	4,208	4,261	4,257	4,455	4,711
資源化量	t/年	883	904	918	859	914	882
可燃物発生量	t/年	2,443	2,307	2,311	2,375	2,529	2,782
不燃物発生量	t/年	334	335	317	311	312	343

※ 処理量は、もやさないごみと粗大ごみの量です。

※ 資源化量は、破砕、分別処理後のアルミ、ステンレス、鉄、磁性物、家電製品、蛍光管、被覆線などの量の合計です。

※ 不燃物発生量は、破砕、分別処理後に発生する不燃物の量で、最終処分（埋立て）しています。

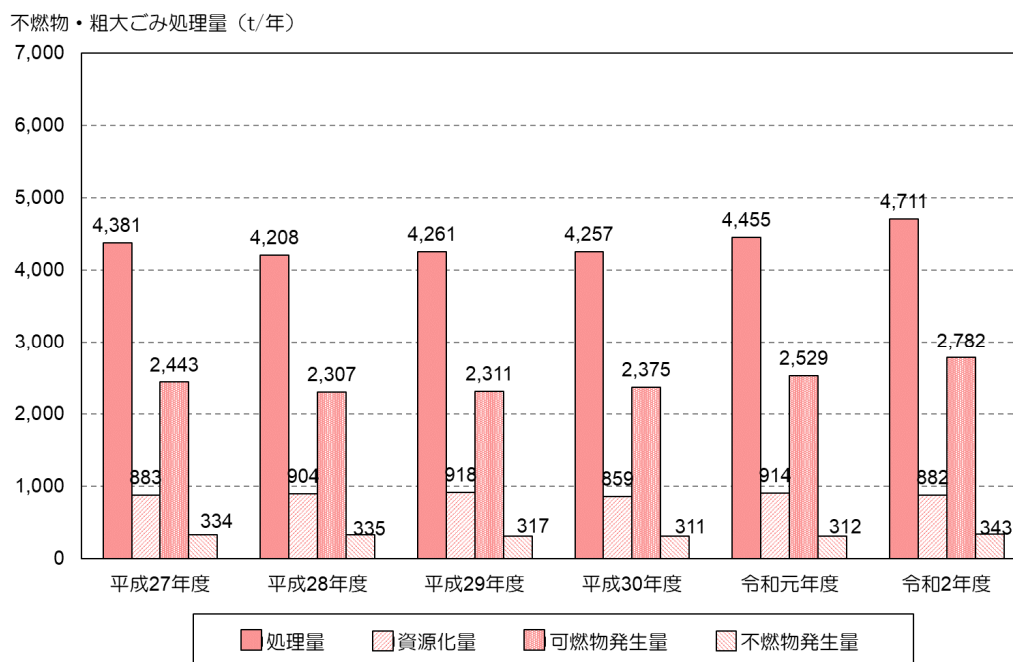


図 4-14 不燃物・粗大ごみ処理量の推移

4. ごみ処理の現状

表4-17 びん・缶処理量の推移

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	稼働日数	日	243	242	242	243	239
処理量	t/年	1,611	1,580	1,408	1,370	1,332	1,402
資源化量	t/年	1,376	1,391	1,304	1,276	1,220	1,256

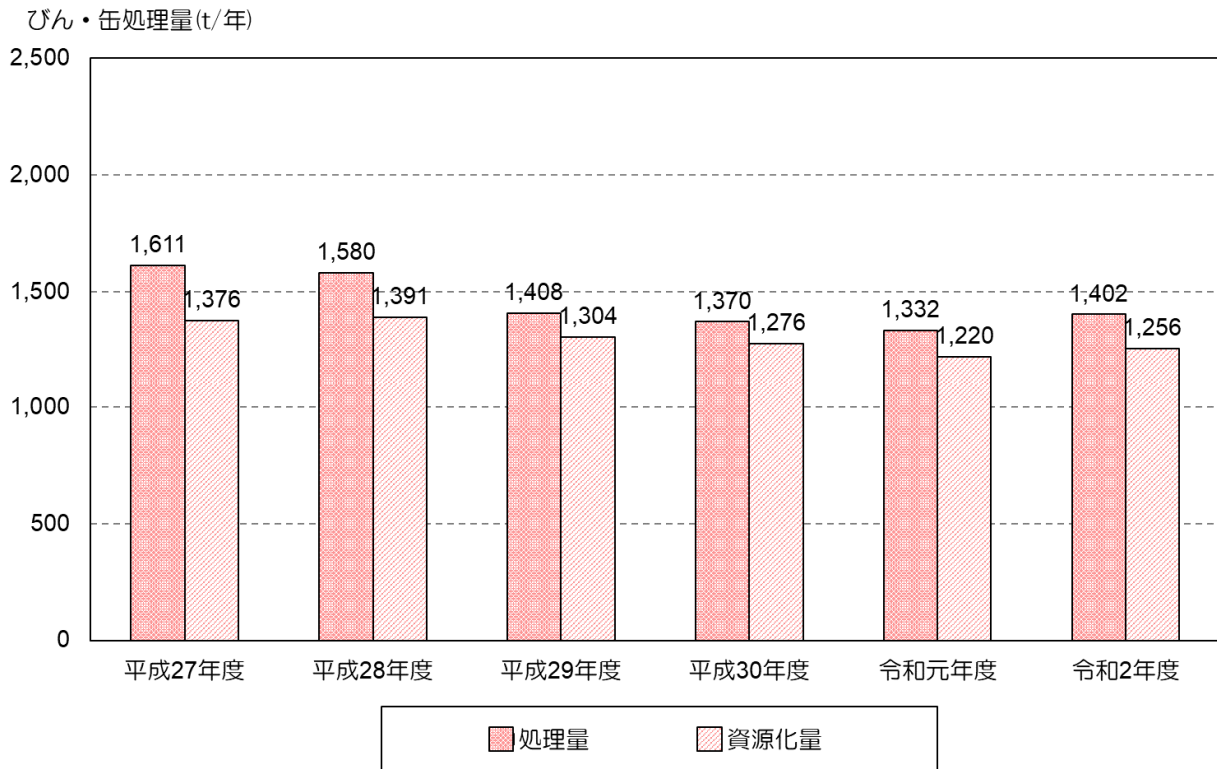


図4-15 びん・缶処理量の推移

(2) 搬入時におけるもやさないごみの組成（奥富環境センター）

奥富環境センターに搬入されたもやさないごみの組成（年4回測定値の平均）を表4-18及び図4-16に示します。

過去6年間のごみ組成の平均を見ると、プラスチック・ゴム・皮革類が42.2%を占めており、次いでガラス類が32.4%となっています。

表4-18 もやさないごみの組成の推移（奥富環境センター）

項目		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
単体積重量		kg/m ³	229.5	239.0	258.0	218.0	239.3	221.3	234.2
組成	紙・布・木・竹わら・ちゅう芥類	%	3.2	6.1	4.3	4.5	4.0	4.5	4.4
	プラスチック・ゴム・皮革類	%	41.5	42.7	35.2	44.9	41.9	46.9	42.2
	ガラス類	%	31.9	34.3	34.4	28.0	35.0	30.9	32.4
	金属類（磁性体）	%	18.6	13.0	22.7	16.4	12.5	12.8	16.0
	金属類（非磁性体）	%	3.0	2.5	2.0	5.0	4.4	3.3	3.4
	その他	%	1.8	1.4	1.4	1.2	2.2	1.6	1.6

※組成の割合は、乾燥重量の割合を示します。

※粗大ごみは含まない。

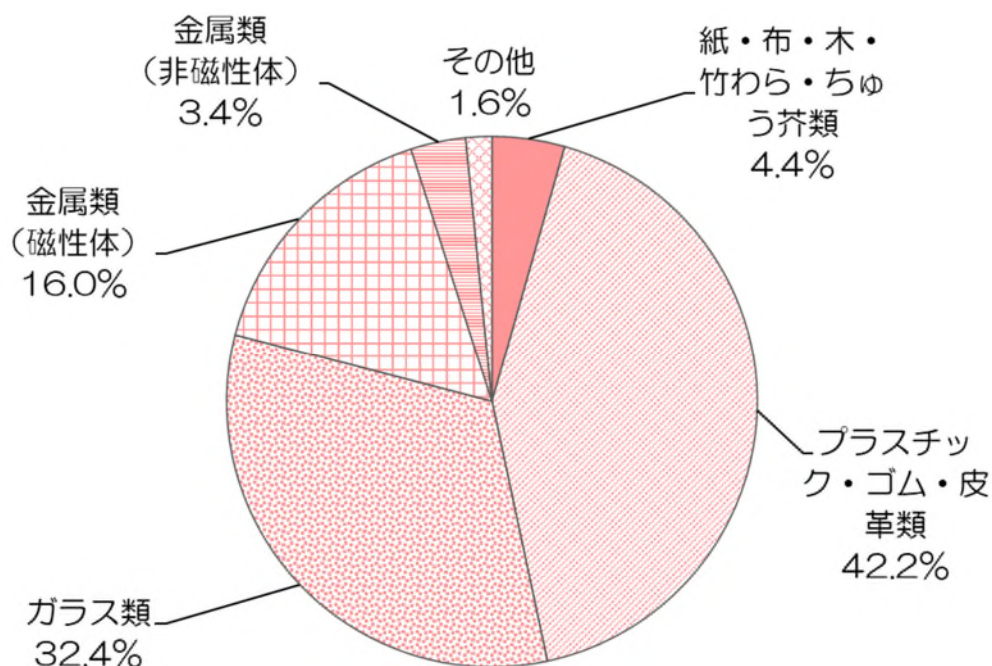


図4-16 もやさないごみの組成（奥富環境センター、平成27年度～令和2年度の平均）

4. ごみ処理の現状

(3) 資源化量

本市の資源化量の推移を表 4-19 及び図 4-17 に示します。

資源化量は平成 27 年度から平成 29 年度までは減少傾向となっていました。平成 30 年度以降増加傾向に転じています。内訳で見ると、古紙・古布、アルミなどの金属類が増加してきています。集団回収による紙類の回収が減少してきている状況から、行政回収による紙類の回収が増えてきているとも考えられます。

表 4-19 資源化量の推移

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
資源化量	t/年	8,314	8,079	7,911	8,121	8,144	8,863
アルミ・鉄廃材・鉄・ステンレス	t/年	709	693	691	704	770	854
びん・缶・カレット	t/年	1,325	1,354	1,260	1,236	1,184	1,216
家電製品・乾電池・蛍光管	t/年	266	248	271	195	179	70
古紙・古布	t/年	2,666	2,558	2,495	2,713	2,820	3,385
ペットボトル	t/年	306	318	323	335	322	332
プラスチック	t/年	2,236	2,236	2,237	2,252	2,263	2,356
剪定枝等	t/年	598	500	476	535	466	520
生ごみ	t/年	208	172	158	151	139	131

資源化量 (t/年)

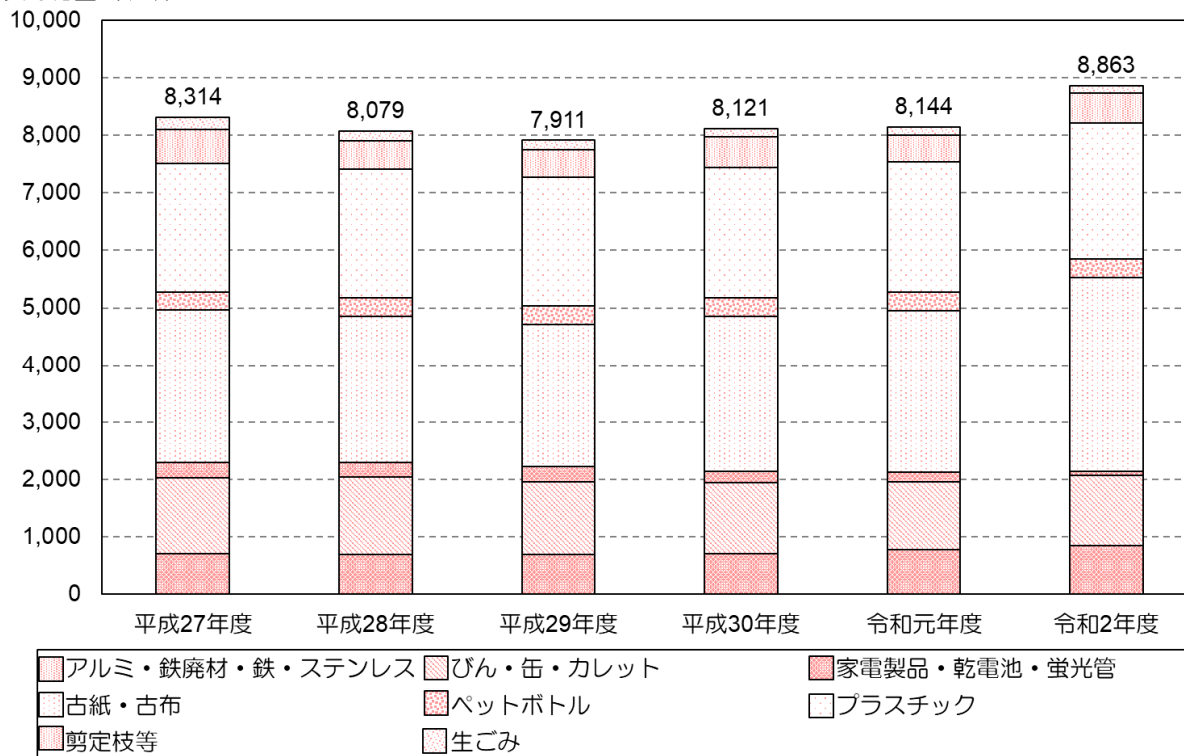


図 4-17 資源化量の推移

(4) リサイクルと再生利用率

本市のリサイクル率、再生利用率の推移を表 4-20 及び図 4-18 に示します。リサイクル率は資源化量と集団回収量を合わせた総資源化量のごみ総排出量に対する割合を示し、再生利用率は総資源化量に焼却灰資源化量を加えた「総資源化量（焼却灰資源化含む）」のごみ総排出量に対する割合を示しています。

リサイクル率、再生利用率は令和元年度に少し低下しましたが、近年ほとんど変動していません。後述するように、本市のリサイクル率（令和元年度県内 8 位）、再生利用率（令和元年度県内 5 位）は、埼玉県内では高い水準となっており、リサイクル都市・狭山を象徴する実績を維持しています。

表 4-20 リサイクル率及び再生利用率の推移

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		ごみ総排出量	t/年	47,288	45,863	44,494	44,112
総資源化量	t/年	11,581	11,214	10,857	10,801	10,642	10,897
資源化量	t/年	8,314	8,079	7,911	8,121	8,144	8,863
集団回収量	t/年	3,267	3,135	2,946	2,680	2,498	2,034
リサイクル率	%	24.5	24.5	24.4	24.5	23.8	24.4
焼却灰資源化量	t/年	3,963	3,769	3,650	3,696	3,767	3,852
セメント資源化	t/年	2,189	1,993	2,070	1,916	1,907	1,979
スラグ化	t/年	325	265	247	384	402	416
人工砂化	t/年	1,449	1,511	1,333	1,396	1,458	1,457
再生利用量（焼却灰資源化含む）	t/年	15,544	14,983	14,507	14,497	14,409	14,749
再生利用率	%	32.9	32.7	32.6	32.9	32.2	33.0

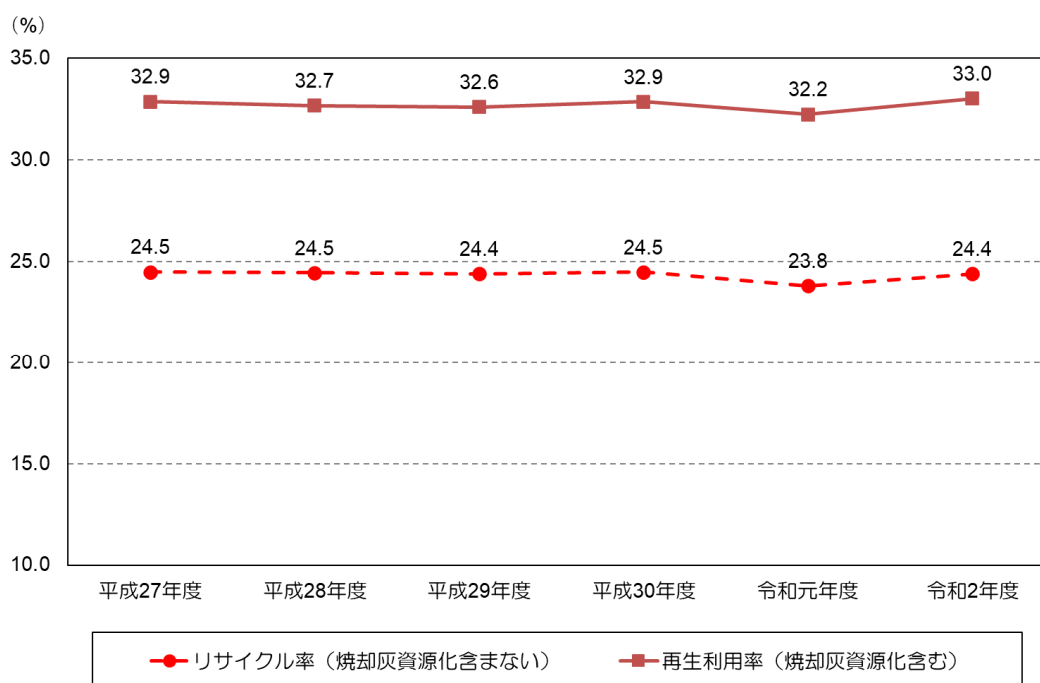


図 4-18 リサイクル率と再生利用率の推移

4. ごみ処理の現状

(5) 奥富環境センターの再編の方針

奥富環境センターは、集積所に排出された家庭系ごみ及び直接搬入されたごみの内、もやさないごみや粗大ごみ、その他の資源ごみを分別し、鉄、アルミニウムなどの金属類や古紙類、小型家電などの資源物をリサイクルするための施設として平成 19 年 7 月から稼動しています。

今後の施設改修については、狭山市公共施設再編計画（平成 30 年 4 月）を踏まえて、計画していきます。

表 4-21 奥富環境センターの概要

施設名称	奥富環境センター
施設区分	廃棄物再生利用施設 ※リサイクルプラザをセンター内に開設
所在地	狭山市大字上奥富 897 番地 1
形式	二軸剪断式粗破砕機・縦型高速回転破砕機
処理能力	不燃ごみ・粗大ごみ 30t/5h びん・缶 13t/5h 計 43t/5h
建設費	22億 7640万円
建設工期	平成 17 年 7 月～平成 19 年 6 月（平成 19 年 7 月竣工）
公害防止装置	バグフィルタ・消音器・脱臭装置・排水処理設備
敷地面積	11,570.7m ²



図 4-19 奥富環境センターの外観

(6) リサイクルプラザ

奥富環境センターに開設されているリサイクルプラザでは、粗大ごみや使わなくなった物として持ち込まれた家具類の中から、再生可能なものを修理再生室にてよみがえらせ、安価で抽選頒布を行っています。表 4-22 には、リサイクルプラザでの不用品、再生家具類の頒布状況を示しています。頒布件数は、年度によって変動していますが、令和 2 年度は大きく減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び市民生活の安全を確保するため、リサイクルプラザを令和 2 年 1 月から休館していたため、頒布活動が休止されたためです。

表 4-22 不用品・再生家具類頒布状況

品目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年
頒布件数	件/年	57,421	53,062	40,363	38,411	34,164	13,913
不用品頒布件数	件/年	56,805	52,563	39,486	37,729	33,553	13,659
衣類	件/年	19,101	18,759	13,969	13,848	11,498	4,394
食器類	件/年	7,785	5,998	4,871	4,918	4,081	1,692
図書類	件/年	3,721	3,937	2,797	2,543	2,974	1,268
ベビー用品・玩具・文房具・バック類	件/年	6,382	5,652	4,139	3,902	3,156	1,109
その他雑貨	件/年	19,816	18,217	13,710	12,518	11,844	5,196
再生家具類頒布件数	件/年	616	499	877	682	611	254
タンス類（和・洋服・整理等）	件/年	90	77	107	113	75	52
戸棚類（食器棚・レンジ台等）	件/年	103	88	55	89	119	70
机類（学習机・食堂テーブル等）	件/年	75	64	70	70	60	40
応接家具類	件/年	21	15	14	9	5	4
ベッド類（シングル・二段ベッド等）	件/年	24	26	23	28	25	9
その他（ドレッサー・ローボード等）	件/年	303	229	608	373	327	79

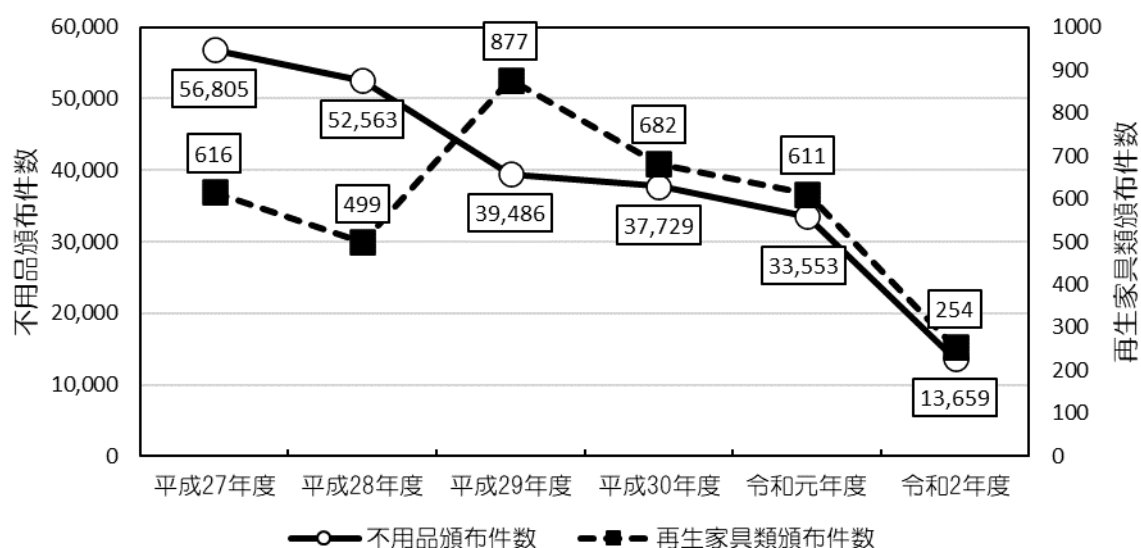


図 4-20 不用品・再生家具類頒布状況

4.4. 最終処分

焼却処理後の焼却灰や、破碎後の不燃性残渣を埋立て処理することを最終処分といいます。本市では焼却灰の全量を資源化（セメント資源化、スラグ化、人工砂化）しているため、奥富環境センターで発生する不燃物残渣のみ最終処分しています。

(1) 最終処分量

本市の最終処分量の推移を表 4-23 及び図 4-21 に示します。

最終処分量は、令和元年度まではもやさないごみ、粗大ごみの減量化に伴って徐々に減少してきましたが、令和2年度に少し増えました。最終処分率（＝最終処分量÷ごみ総排出量×100）は、0.77%となっています。

表 4-23 最終処分量の推移

項目	年度	年度					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ総排出量	t/年	47,288	45,863	44,494	44,112	44,684	44,667
最終処分量	t/年	334	335	317	311	312	343
最終処分率	%	0.71	0.73	0.71	0.71	0.70	0.77

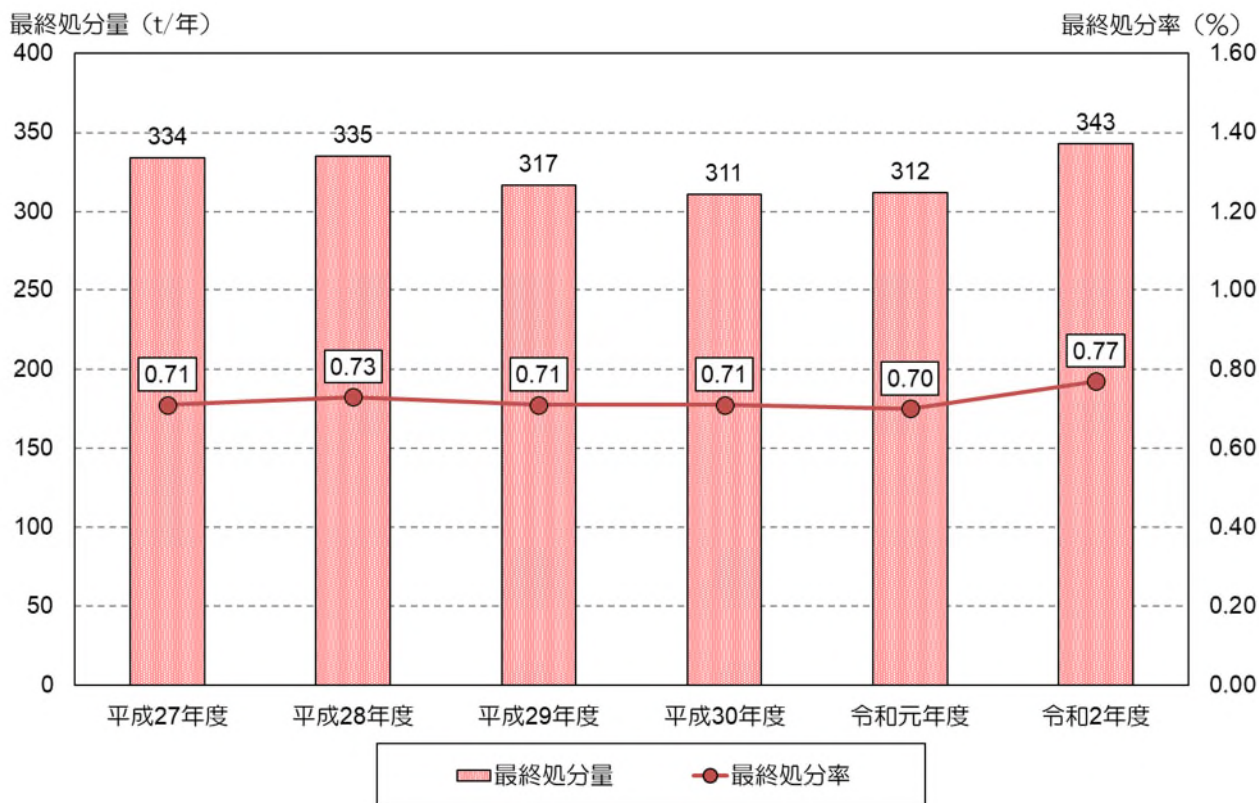


図 4-21 最終処分量の推移

(2) 最終処分場の再編の方針

本市の最終処分場は、平成元年4月から焼却灰、破碎不燃物の埋立を開始し、平成20年度末に埋立が終了しています。その後、最終処分場は閉鎖し、浸出水処理施設の維持管理や周辺環境調査を実施しています。

今後の施設管理、改修については、狭山市公共施設再編計画(平成30年4月)を踏まえて、計画していきます。

表 4-24 最終処分場の概要

施設名称	狭山市一般廃棄物最終処分場
施設区分	一般廃棄物最終処分場
所在地	狭山市大字加佐志 568 番地
浸出液処理方式	回転円板+凝集沈殿+砂ろ過+AOP装置+活性炭吸着+キレート吸着+滅菌
浸出液処理能力	放流量 49.9m ³ /日
事業費	5億 2900万円
建設工期	昭和 62 年 8 月～平成元年 3 月
総敷地面積	12,010m ²
埋立面積	9,770m ²
埋立容積	63,600m ³
埋立方法	準好気性
埋立期間	平成元年供用開始、平成 20 年度末埋立完了
埋立対象物	焼却灰・破碎不燃物

なお、現在、稲荷山環境センターで発生する焼却灰は全てリサイクル（セメント資源化、スラグ化、人工砂化）し、奥富環境センターで発生する破碎不燃物は、県の環境整備センター（最終処分場）に搬入して埋立処分を行っています。



※埋立期間 平成元年2月から令和13年3月31日まで

図 4-22 埼玉県環境整備センターの全景

4.5. 計画の目標達成状況

4.5.1. 計画の目標達成状況

狭山市一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～令和3年度）の目標達成状況について、令和2年度の実績値と対比し表4-25に示します。平成27年度以降、事業系ごみの減量化は進んでいますが、家庭系ごみの減量化や再生利用率の向上はあまり進んでおらず、計画目標の達成は困難であることがわかります。

（1）排出抑制に係る目標

排出抑制に係る目標である「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」は、令和2年度では668g/人・日となっており、計画目標である令和3年度での平成22年度値に対して100g削減の597g/人・日は達成不可能です。事業系ごみ排出量については、令和2年度で8,162t/年となっており、計画目標の8,659t/年は達成しています。総排出量に関しては、家庭系ごみの排出量が多いため、令和2年度は44,667t/年となっており、計画目標の40,896t/年に対して約9.2%の超過となる見込みです。家庭系については、ごみ組成調査結果などを踏まえ、より一層の分別排出によるもやすごみの減量及び、資源化の徹底・啓発が必要です。

事業系については、計画目標を達成しており、減量化は順調に進んでいると判断できます。新型コロナウイルスによる感染防止に観点から事業活動の低迷が続いている業種もありますが、引き続き、ごみ排出量の減量化行動が継続できるように適切に指導・啓発していくことが重要と考えられます。

（2）再生利用に係る目標

再生利用に係る目標である再生利用率、リサイクル率の両指標とも現計画での計画期間（平成28年度から令和3年度）中においてほとんど横ばいで推移しており、計画目標を達成することは困難と考えられます。再生利用率、リサイクル率が向上しない原因の一つとして、社会経済環境情勢の影響により、紙類など資源物そのものの量が減少してきていることに加え、集団回収量の減少が影響していると考えられます。なお、本市は後述するように再生利用率、リサイクル率に関して、埼玉県内はもとより、全国的にみても高水準となっています。今後とも、この高水準のレベルを維持していくことも重要です。

（3）最終処分に係る目標

最終処分量は、令和2年度で0.8%となっており、計画目標値0.6%に対して、微増しています。令和2年度は、コロナ禍における市民生活の変化などから、ごみ排出量が増加傾向にあることが影響して、最終処分量が増えていると考えられます。本市では、焼却灰の全量資源化を実施し、最終処分量は非常に低く抑えている状況ですが、現状の埋立処分量を増加させないことが重要です。

表 4-25 計画の目標達成状況

項目			平成22年度 (基準年度)	平成27年度 (実績値)	令和2年度 (現状)	令和3年度 (計画目標)	令和元年度 (県平均)	令和元年度 (全国平均)
排出抑制に係る目標	1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	g/人・日	697	667	668	597 (100g削減)	660	638
	事業系ごみ排出量	t/年	10,159	9,825	8,162	8,659 (1,500t削減)	-	-
	総排出量	t/年	50,117	47,288	44,667	40,896	-	-
再生利用に係る目標	再生利用率 (焼却灰資源化を含む)	%	34.3	32.9	33.0	34.8	23.7	19.6
	リサイクル率 (焼却灰資源化を含まない)	%	25.4	24.5	24.4	26.4	20.3	17.8
最終処分に 係る目標	最終処分量	%	0.6	0.7	0.8	0.6 (現状を維持)	3.9	8.9

※「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」は、集団回収量を含みます。

※「事業系ごみ排出量」は、事業所などから排出されるごみ（許可業者搬入量＋直接搬入量）の総量です。

※「総排出量」は、家庭系ごみ（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）と事業系ごみ排出量の合計です。

※「再生利用率」＝{集団回収量＋直接資源化量＋中間処理後の資源化量（焼却灰資源化を含む）} ÷ 総排出量

※「リサイクル率」＝{集団回収量＋直接資源化量＋中間処理後の資源化量（焼却灰資源化を含まない）} ÷ 総排出量

※「最終処分量」＝最終処分量 ÷ 総排出量

4. ごみ処理の現状

4.5.2. ごみ処理経費等

(1) 稲荷山環境センターの温室効果ガス排出量

本市の焼却施設である稲荷山環境センターから排出される温室効果ガス排出量の推移を表 4-26 及び図 4-23 に示します。

令和元年度の温室効果ガス排出量は、7,846t-CO₂/年となっており、平成 30 年度までの排出量よりも少なくなっています。エネルギー起源¹及び非エネルギー起源²の排出量は、温室効果ガス排出量の削減目標（平成 20 年度の排出量【エネルギー起源：3,473t-CO₂、非エネルギー起源：14,219 t-CO₂】から 13%削減）を達成しています。

表 4-26 稲荷山環境センターの温室効果ガス排出量の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
エネルギー起源	t-CO ₂ /年	2,958	2,988	2,730	2,384	1,922
非エネルギー起源	t-CO ₂ /年	10,881	8,086	8,787	7,684	5,924
合 計	t-CO ₂ /年	13,839	11,074	11,517	10,068	7,846

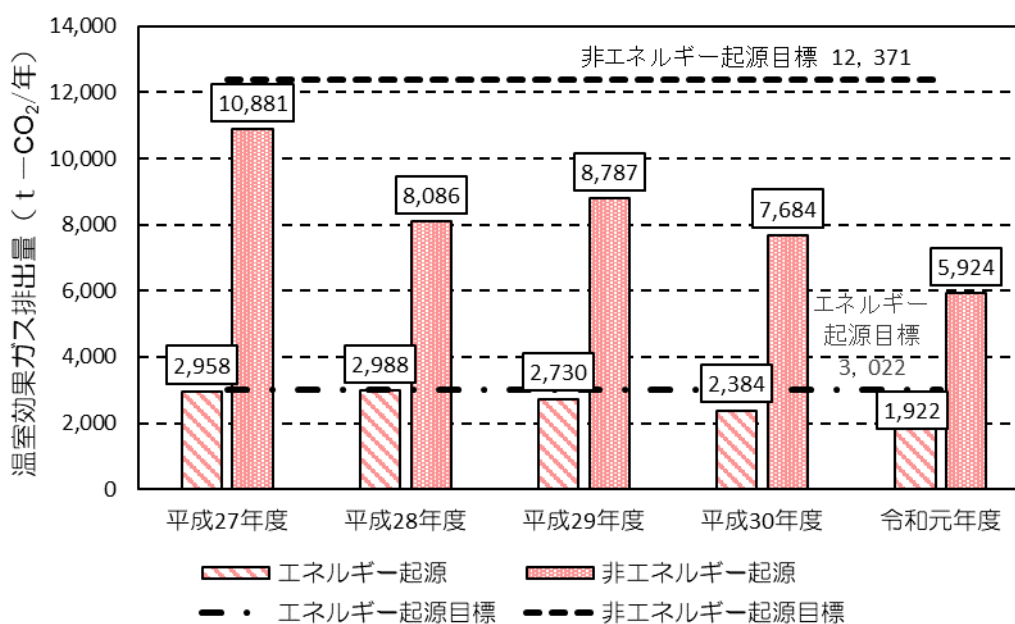


図 4-23 稲荷山環境センターの温室効果ガス排出量の推移

出典：地球温暖化対策計画・実施報告書(令和2年度)

¹ エネルギー起源：燃料の燃焼や、供給された電気や熱の使用にともなって排出される CO₂

² 非エネルギー起源：工業プロセスの化学反応で発生、排出されるものや廃棄物の焼却で発生、排出される CO₂

(2) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を表 4-27 及び図 4-24 に示します。

ごみ処理経費は、平成 30 年度までは、稲荷山環境センターの基幹改良事業費（共通管理費に含まれています）の影響で高額になっていましたが、改良事業が完了した令和元年度からは減少しています。

表 4-27 ごみ処理経費の推移

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		千円/年	千円/年	千円/年	千円/年	千円/年	千円/年
ごみ処理経費	千円/年	2,116,682	2,099,301	2,232,971	2,167,151	1,850,598	1,779,138
収集費	千円/年	524,745	506,688	506,851	505,967	503,348	485,598
処理費	千円/年	618,274	636,101	604,187	589,482	623,202	624,249
処分費	千円/年	181,882	177,001	170,420	172,199	182,792	187,472
共通管理費	千円/年	647,682	640,942	815,412	762,165	406,338	340,099
剪定枝等処理費	千円/年	10,465	8,505	8,095	9,090	7,996	9,088
生ごみ収集処理費	千円/年	10,619	9,491	8,532	7,977	7,401	7,034
プラスチック収集処理費	千円/年	123,015	120,573	119,474	120,271	119,521	125,598
1日あたりの経費	円/日	5,783,284	5,751,510	6,117,729	5,937,400	5,056,279	4,874,351
1tあたりの経費	円/t	48,083	49,132	53,744	52,306	43,868	41,731
1世帯あたりの経費	円/世帯	31,685	31,149	32,802	31,500	26,697	25,468
1人あたりの経費	円/人	13,768	13,716	14,644	14,289	12,278	11,875

※1 世帯あたり、1 人あたりの経費は、各年度 1 月 1 日の世帯数および人口を用いて算出しています。

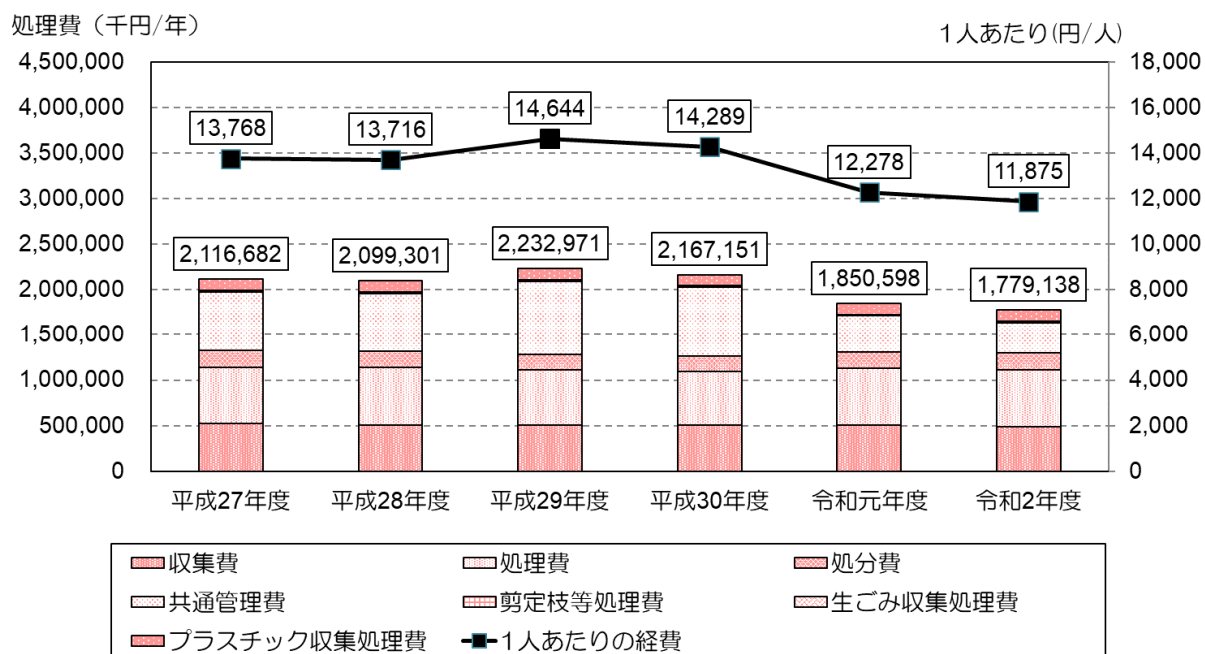


図 4-24 ごみ処理経費の推移

4. ごみ処理の現状

4.5.3. 国、県との比較

本市のごみ処理事業について、国、県の数値と比較した結果を図 4-25 から図 4-29 に示します。図に示す数値については、環境省が公表している一般廃棄物処理実態調査結果の数値を用いています。評価項目は、以下のとおりです。

- ① 1人1日あたりごみ排出量
- ② 1人1日あたり家庭系ごみ排出量
- ③ 再生利用率（焼却灰資源化量を含む）
- ④ リサイクル率（焼却灰資源化量を含まない）
- ⑤ 最終処分率

本市の1人1日あたり家庭系ごみ排出量は、国の平均値より高めに推移していますが、県の平均値よりは良好な水準にあります。また、それ以外の項目について、本市は非常に良好な水準に位置しています。

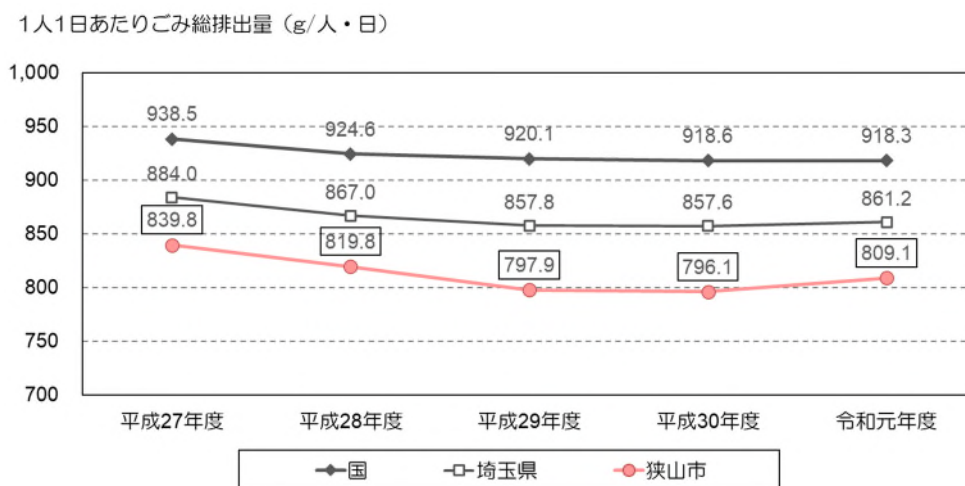


図 4-25 1人1日あたりごみ総排出量の推移

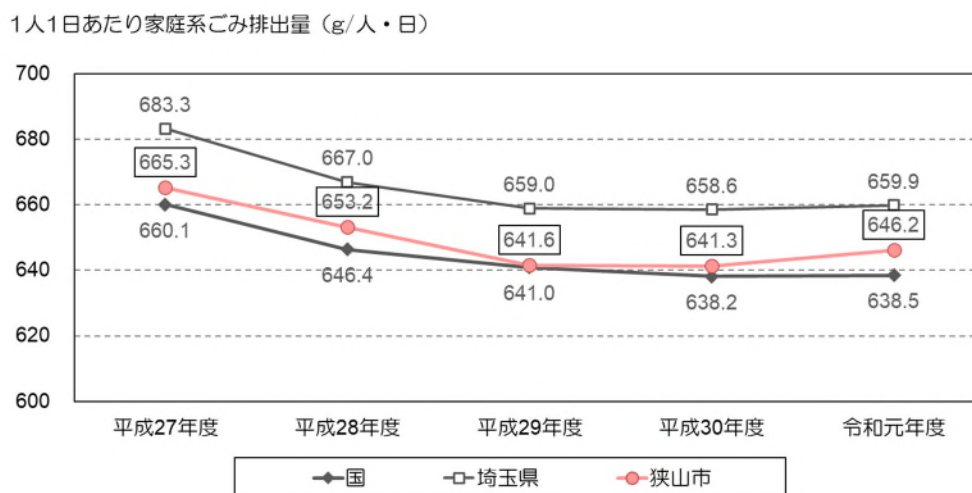


図 4-26 1人1日あたり家庭系ごみ排出量の推移

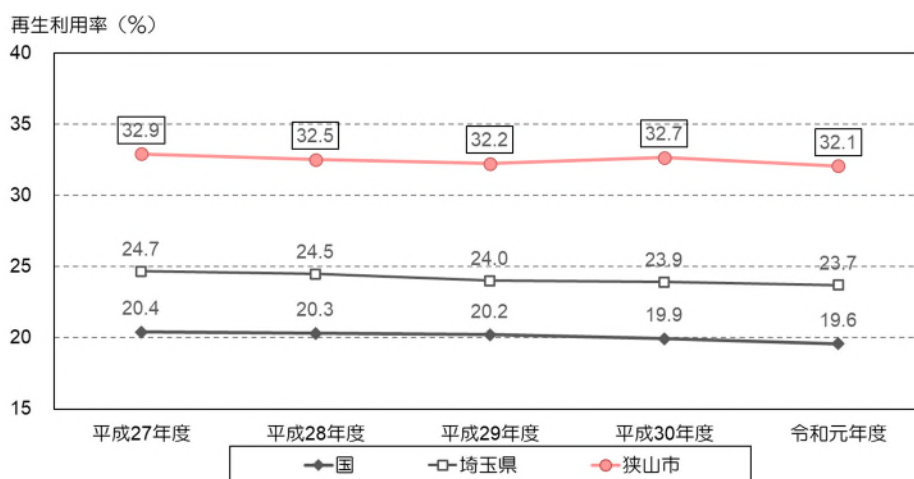


図 4-27 再生利用率（焼却灰資源化量含む）の推移

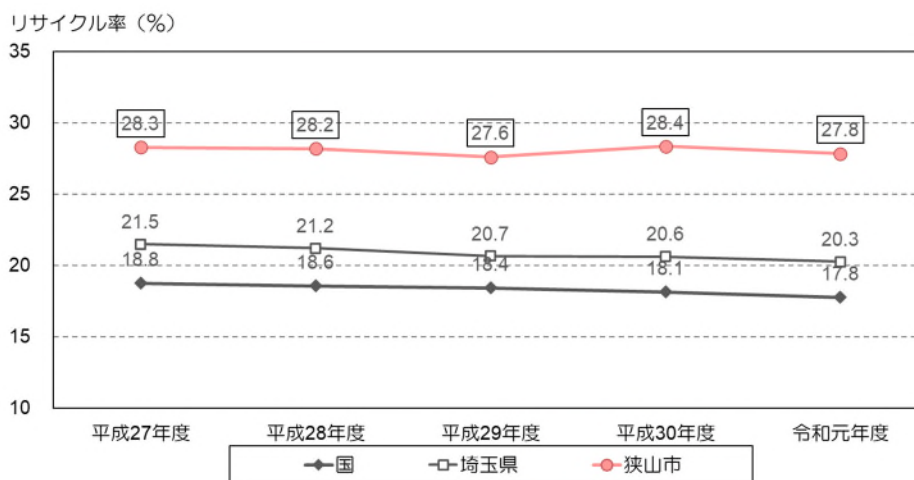


図 4-28 リサイクル率（焼却灰資源化量を含まない）の推移

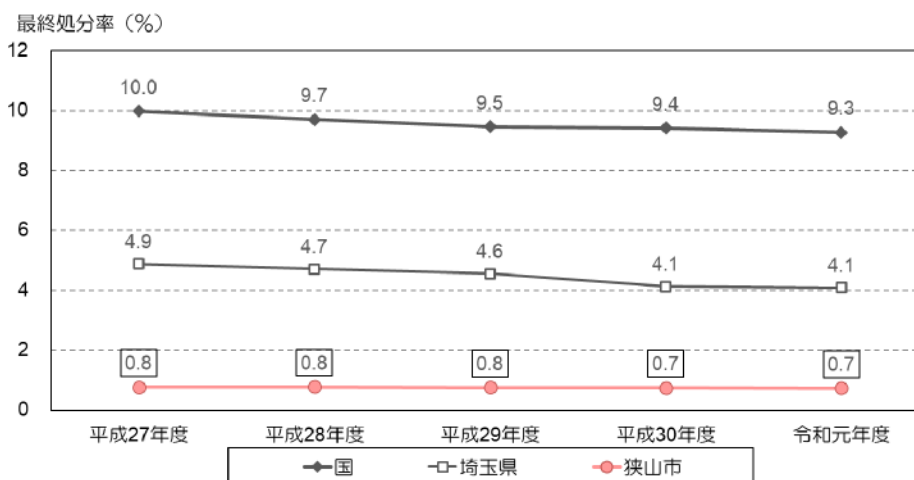


図 4-29 最終処分率の推移

4.5.4. 類似自治体との比較

図 4-30 に、環境省の「システム評価支援ツール」による埼玉県内全市町村の平均値を基準とした狭山市の評価結果を示します（数値が大きいほど良好な状態を示すように基準化しています）。

ここに取り上げた①～⑤のいずれの項目においても、狭山市は県内で優れていることがわかります。

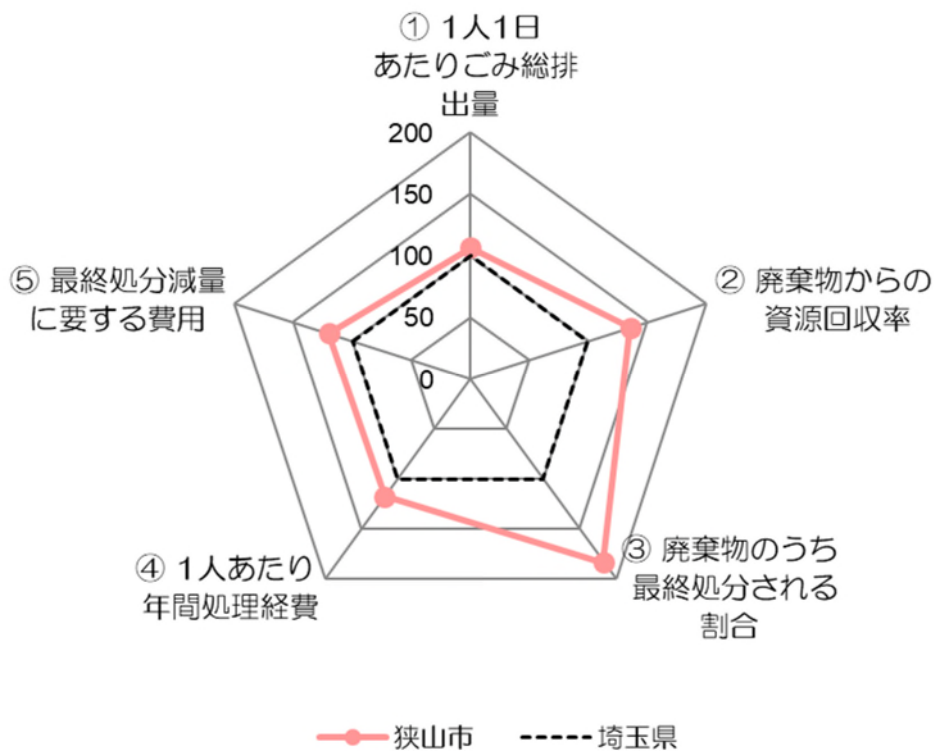


図 4-30 狭山市のごみ処理システムの評価結果
資料：環境省一般廃棄物処理実態調査（令和元年度実績）

4.6. ごみ処理の課題

ごみ処理の状況や国、県の動向などを踏まえ、ごみ処理の課題を整理しました。

(1) ごみの排出量と資源化量からの課題

ごみ排出量の現状や処理状況を踏まえると、検討していく課題は、次の3点となります。

① 家庭系ごみ排出量の更なる削減

ごみの減量状況を見ると、事業系ごみは計画目標どおりに着実に減量化が図られているのに対して、家庭系ごみの減量は計画どおりに進んでいません。家庭系ごみの減量化を図るためには、これまで進めてきたリフューズ（断る）、リデュース（減量）をより一層進めていくことが必要です。

② ごみの分別排出の徹底と再生利用率の更なる向上

ごみの分別排出の周知を進め、資源化できるものの分別排出を徹底することで、もやすごみの減量化が可能となります。

本市は、焼却灰の資源化を含めた再生利用率は 33.0%となっており、埼玉県内では高い水準を維持しています。生ごみについても生ごみリサイクル事業を実施しているほか、容器包装リサイクル法に規定するものとそれ以外のプラスチックについても資源化を進めるなど、先進的な取組を展開しています。再生利用率の向上に向けて、新たなリサイクル品目の調査・検討なども行い、リサイクルの推進を図っていくことが必要です。

③ 最終処分量の減量化

本市の最終処分場は、平成 20 年度に埋立が完了し、現状では焼却灰はすべて資源化し、破碎不燃物のみを埼玉県環境整備センターに埋立処分しています。最終処分量の更なる減量化を図っていく必要があります。

(2) 国の動向等を踏まえた課題

「3. 国、県計画」でも述べたように国では国際的な環境課題として、プラスチック資源循環利用と食品ロスの削減に関して重点的に進めていくという方針を掲げています。本市でも、国の動向を踏まえて、下記のテーマに積極的に取り組む必要があります。

① プラスチック類の資源化

本市では、これまでもプラスチックの資源化を進めてきました。しかしながら、排出時の家庭系もやすごみの約14%、もやさないごみの約25%はプラスチック類（ごみ袋を除く）が占めています。

プラスチック類については、汚れを落としていない軟質プラスチックは、もやすごみへ、汚れを落としていない硬質プラスチックは、もやさないごみへ排出することになっていますが、排出されているプラスチック類（もやさないごみの約25%）の多くは、リサイクル可能と考えられますので、一層の周知により、これらの資源化を進めていくことが必要です。

※汚れを落としたプラスチック類は、資源ごみのプラスチックとして排出をお願いします。

② 食品ロスの削減

家庭系ごみ排出時のもやすごみの組成調査結果でも、食品ロスを含めた生ごみの割合が多くなっています。もやすごみの量を減量化していくためには、食品ロスを削減して生ごみを減量化していくことが必要です。食品ロスは、日頃の買い物や、調理の工夫などで削減していくことが可能です。食品ロス削減が家計の知恵とつながることなどを踏まえた、食品廃棄物削減についての情報提供を充実させていく必要があります。

(3) 将来的なごみ処理行政を見据えた課題

本市では、焼却施設である稲荷山環境センターが耐用年数を迎えることから、施設の更新を計画しています。更新計画の検討にあたっては、将来のごみ処理量の必要規模を十分に考慮して無駄のない施設整備をしていく必要があります。なお、検討にあたっては、下記の2つの観点についても留意する必要があります。

① 家庭系ごみの有料化の検討

家庭系ごみの有料化制度は、自治体の状況に応じた検討が必要であり、ごみ排出量の削減に対して一定の効果が認められるものと推測されますが、排出者の負担が増加するという側面もあり、慎重な検討を要しますので、今後も継続的に検討します。

② ごみ処理の広域化の検討

将来のごみ処理施設のあり方の検討にあたっては、近隣市町と共同でごみ処理施設を集約し、大規模施設建設によるスケールメリットを活かしたごみ処理の広域化を行うという選択肢も考慮する必要があります。ただし、近隣市町における整備手法や施設延命化の期間等が異なり、前提条件や不確定要素が多いことから、現時点では、具体的な比較検討を行うことは困難ですが、今後、近隣市との調整状況等によっては、ごみ処理の広域化を採用する可能性についても検討する必要が生じることも考えられます。

5. ごみ処理基本計画

5. ごみ処理基本計画

5.1. 基本理念

本市は、平成23年度に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量や資源化に関する取組を市民・事業者・行政の3者が協働して取り組んだことにより、ごみ排出量が着実に減少しています。

しかしながら、計画の目標値を達成していない本市の現状を踏まえると、今後も引き続き「ごみ排出量の削減」や「リサイクルの向上」を図っていくことが重要です。

本計画では、令和13年度を見据えた新しい一般廃棄物処理基本計画を策定しますが、ごみ処理の根本の考え方は、これまでの計画と変わるものではありません。

したがって、本計画でも「4R（Refuse：リフューズ 断る、Reduce：リデュース 減量、Reuse：リユース 再利用、Recycle：リサイクル 資源化）」の考え方に基づき、本計画の基本理念を以下のとおり定め、循環型社会を目指していきます。

【4Rの考え方】

- | | | |
|-----------|-------------|--------------------|
| • Refuse | （リフューズ 断る） | ごみになるものを断りましょう。 |
| • Reduce | （リデュース 減量） | 物を大切にし、ごみを減らしましょう。 |
| • Reuse | （リユース 再利用） | 使える物は、繰り返し使用しましょう。 |
| • Recycle | （リサイクル 資源化） | ごみを資源として、再利用しましょう。 |

本市では、3Rの考え方にRefuse（リフューズ 断る）を加え、ReuseやRecycleする前にごみになるものを断るという考え方から4Rとしています。

リサイクルには、運搬や処理の過程で、温室効果ガスの排出などの環境負荷や処理経費の増大などの問題が生じることから、発生抑制（Refuse、Reduce）を最優先に取り組んでいきます。

「さらなる持続可能な循環型社会をめざして」
～「もったいない」で見直す私たちのライフスタイル～

5.2. 基本方針

基本理念で示した「循環型社会」を形成するため、3点を基本方針として各種の取組を推進し、ごみ排出量の削減やリサイクルの向上を図っていきます。

【基本方針1 Refuse(断る)、Reduce(減量)によるごみ発生量の抑制】

レジ袋だけでなく過剰包装を断るなど、市民の関心を高める取組を行いごみの発生量そのものを減らしていきます。

また、家庭系ごみ排出時における組成調査の結果から、資源化できる紙類、プラスチック類がもやすごみに多く含まれていることから、資源物の分別排出を促進し、もやすごみの減量化を図っていきます。

家庭系もやすごみには生ごみも多く含まれており、生ごみを減らしていくため、無駄のない消費生活の推進により食品ロスの削減を図っていきます。

【基本方針2 Reuse(再利用)、Recycle(資源化)による資源回収の推進】

各種資源物のリサイクルを推進し、古紙、古布、プラスチック、びん・缶、ベッドボトルなどの資源物回収を継続して行い、資源化を図っていきます。資源物回収を促進するため集団回収事業参加への啓発なども推進します。

また、排出される粗大ごみなどで再利用可能なものはリサイクルプラザでの再生を継続して行っています。

さらに、事業者に対しては、「事業所古紙共同回収システム」制度の周知を図るなど、継続的な資源化の支援を行っていきます。

【基本方針3 適正な処理・処分の推進】

排出されたごみについては、中間処理施設で適正な処理を行い、稲荷山環境センターから排出される焼却灰の資源化（セメント資源化など）を継続します。また、中間処理施設の維持管理を適切に行い、施設を長期的に使用できるよう努めます。

埋立が終了した一般廃棄物最終処分場には、廃止に向けた適切な管理を継続的行います

5.3. 減量化・資源化等の目標

表 5-1 に本計画の減量化・資源化等の目標値を示します。

表 5-1 本計画の減量化・資源化等の目標値

項 目			基準年度 (令和 2 年度)	中間目標年度 (令和 7 年度)	計画目標年度 (令和 13 年度)
排出抑制に係る目標	1 人 1 日あたり 家庭系ごみ排出量	g/人・日	630	613	603
	事業系ごみ排出量	t/年	8,162	7,825	7,397
	総排出量	t/年	44,667	42,539	39,830
焼却処理量に係る目標	1 人 1 日あたり 家庭系もやすごみ量	g/人・日	413	389	361
	事業系もやすごみ量	t/年	7,739	7,419	7,014
	焼却処理量	t/年	33,120	30,099	27,156
再生利用に係る目標	リサイクル率	%	24.4	26.3	28.8
	再生利用率	%	33.0	34.5	36.8
最終処分に 係る目標	最終処分率	%	0.8	0.7	0.7

※排出抑制に係る目標値の 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は、もやすごみ、もやさないごみ、粗大ごみ、資源ごみの数値であり、集団回収量は含んでいません。

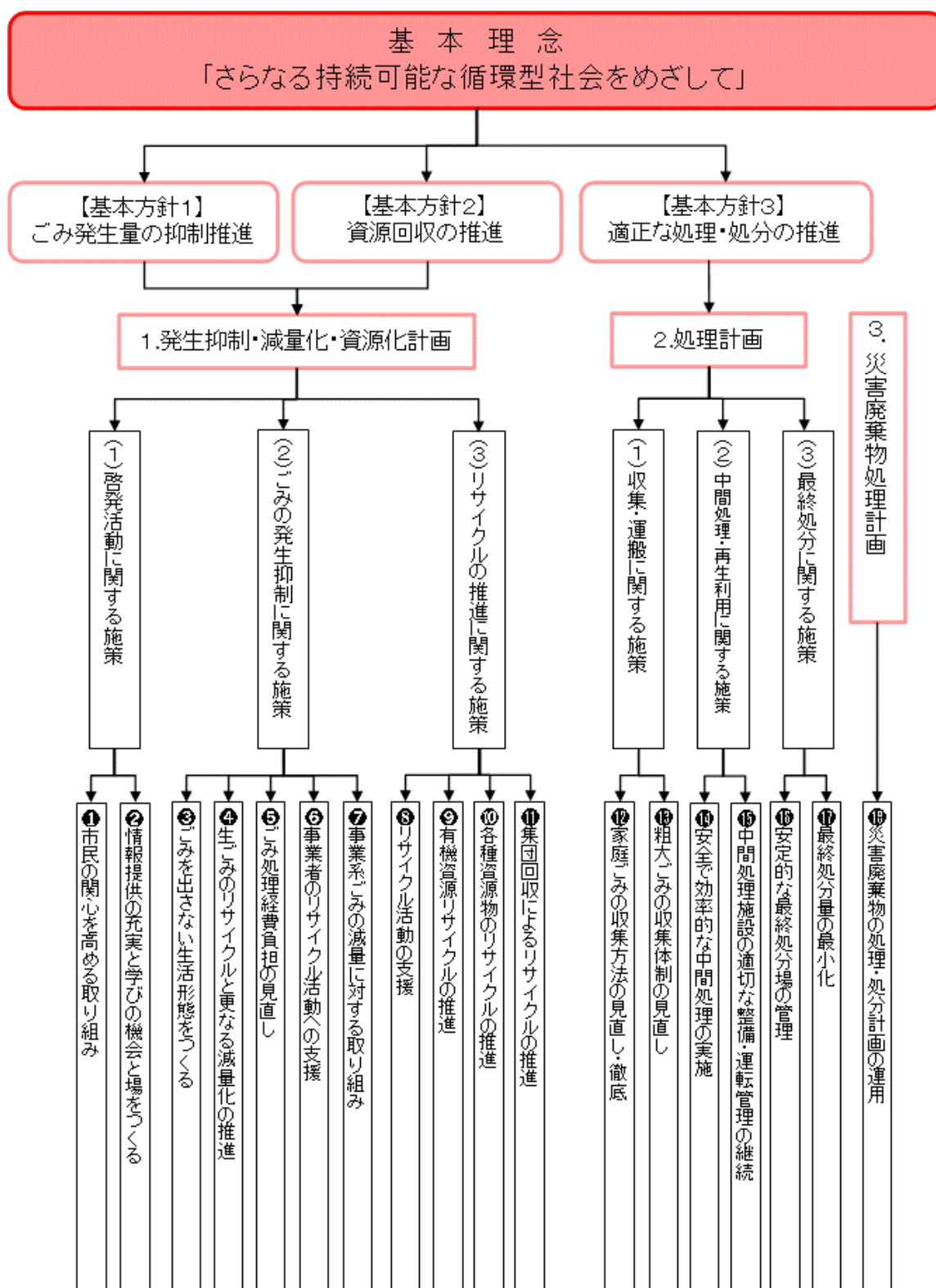
※焼却処理量に係る目標値は、もやすごみに限定した数値です。

※焼却処理量には、奥富環境センターでもやさないごみや粗大ごみを破砕処理した後に発生する可燃性残渣を含みます。

※もやすごみは稲荷山環境センターで焼却処理します。もやさないごみや粗大ごみは奥富環境センターで分別、破砕などの処理をします。

今後、人口減少も進み、もやすごみの量も減少していくことが予測されますが、ごみ処理経費の抑制と施設の負荷軽減を図り、CO₂ 排出量の削減など環境保全のため、引き続き 1 人 1 日あたり家庭系もやすごみ量を減らしていく必要があります。

5.4. 施策の体系



5. ごみ処理基本計画

5.5. 個別施策の内容

施策体系に基づき、個別施策の内容を以下にまとめています。各施策とSDGsのゴールの対応表を表5-2に示します。

表 5-2 各施策とSDGsのゴールの対応表

SDGsゴール	2	4	7	9	11	12	13	14	15	17
										
1. 発生抑制・減量化・資源化計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(1) 啓発活動に関する施策		●			●	●				●
①市民の関心を高める取り組み		●			●					●
②情報提供の充実と学びの機会と場をつくる		●			●	●				●
(2) ごみの発生抑制に関する施策	●	●	●		●	●				●
③ごみを出さない生活形態をつくる	●				●	●				●
④生ごみのリサイクルと更なる減量化の推進	●		●		●	●				●
⑤ごみ処理経費負担の見直し					●	●				
⑥事業者のリサイクル活動への支援					●	●				
⑦事業系ごみの減量に対する取り組み		●			●	●				
(3) リサイクルの推進に関する施策	●			●	●	●	●	●	●	●
⑧リサイクル活動の支援					●	●				●
⑨有機資源リサイクルの推進	●			●	●	●	●		●	●
⑩各種資源物のリサイクルの推進				●	●	●		●		
⑪集団回収によるリサイクルの推進					●	●				●
2. 処理計画			●		●	●			●	
(1) 収集・運搬に関する施策					●	●				
⑫家庭ごみの収集方法の見直し・徹底					●	●				
⑬粗大ごみの収集体制の見直し					●	●				
(2) 中間処理・再生利用に関する施策			●		●	●				
⑭安全で効率的な中間処理の実施			●		●	●				
⑮中間処理施設の適切な整備・運転管理の継続			●		●	●				
(3) 最終処分に関する施策			●		●	●			●	
⑯安定的な最終処分場の管理					●	●			●	
⑰最終処分量の最小化			●		●	●				
3. 災害廃棄物処理計画					●	●				●
⑱災害廃棄物の処理・処分計画の運用					●	●				●

SDGs（持続可能な開発目標）の目標について

アイコン	キーワード	目標の内容
	飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	質の高い教育をみんなに	全ての人を受けられる公正で質の高い教育の完全普及を達成し、生涯にわたって学習できる機会を増やそう
	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人が、安く安定した持続可能な近代的エネルギーを利用できるようにしよう
	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
	住み続けられるまちづくりを	安全で災害に強く、持続可能な都市および居住環境を実現しよう
	つくる責任 つかう責任	持続可能な方法で生産し、消費する取り組みを進めていこう
	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じよう
	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続可能な形で利用しよう
	陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	パートナーシップで目標を達成しよう	目標達成のために必要な手段を強化し、持続可能な開発に向けて世界のみんで協力しよう

出典：外務省 SDGs プラットフォーム

5. ごみ処理基本計画

5.5.1. 発生抑制・減量化・資源化計画

(1) 啓発活動に関する施策



① 市民の関心を高める取り組み

施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 4Rの啓発活動の実施	・ごみの減量化やリサイクルを推進するため、あらゆる機会をとらえて、4Rの啓発活動を実施します。
イ ごみ減量キャンペーンの実施	・ごみの減量化やリサイクルに関する市民へのPRの場として、ごみ減量キャンペーンを実施するとともに、各種イベントに参加し、ごみの減量化やリサイクルについて啓発活動を行います。
ウ 廃棄物減量等推進員との協働による啓発活動	・廃棄物減量等推進員との協働による啓発活動などにより、ごみの減量化とリサイクルを推進します。



② 情報の提供の充実と学びの機会と場をつくる

施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 広報紙やHPなどによる情報提供の充実	・広報紙やHPなどを活用するとともに、狭山市ごみ分別アプリの普及率を高め、情報提供の充実を図ります。
イ ごみに関する情報の即時提供	・市民、団体、事業者などによるごみの減量化やリサイクルの取り組みを支援するため、ごみに関する情報をいつでも提供できるようにします。
ウ 社会科見学の受け入れと出前講座の実施	・ごみ処理施設において、市内の全小学生の社会科見学を受け入れるとともに、公民館等において、出前講座を実施します。
エ リサイクルプラザからの情報発信	・再生家具の展示販売など、リサイクルプラザを拠点とした情報発信により、ごみの減量化とリサイクルを推進します。



(2) ごみの発生抑制に関する施策

③ ごみを出さない生活形態をつくる

施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 使い捨てプラスチックの使用抑制	・国際的な課題となっている海洋プラスチック汚染の対策として、「毎日がノーレジ袋デー」の周知など、使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用を抑制し、分別を徹底します。
イ グリーン購入の推進	・グリーン購入（リサイクル製品など）を市で率先して推進することによって、市民や事業者などのリサイクル製品の利用を促進します。
ウ 食品ロスの削減	・食品ロスの削減に向けて、3010（さんまるいちまる）運動や食べきり運動などの啓発を図るとともに、フードバンク活動への支援を進めます。

④ 生ごみのリサイクルと更なる減量化の推進



施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 生ごみリサイクルの推進	・生ごみリサイクルの推進や家庭内処理に対する支援を通じて、ごみの発生を抑制します。
イ 生ごみの水切りの徹底	・生ごみの水切りの実践例をリーフレット等で紹介するなど、生ごみの水切りの徹底を促進します。

⑤ ごみ処理経費負担の見直し



施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 家庭ごみの有料化の検討	・ごみ収集の有料化など、ごみの発生抑制に関する新たな取り組みの検討を進めます。
イ 搬入ごみの処理手数料の見直し	・近隣市や処理費の高騰などに合わせて、適宜見直しを行います。

⑥ 事業者のリサイクル活動への支援



施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 事業所古紙共同回収システム事業	・事業所から排出される古紙のリサイクルに向けて、事業所に「事業所古紙共同回収システム事業」への参加を呼びかけます。

⑦ 事業系ごみの減量に対する取り組み



施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 事業系ごみの分別排出の徹底	・事業系ごみの減量化に向けて、事業所で発生するごみの分別排出の徹底を促進します。
イ 事業系ごみの搬入検査の実施	・事業系ごみの更なる減量化を図るため、搬入検査など、ごみの排出状況を把握し、状況に応じた指導を行います。
ウ 多量排出事業所からの減量化計画の提出	・事業系ごみの減量化に向けて、多量に排出する事業所に対して、減量化計画の提出を求めるとともに、指導を実施します。
エ 事業系ごみの民間処理の活用促進	・ごみを排出する事業所に対して、民間での処理の活用を促進します。

5. ごみ処理基本計画

(3) リサイクルの推進に関する施策



⑧ リサイクル活動の支援

施策・事業名	施策内容・事業内容
ア リサイクルプラザの運営の充実	・リサイクル情報の発信拠点であるリサイクルプラザの運営を充実します。

⑨ 有機資源リサイクルの推進



施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 家庭系生ごみリサイクル事業	・家庭から排出される生ごみを堆肥化して、もやすごみの減量と有機資源の活用を進めます。
イ 剪定枝リサイクル事業	・奥富環境センター及び稲荷山環境センターに持ち込まれる剪定枝などをリサイクルし、もやすごみの減量と資源化を進めます。

⑩ 各種資源物のリサイクルの推進



施策・事業名	施策内容・事業内容
ア プラスチック類などのリサイクルの推進	・プラスチック類や古紙・古布、びん・缶、ペットボトルなどの分別を周知徹底し、適正な処理を推進します。
イ 新たなりサイクル品目の調査・研究	・新たなりサイクル品目について調査・研究します。

⑪ 集団回収によるリサイクルの推進



施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 資源物集団回収促進事業	・ごみの減量化とリサイクルの推進に向けて、市民の自主的な活動への支援により、資源物の集団回収を促進します。
イ 集団回収事業協力事業者補助制度	・集団回収事業に協力する事業者に対して補助金を交付します。

5.5.2. 処理計画

(1) 収集・運搬に関する施策



⑫ 家庭ごみの収集方法の見直し・徹底

施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 効率的な収集体制の確立	・ごみの収集回数や収集日などを見直し、より効率的な収集体制の確立に取り組みます。
イ 戸別収集の調査・研究	・ごみの戸別収集については、排出者の負担を軽減するとともに、排出者の責任を明確化することにより、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、調査・研究を進めます。



⑬ 粗大ごみの収集体制の見直し

施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 粗大ごみの収集方法の見直しの検討	・粗大ごみの収集方法について、見直しを検討します。

(2) 中間処理・再生利用に関する施策



⑭ 安全で効率的な中間処理の実施

施策・事業名	施策内容・事業内容
ア もやすごみの処理の継続	・廃棄物処理施設を安定して稼働するため、日常点検や定期的な保守点検を徹底し、もやすごみ、もやさないごみ、粗大ごみ、びん・缶などを適切に処理します。



⑮ 中間処理施設の適切な整備・運転管理の継続

施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 廃棄物処理施設の計画的な改修等の実施	・安全で安定した廃棄物処理を実現するため、廃棄物処理施設を適切に管理するとともに、計画的な改修等を行い、施設の長寿命化を図ります。
イ 廃棄物処理施設の更新	・廃棄物処理施設の更新に向けて、施設整備基本方針をもとに、施設整備計画を策定するとともに、財源の確保などを計画的に進めます。

5. ごみ処理基本計画

(3) 最終処分に関する施策



⑩ 安定的な最終処分場の管理

施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 最終処分場の跡地の管理	・最終処分場の跡地について、安全性に配慮して適切に管理するとともに、有効活用に向けて、計画的に整備を進めます。



⑪ 最終処分量の最小化

施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 焼却灰の資源化の推進	・稲荷山環境センターから発生する焼却灰は資源化し、有効活用します。

5.5.3. 災害廃棄物処理計画



⑬ 災害廃棄物の処理・処分計画の運用

施策・事業名	施策内容・事業内容
ア 災害廃棄物の適正かつ円滑な処理	・災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑な災害廃棄物の処理に取り組みます。

6. 生活排水処理基本計画

6. 生活排水処理基本計画

6.1. 生活排水処理の現状

6.1.1. 生活排水処理のフロー

本市の生活排水処理フローを図 6-1 に示します。生活排水は、し尿とし尿以外の生活雑排水（お風呂、洗濯機、台所などからの排水）に分けられます。

公共下水道や合併処理浄化槽が整備されている世帯の生活排水は、し尿も生活雑排水も処理されて公共用水域に放流されています。

しかし、単独処理浄化槽やくみ取り世帯の生活雑排水は、未処理のまま公共用水域に放流される状況となっています。

合併処理浄化槽や単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥やくみ取りし尿は、本市の浄化センターで適切に処理しています。

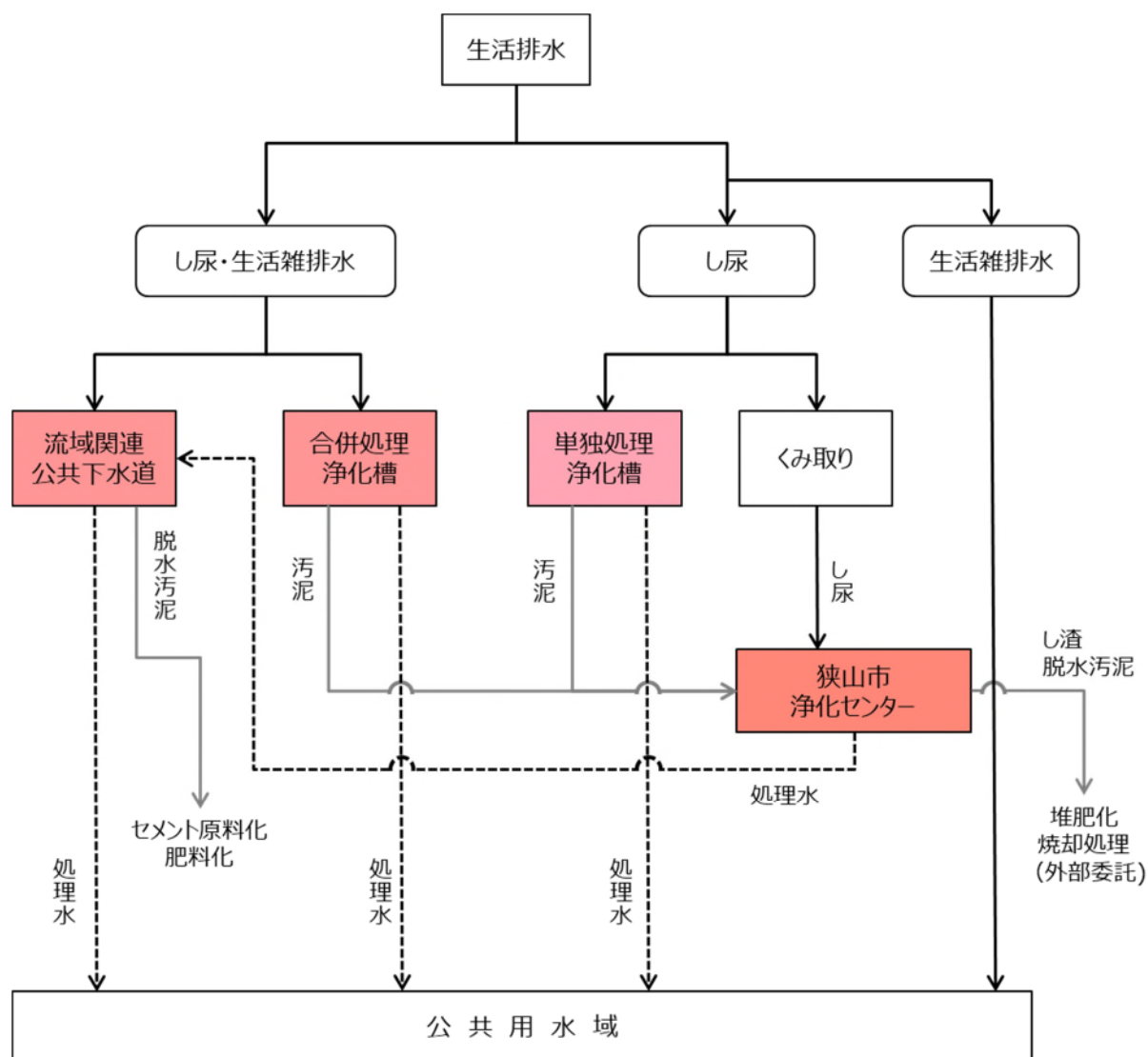


図6-1 生活排水処理フロー

6.1.2. 生活排水処理体制

(1) 処理主体

生活排水の処理施設及び設備は、公共下水道及び狭山市浄化センター、合併処理浄化槽などの設備があります。各施設や設備で処理の対象とする生活排水と処理主体は、表 6-1 に示すとおりです。

なお、公共下水道については、終末処理施設（新河岸川水循環センター）を埼玉県、下水を流す管渠を本市が維持管理しています。

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽は、個人が設置して維持管理を行っています（ただし、単独処理浄化槽の新規設置は法律で禁止されています）。

し尿・浄化槽汚泥を処理する狭山市浄化センターは、本市が維持管理しています。

表 6-1 生活排水処理の主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	県・市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
狭山市浄化センター	し尿及び生活雑排水	市

(2) 収集・運搬

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制は、表 6-2 に示すとおりです。

表 6-2 収集・運搬体制

区分	体制
し尿（事業系）	許可業者
し尿（家庭系）	委託
浄化槽汚泥	許可業者

(3) 浄化センターの再編の方針

本市で発生するし尿・浄化槽汚泥は、浄化センター（し尿処理施設）で処理しています。

浄化センターは、平成 16 年 4 月に稼働を開始しており、処理能力 39kℓ/日の施設です。

搬入されたし尿・浄化槽汚泥は、脱水汚泥と処理水に分離され、処理後の処理水は、公共下水道に放流しています。し渣・脱水汚泥は、外部委託により堆肥化及び焼却処理されています。

今後の施設改修については、旧施設の解体を含め狭山市公共施設再編計画（平成 30 年 4 月）を踏まえて、計画していきます。

表 6-3 浄化センターの概要

施設名称	狭山市浄化センター
施設区分	し尿処理施設
所在地	狭山市柏原 3407 番地の 1
処理方式	前処理脱水希釈・下水道放流方式
処理能力	39kℓ/日
建設工期	平成 13 年 9 月～平成 16 年 3 月
稼働開始	平成 16 年 4 月
敷地面積	10,200m ² （都市計画決定）
建物延べ床面積	1,495.05m ² （トラックスケール、上屋 33.75m ² は除く）



図 6-2 浄化センターの外観

(4) 公共下水道の概要

本市の公共下水道は、昭和46年度から、まず新市街地（狭山台地区113ha）を対象に事業認可を受け、単独公共下水道として事業に着手しました。

この事業の完了と同時の昭和50年度から荒川右岸流域下水道に参画し、全体計画処理区域を行政区域の84%にあたる4,125haとして、整備を進めています。

荒川右岸流域下水道は、本市のほか川越市、所沢市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町の10市3町を処理区域とし、汚水は、和光市の終末処理場（新河岸川水循環センター）で処理されます。

処理場と各市町を結ぶ幹線の流域下水道は、関連市町も建設費を負担し県が建設し、流域下水道と各家庭などを結ぶ流域関連公共下水道は、各市町が整備します。

本市は、平成7年度末には市街化区域の整備をほぼ完了し、平成5年度からは市街化調整区域の整備に着手、平成27年度から市街化調整区域第4期事業を行っています。

下水道の普及状況を表6-4に示します。

表6-4 下水道普及状況

項目		年度					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
普及率 (B/A)	%	95.5	95.6	96.0	96.5	96.6	96.7
行政区内人口 (A)	人	153,516	152,730	151,986	151,259	150,394	149,828
処理区内人口 (B)	人	146,623	146,045	145,927	145,919	145,210	144,869

※各人口は各年度末4月1日現在の数値です。

6. 生活排水処理基本計画

6.1.3. 生活排水処理形態別人口

本市の生活排水処理形態別人口の推移を表 6-5 及び図 6-3 に示します。

生活排水処理形態別人口をみると、令和 2 年度で公共下水道の水洗化率は 98.8% となっており、合併処理浄化槽を含めた生活排水処理率は、97.1% となっています。単独処理浄化槽人口、し尿収集人口は減少傾向にあり、生活排水未処理人口は減少しています。

表 6-5 生活排水処理形態別人口の推移

項目		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口（計画処理区域内人口）		人	153,516	152,730	151,986	151,259	150,394	149,828
生活排水処理人口		人	147,741	146,786	146,448	146,369	145,874	145,543
公共下水道	処理区域内人口	人	146,623	146,045	145,927	145,919	145,210	144,869
	水洗化人口	人	144,176	143,766	143,568	143,786	143,380	143,145
	水洗化率	%	98.3	98.4	98.4	98.5	98.7	98.8
合併処理浄化槽人口		人	3,565	3,020	2,880	2,583	2,494	2,398
生活排水処理率		%	96.2	96.1	96.4	96.8	97.0	97.1
生活排水未処理人口		人	5,775	5,944	5,538	4,890	4,520	4,285
単独処理浄化槽人口		人	5,301	4,517	4,303	3,910	3,752	3,584
し尿収集人口		人	474	1,427	1,235	980	768	701
自家処理人口		人	0	0	0	0	0	0

※人口は各年度末 4 月 1 日現在の数値です。

※水洗化率＝公共下水道水洗化人口÷処理区域内人口×100%

※生活排水処理率＝（公共下水道水洗化人口＋合併処理浄化槽人口）÷総人口×100%

※平成 27 年度までは集計方法が異なっていたため、し尿収集人口が少なくなっていました。

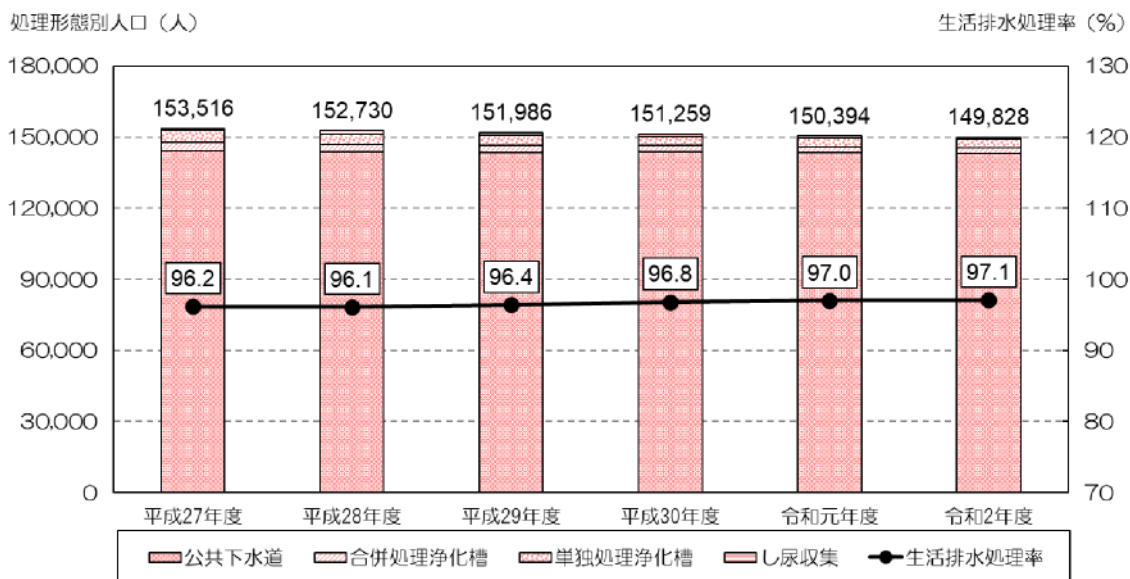


図 6-3 生活排水処理形態別人口の推移

6.1.4. 収集・運搬量

し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移を表6-6及び図6-4に示します。

くみ取りし尿は徐々に減っていますが、浄化槽汚泥は横ばい傾向にあります。

表6-6 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬量の推移

項目		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集搬入量	kℓ		8,599	8,392	8,512	8,377	8,940	8,004
	くみ取りし尿	kℓ	1,333	1,328	1,333	1,203	1,196	974
	浄化槽汚泥	kℓ	7,266	7,064	7,179	7,174	7,744	7,030
1人1日あたりのくみ取りし尿	ℓ/人・日		7.68	2.55	2.96	3.36	4.25	3.81
1人1日あたりの浄化槽汚泥	ℓ/人・日		2.24	2.57	2.74	3.03	3.39	3.22

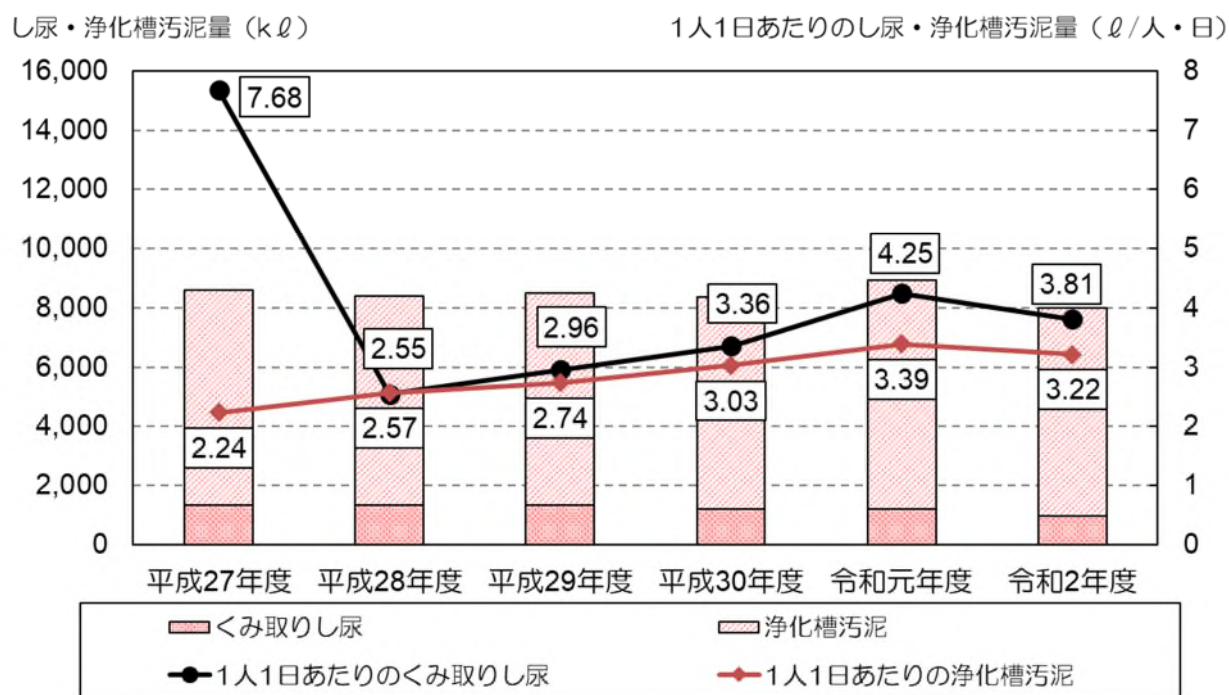


図6-4 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬量の推移

6. 生活排水処理基本計画

6.1.5. し尿処理経費

本市のし尿処理（浄化槽汚泥含む）の経費を表6-7及び図6-5に示します。

処理経費は近年増加傾向にあり、1kℓあたりの処理経費も上昇してきています。

表6-7 し尿処理経費の推移

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		し尿処理経費	千円	97,750	96,845	96,460	99,983
収集費	千円	11,004	10,678	9,961	8,916	8,199	7,797
直営	千円	-	-	-	-	-	-
委託	千円	11,004	10,678	9,961	8,916	8,199	7,797
処理費	千円	69,074	69,379	67,472	68,933	68,982	82,988
直営	千円	39,997	40,127	37,881	40,625	40,208	54,060
委託	千円	29,077	29,252	29,591	28,308	28,774	28,928
処分費	千円	8,795	8,147	8,211	7,850	9,369	8,425
直営	千円	-	-	-	-	-	-
委託	千円	8,795	8,147	8,211	7,850	9,369	8,425
共通管理費	千円	8,877	8,641	10,816	14,283	13,168	11,173
1kℓあたりの処理経費	円/kℓ	11,367	11,262	11,332	11,935	11,154	13,790

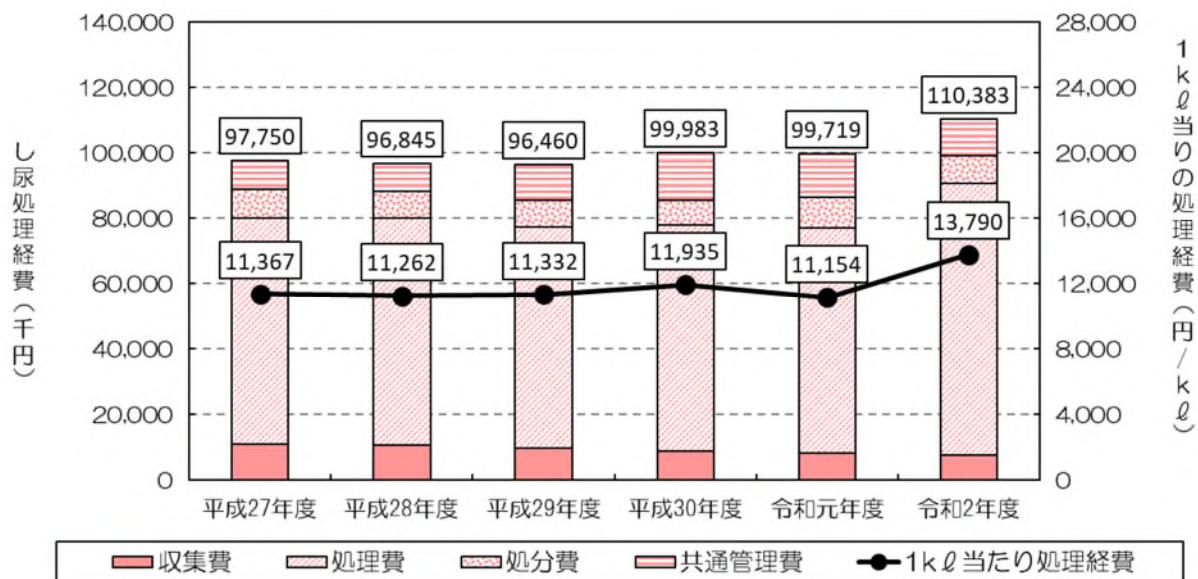


図6-5 し尿処理経費の推移

6.2 生活排水処理行政の動向

平成26年に国は、3省（農林水産省・国土交通省・環境省）合意に基づき、今後10年先を目処に汚水処理施設未整備区域の概成を目指し、市町村の「生活排水処理基本計画」の上位計画である都道府県の生活排水処理構想の見直しを要請しました。国土交通省は概成時期を令和8年度末とし、概成の目安として生活排水処理率95%以上を示しました。

このことを受けて、埼玉県は、平成27年度に「埼玉県生活排水処理施設整備構想」の定期見直しにあたり、市町村の「生活排水処理基本計画」の見直しを求めました。さらに、改定から5年が経過した令和2年度に中間見直しを行いました。

本市の「生活排水処理基本計画」は、市内全域を公共下水道で整備する計画になっておりますが、国の方針を踏まえて目標年次までに整備を進めるためには、費用対効果などから他の類似排水処理施設との調整を図る必要があると考えます。

本市は、すでに生活排水処理率は97.1%に達しており、国が設定した概成の目安の95%を達成しています。

6.3. 生活排水処理基本計画

6.3.1. 生活排水処理の基本方針

本計画における生活排水の基本方針は、以下のとおりです。

【基本方針1 公共下水道整備の推進】

公共下水道の普及率は96%を越えておりますが、公共下水道の整備を推進するとともに、供用開始区域内の接続を促進し、令和13年度に水洗化率100%達成を目指します。

【基本方針2 生活雑排水処理の推進】

公共下水道の事業計画区域外においては、単独処理浄化槽で処理している世帯があることから、合併処理浄化槽への切替えを指導します。

【基本方針3 し尿処理施設の維持管理】

「狭山市浄化センター」において、し尿と浄化槽汚泥を処理しています。今後も十分な処理機能を維持するために適切な維持管理します。

【基本方針4 浄化槽の適切な維持管理】

浄化槽設置者は、浄化槽の処理機能を維持するために適切な維持管理を行う責務があります。また、法定点検を行う必要もあります。このため、浄化槽の設置者に対して適切な助言・指導を行います。

6.3.2. 生活排水処理の目標とし尿・浄化槽汚泥量の見通し

生活排水処理の目標、生活排水処理形態別の将来人口およびし尿・浄化槽汚泥量の見通しを以下に示します。令和13年度に生活排水処理率は98.1%となります。

(1) 処理の目標

表 6-8 生活排水処理の目標

項目		令和2年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
生活排水処理率	%	97.1	97.8	98.1

※生活排水処理率とは、総人口に占める公共下水道及び合併処理浄化槽で処理している人口の割合です。

(2) 生活排水処理形態別の将来人口

表 6-9 生活排水処理形態別の将来人口

項目		令和2年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
総人口(計画処理区域内人口) ①	人	149,828	144,799	137,179
生活排水処理人口 ②	人	145,543	141,628	134,577
公共下水道	処理区域内人口	144,869	140,339	132,954
	水洗化人口	143,145	139,651	132,954
	水洗化率	%	98.8	99.5
合併処理浄化槽人口	人	2,398	1,977	1,623
生活排水処理率 ②/①	%	97.1	97.8	98.1
生活排水未処理人口	人	4,285	3,171	2,602
単独処理浄化槽人口	人	3,584	2,955	2,425
し尿収集人口	人	701	216	177
自家処理人口	人	0	0	0

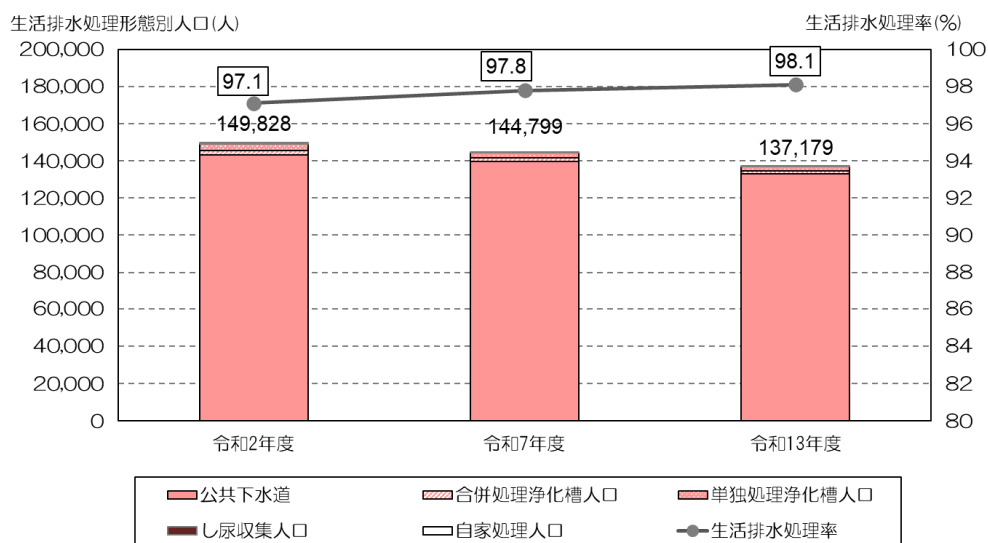


図 6-6 生活排水処理形態別の将来人口

(3) し尿・浄化槽汚泥量の見通し

家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥量の見通しは下記のとおりです。このほかに、災害発生時のくみ取りし尿や建設工事現場などでの仮設トイレから浄化槽汚泥及びし尿が発生します。

表 6-10 し尿・浄化槽汚泥量の見通し

項目		令和2年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
総人口 (計画処理区域内人口)	人	149,828	144,799	137,179
生活排水処理人口	人	145,543	141,628	134,577
生活排水未処理人口	人	4,285	3,171	2,602
単独処理浄化槽人口	人	3,584	2,955	2,425
し尿収集人口	人	701	216	177
自家処理人口	人	0	0	0
1人1日あたりのくみ取りし尿	ℓ/人・日	3.81	3.81	3.81
1人1日あたりの浄化槽汚泥	ℓ/人・日	3.22	3.22	3.22
し尿量・浄化槽汚泥量	kℓ/日	21.93	16.70	13.71
し尿量	kℓ/日	2.67	0.82	0.67
合併処理浄化槽汚泥量	kℓ/日	19.26	15.88	13.04
単独処理浄化槽汚泥量	kℓ/日			

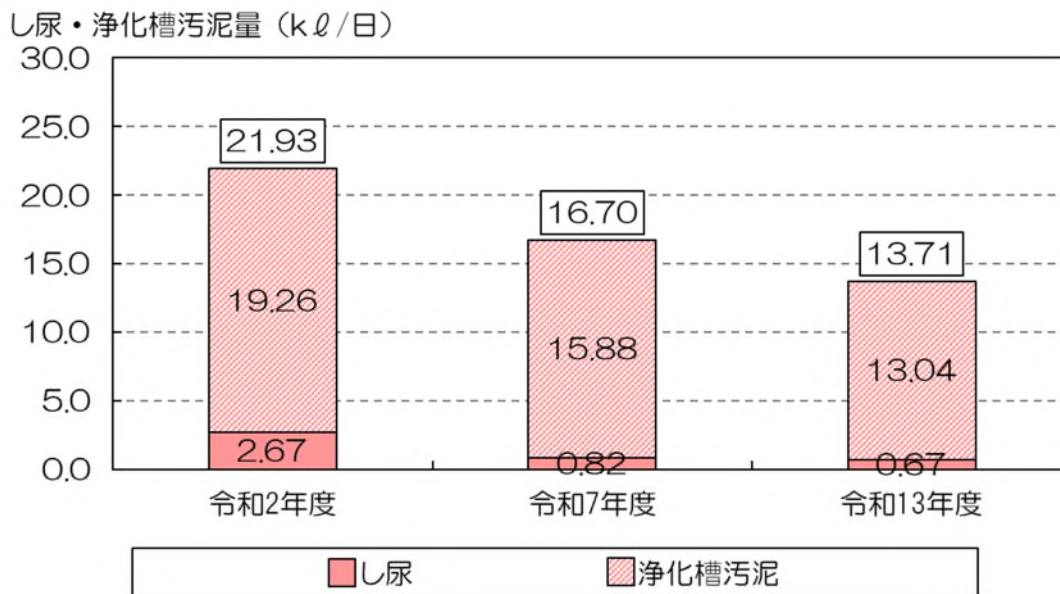


図 6-7 し尿・浄化槽汚泥量の見通し

6.3.3. 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、現状と同じ体制で実施します。

6.3.4. 中間処理計画

生活排水処理は、現状と同様に、各主体が生活排水処理を適切に維持管理することで、処理を継続していきます。

浄化センターに搬入されるし尿・浄化槽汚泥は、引き続き適正処理を継続していきます。

6.3.5. 最終処分計画

浄化センターの処理過程で発生する汚泥などは、現状と同じく民間焼却施設での処理を継続していきます。焼却灰の最終処分も同様に、民間最終処分場での適正処理を継続していきます。

7. 計畫進行管理

7. 計画進行管理

本計画では、目標値に向けた取り組みを推進するための進行管理を継続的に行っていきます。

市民・事業者や有識者で構成する「狭山市廃棄物減量等推進審議会」へ計画の進捗状況やごみ処理状況の報告を行います。

また、一般廃棄物の減量及び処理に関する取り組みを検討します。

※狭山市廃棄物減量等推進審議会は、廃棄物の抑制、分別収集の徹底、資源ごみの再生、ごみの減量化などに関する施策について、住民、廃棄物処理業者、事業者、学識経験者などで構成される審議機関です。

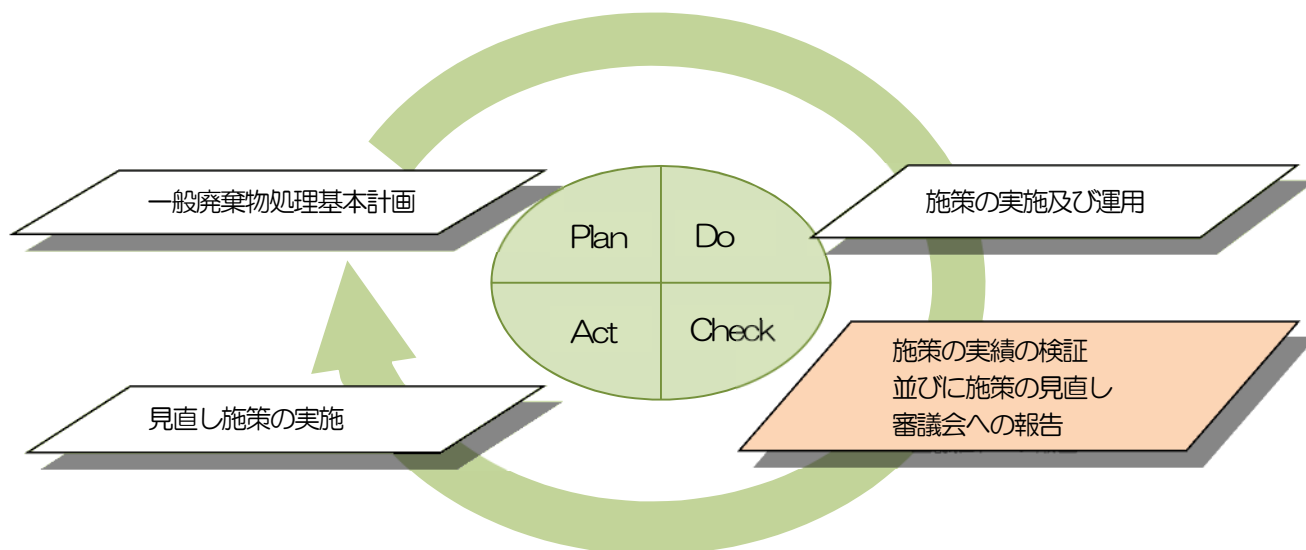
○廃棄物減量等推進審議会への報告

○施策の実績の検証並びに施策の見直し及び実施

〈 PDCAによる進行管理 〉

これまで計画の進行管理にあたっては、一般廃棄物処理基本計画に係る施策について実施状況及び実績を把握し、廃棄物減量等推進審議会に報告することにとどまっていた。

今後は、施策の実施状況及び実績の把握と共に計画の目標値に対する達成度についても検証し、その達成のため施策の内容及び運用方法などについて見直しを行い、審議会などの意見を反映させながら、より効率的な施策の実施に努めるよう、PDCAサイクルを活用し進行管理を行っていきます。



資料編

資料1 リデュース・リサイクルの取組上位自治体との比較

(1) リデュース（ごみ排出量抑制）の取組上位自治体との比較

ごみ排出量抑制が進んでいるリデュース取組上位自治体と、本市の比較を行います。

環境省が発表している「リデュース（ごみ排出量抑制）取組の上位10位自治体（人口10万人以上50万人未満）」の平均値は662.1g/人・日となっており、本市の809.1g/人・日と比較すると、約150g/人・日少ない状況です。狭山市は、44位となっています。

東京都西部の都市が多くなっていますが、これらの都市は、最終処分場が逼迫しているため、家庭ごみ有料化などを行ない、ごみ排出量を大きく減少させています。

資料表1 リデュースの取組上位10位自治体(令和元年度)

自治体	1人1日当りのごみ排出量 (g/人・日)	人口 (人)	ごみ総排出量							
			(t/年)	家庭系ごみ (t/年) (%)		事業系ごみ (t/年) (%)		集団回収量 (t/年) (%)		
1 東京都 小金井市	609.4	122,270	27,269	25,225	92.5	544	2.0	1,500	5.5	
2 静岡県 掛川市	627.2	117,925	27,072	21,136	78.1	5,936	21.9	0	0.0	
3 東京都 日野市	646.3	186,285	44,066	38,938	88.4	3,703	8.4	1,425	3.2	
4 東京都 立川市	648.3	184,148	43,696	36,602	83.8	4,145	9.5	2,949	6.7	
5 東京都 府中市	668.8	260,757	63,832	49,841	78.1	8,514	13.3	5,477	8.6	
6 東京都 西東京市	670.5	204,658	50,222	40,601	80.8	6,742	13.4	2,879	5.7	
7 静岡県 藤枝市	684.2	144,806	36,262	28,198	77.8	8,064	22.2	0	0.0	
8 東京都 東村山市	686.9	151,024	37,966	31,638	83.3	4,266	11.2	2,062	5.4	
9 東京都 小平市	686.9	194,571	48,915	42,558	87.0	4,178	8.5	2,179	4.5	
10 東京都 三鷹市	692.5	188,432	47,760	38,736	81.1	6,594	13.8	2,430	5.1	
上位10団体平均	662.1	-	-	-	83.1	-	12.4	-	4.5	
44 埼玉県 狭山市	809.1	150,901	44,688	33,187	74.3	9,000	20.1	2,501	5.6	

※人口10万人以上50万人未満の自治体数は238市

(2) リサイクル（ごみ資源化）の取組上位自治体との比較

リサイクルの取組が進んでいる上位自治体と、本市の比較を行います。

環境省が発表している「リサイクル（リサイクル率）取組の上位10位自治体（人口10万人以上50万人未満）」の平均値は40.3%となっており、本市の27.8%と比較すると、約12%高い状況です。狭山市は31位となっています。

資料表2 リサイクルの取組上位10位自治体(令和元年度)

自治体	リサイクル率 (%)	人口 (人)	資源化量							
			(t/年)	直接資源化量 (t/年) (%)		中間処理後資源化量 (t/年) (%)		集団回収量 (t/年) (%)		
1 神奈川県 鎌倉市	52.1	172,262	30,557	9,531	31.2	21,026	68.8	0	0.0	
2 東京都 小金井市	50.0	122,270	14,841	5,626	37.9	7,715	52.0	1,500	10.1	
3 岡山県 倉敷市	46.0	482,308	86,364	4,624	5.4	70,569	81.7	11,171	12.9	
4 東京都 国分寺市	43.0	124,962	14,173	3,816	26.9	7,294	51.5	3,063	21.6	
5 埼玉県 加須市	37.1	113,069	14,825	2,592	17.5	11,285	76.1	948	6.4	
6 愛知県 小牧市	36.6	152,842	18,367	499	2.7	13,747	74.8	4,121	22.4	
7 東京都 東村山市	35.6	151,024	15,994	4,151	26.0	9,781	61.2	2,062	12.9	
8 東京都 調布市	35.4	236,880	26,021	0	0.0	22,366	86.0	3,655	14.0	
9 東京都 立川市	34.0	184,148	18,291	5,625	30.8	9,717	53.1	2,949	16.1	
10 東京都 西東京市	33.2	204,658	20,651	1,378	6.7	16,394	79.4	2,879	13.9	
上位10団体平均	40.3	-	-	-	18.5	-	68.5	-	13.0	
31 埼玉県 狭山市	27.8	150,901	14,481	4,847	33.5	7,133	49.3	2,501	17.3	

資料2 用語集

【あ】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

SS（浮遊物質量）

浮遊物質量といい、水中に浮遊する粒子径 2mm 以下の不溶解性物質の総称。

SS を多く含む水は、透視度が下がり、太陽光が遮られることによって藻類の光合成が阻害され、これらの分解に水中の溶存酸素が消費されるため、生態系に大きな影響を与えることになる。

温室効果ガス

太陽からの熱を吸収することによって、地球を暖める働きがあるガスのこと。

京都議定書では二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素などの6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か】

家庭系ごみ

一般家庭の日常生活から発生する廃棄物。

家庭ごみ有料化

市民がごみの減量やリサイクルを進めるきっかけになるよう、ごみ量に応じたごみ処理料金を負担する制度のこと。

ごみ袋を市で指定した袋にして、ごみ処理費用を上乗せする方法や世帯人数などによって指定袋を無料で配布し、その袋を使いきってしまった場合、有料の袋を購入してもらう方法などがある。

合併処理浄化槽

トイレから発生するし尿だけでなく、台所、お風呂から排出される生活排水も一緒に処理する浄化槽のこと。

家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

カレット

リサイクル施設に搬入されたガラス瓶を砕いたもので、ガラスびんの原料として再利用される。

拠点回収

公民館、駅などの公共施設、スーパーなどの小売店といった住民の使用頻度が高い施設を排出場所（拠点）として定め、回収容器を設置し、ごみを回収する方式。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

光化学オキシダント

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物（NOx）や炭化水素（HC）が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートが生成され、これらの酸化力の強い物質を総称して、オキシダントあるいは光化学オキシダントという。また、これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグという。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

小型家電

家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコンなど）を除く、小型家電製品で、携帯電話やデジタルカメラ、CD・MD プレイヤー、携帯用ゲーム機などで、小型家電リサイクル法において 96 品目が対象として盛り込まれている。

小型家電には、大半を輸入に頼るレアメタルを多く含んでいる。

ごみ総排出量

家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団回収量の合計。総排出量には、事業者独自の資源回収・処理や住民による自家処理（生ごみの減量化など）によって資源回収などがされているものなど（潜在的なごみ）を実数として捉えることが困難なことから、これらを除いた全てのごみの量を指す。

ごみの組成

ごみを構成する種類とその割合をいう。ごみの組成を明らかにすることは、ごみの収集処理方式やごみ処理施設整備の検討には不可欠であり、また、施策の企画立案、実施及び諸計画の策定に当たっても基礎的なデータとして高い利用価値があるなど、清掃行政を的確に進める上で重要となる。

【さ】**災害廃棄物**

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などのかれきや木くず、コンクリート塊、金属くずなど、その内容は様々なものがある。

最終処分場

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理したものも含めて、最終的に埋立処分される。

最終処分を行う施設が最終処分場であり、埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

再使用

いったん使用された製品や部品、容器などを元のままの形で繰り返し使用すること。再使用を行うことは、廃棄物の排出量の抑制につながり、製品の原料の採取・製造に伴う環境への負荷を生じさせない効果がある。

再生利用

廃棄物を回収して、原材料として再生するマテリアルリサイクルのこと。また、廃棄物を化学的に処理して製品の化学原料とすることを特にケミカルリサイクルといい、どうしてもリサイクルに不適当な場合は、燃焼してエネルギーとして再利用するサーマルリサイクルなどがある。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

30・10（さんまるいちまる）運動

「家庭での食べ残しを減らす運動」と「会食や宴会での食べ残しを減らす運動」がある。

本市の運動では、「家庭での食べ残しを減らす運動」は、毎月30日は、冷蔵庫クリーンアップデーとし、毎月10日は、もったいないクッキングデーとしている。

「会食や宴会での食べ残しを減らす運動」は、乾杯後の30分間は、席を立たず料理を楽しみ、お開き前10分間は、自分の席に戻って再度料理を楽しむこととしている。

食品ロスの削減を図る取り組みとして、広まっている。

市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域のことで、開発行為は原則として行わず、都市施設の整備も原則として行われない。

自家処理

一般廃棄物のうち、家庭などで自ら処理するごみの量をいう。生ごみを堆肥にしたり家畜の飼料としたりする場合などがこれにあたる。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。

事業所古紙共同回収システム

事業所から不要となり排出された紙類を、資源回収業者が引取り、リサイクルルートにのせるシステム。

本市のシステムでは、市内の事業所から古紙類を資源回収業者が引取り、それを原料としたオリジナルのトイレットペーパー「狭山の森」として再生し、販売している。

資源化施設（リサイクル施設）

一般に廃棄物中の金属類、ガラス類、プラスチック類、紙類などを、選別・圧縮・梱包などにより資源化する機能を持つ施設のこと。

さらに、不用品の補修や再生品の展示機能、環境・リサイクル・ごみ減量に関する普及・啓発及び市民活動の拠点となるような複合的な機能を併せ持つ施設のことを「リサイクルプラザ」という。

本市は、奥富環境センターがこれにあたる。

資源化量

資源化したごみの量をいい、具体的には、缶、ビン、ペットボトル、古紙などを資源化した量、粗大ごみや不燃ごみを処理して回収した鉄やアルミなどの量、及び、焼却残渣をスラグ化など再利用した量などが挙げられる。

し渣

し尿処理場、汚水処理場などに混入している固体のごみをさす。紙、髪、繊維類、食料残渣が多い。

集積所

一般家庭から排出される家庭系ごみを回収するために設けられるごみを置く場所。

集团回収

町内会、自治会、PTA、子ども会などの団体で、古紙や缶、ビン、布類などの資源物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと。

周辺環境調査

工場・事業場に対しては、周辺環境保全の観点から様々な規制があり、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法などの法令や都道府県における条例に基づき義務付けられた定期的な検査をする必要があることから実施するもの。

終末処理場

下水処理場ともいう。下水を最終的に処理して公共用水域又は海域に放流するために設けられる施設のこと。多くは、活性汚泥法を中心とする生物処理方式で汚濁成分を分解している。終末処理場は、水質汚濁防止法の特定施設であり、放流水の水質について下水道法施行令による技術上の基準および水質汚濁防止法の排水基準の適用を受ける。

循環型社会

「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物の発生は最小限に抑えられ、循環可能な資源は適正に利用し、廃棄物は適正に処分される。

循環型社会形成推進基本法

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律である。基本法が整備されたことにより、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立された。

焼却残渣

ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰（集塵装置で捕集された灰）の総称のこと。

食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられている食品廃棄物のこと。スーパーなどでの売れ残りや製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し、家庭で購入して食べきれずに傷ませてしまった食品、食材の余り物など、さまざまな場面で発生している。

浸出水処理施設

廃棄物の最終処分場から発生する浸出水を処理し、公共用水域へ放流するための施設のこと。廃棄物処理法に定める管理型最終処分場に、市町村や組合などが設置、管理する。

日本では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法と略される）に定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、処分場が満杯になって埋立が終了した後も、浸出水が水質汚濁の原因と

ならなくなるまで運転を続ける。

水質汚濁防止法の特定施設ではないが、一律排出基準のほか協定や条例による排水基準が定められているのが通常である。

（水域）類型

利水目的に応じた数個の水域類型（ランク付け）指定されており、水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、水域の利用目的に応じた類型ごとに基準値が定められている。

ある水域がどの類型に該当するかは、内閣総理大臣または都道府県知事が個別に指定する。

河川は6類型（AA～E 類型）、湖沼は4類型（AA～C 類型、全窒素・全燐は5類型Ⅰ～Ⅴ類型）、海域は3類型（A～C 類型）となっている。

水質環境基準

公共用水域での生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として設定されたもので、河川では利用状況に応じて6類型（AA～E 類型）に分類されている。A類型は、沈殿ろ過等の通常の浄水処理で水道用水として利用できる、ヤマメやイワナなどが生息できる、または、水浴できる水質レベルとしてBOD2mg/L が設定されている。C類型は、コイやフナ等が生息できるレベルの水質としてBOD5mg/L が設定されている。

スラグ化

廃棄物や下水汚泥の焼却灰などを1300℃以上の高温で溶融（固体が液体に変化すること）したものを冷却し、固化させること（建設資材などに活用可能）。

生活排水

炊事・洗濯・入浴など一般的な人間の生活に伴って生じ、排出される水のことを指す。主要なものとしては、生活雑排水と呼ばれる台所、風呂および洗濯などの排水と、し尿と呼ばれるトイレからの排水の2つがある。

セメント資源化

ごみを焼却施設で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥などの各種廃棄物をセメントの主原料とし資源化すること。

【た】

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が以ている細菌の数のことを表す。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われているが、自然由来のものも含まれており、環境基準を達成できていない河川は、全国的にも非常に多い状況にある。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽で、平成 13 年 4 月 1 日以降の新設が禁止され、平成 18 年 2 月の法律改正時に浄化槽の定義が変更されたことに伴い、構造基準より削除され、浄化槽法上では「浄化槽とみなす」と定義される。

中間処理

収集ごみの焼却、浄化槽汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

ちゅう芥類

台所から出る食べ物のくず（生ごみ）のこと。

DO（溶存酸素量）

水中に溶存する酸素の量を表す。野外の水域の溶存酸素量は、酸素の溶け込み量と消費量とによって決まる。数値が低いほど水質が悪いことを意味する。

【な】

生ごみ処理機

家庭から発生する生ごみを乾燥したり堆肥にしたりする装置のことで、コンポスト容器や電気式のものがある。家庭から排出される焼却ごみの約半分を占める生ごみを減量することができ、環境への負荷を大幅に低減することができる。

2Rビジネス

リユース容器による商品提供や容器包装をそもそも利用しない販売など、新たな2R（リデュース・リユース）に特化したビジネスをいう。

【は】

廃棄物減量等推進員

ごみ問題を解決し、ごみに対する地域住民の意識を改革するため、地域住民へのごみ減量・リサイクルについての啓発などを行いごみ問題のリーダーとしての活動などを担う制度をいう。

排出者責任

廃棄物などを排出するものが、その適正なリサイクルなどの処理に関する責任を負うべきとの考え方をいう。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者は、その廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は 1972 年に経済協力開発機構（OECD）が提唱した、汚染者負担の原則（Polluter-Pays Principle）にある。

発生抑制

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース及びリサイクルに優先される。大量に排出される廃棄物を処理することから、廃棄物の発生・排出元で潜在廃棄物を顕在化させない必要がある。

バックキャスティング

未来のある時点に目標を設定しておき、そこから振り返って現在すべきことを考える方法。地球温暖化対策のように、現状の継続では破局的な将来が予測されるときに用いられる。

1人1日あたりごみ排出量

1人1日あたりに排出するごみ量(g/人・日)のこと。

[排出量(t/年)÷365(日/年)÷総人口(人)×1,000,000]

BOD（生物化学的酸素要求量）

生物化学的酸素要求量といい、水中の汚濁物が、水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量を表す。

河川などの汚濁状態を表す指標として用いられ、数値が大きいほど水質が汚れていることを意味している。

pH（水素イオン濃度）

水素イオンの濃度を表す物理量として、水質の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、水素イオン濃度の逆数の常用対数を pH単位として表す。

不燃残渣

ごみの中間処理などで残ったカスで、焼却処理施設で焼却できないごみのこと。

【ま】

マイバッグ運動

小売店での購買時には買い物袋の持参を呼びかける環境保護運動のこと。

もったいない

「その物本来の価値が活かされず、無駄になるのが惜しい」という意味で、食事を残さない、家電製品など身の回りの物を大切に使うなど、私たちの暮らしの中で誰でも持っている気持ちを持って行動することが一番重要であり、積極的な思いも織り込まれている。ノーベル平和賞を受賞したケニアの環境保護活動家・ワンガリ・マータイさんは、日本の「もったいない」という考え方をとても気に入り、地球環境にやさしい生活のスタイルとして、「MOTTAINAI」とそのままの言葉で世界に広める活動を始めた。

【5】

リサイクル率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量（集団資源回収量＋施設で中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量）の割合。

〔資源化量÷ごみ総排出量×100〕

資料3 「狭山市一般廃棄物処理基本計画」の審議経過（廃棄物減量等推進審議会）

開催年月日	審議内容
令和3年7月16日	第1回 狭山市廃棄物減量等推進審議会 ・狭山市の清掃行政について ・狭山市一般廃棄物処理基本計画について
令和3年10月8日	第2回 狭山市廃棄物減量等推進審議会 ・狭山市一般廃棄物処理基本計画について
令和4年2月28日	第3回 狭山市廃棄物減量等推進審議会 ・狭山市一般廃棄物処理基本計画（素案）について
令和4年3月15日	第4回 狭山市廃棄物減量等推進審議会 ・狭山市一般廃棄物処理基本計画（案）について（諮問） ・令和4年度狭山市一般廃棄物処理実施計画（案）について
令和4年3月22日	・狭山市一般廃棄物処理基本計画（案）について（答申）

資料4 『狭山市一般廃棄物処理基本計画』についての諮問

狭資循発第82号

令和4年3月15日

狭山市廃棄物減量等推進審議会

会長 小川 洋之 様

狭山市長 小谷野 剛

狭山市一般廃棄物処理基本計画(案)について (諮問)

狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条第2項の規定に基づき、
「狭山市一般廃棄物処理基本計画(案)」について、貴審議会の意見を求めます。

別 紙

諮 問 の 趣 旨

当市の一般廃棄物処理については、平成29年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ排出抑制、資源化等を進めております。

現行計画の策定と前後し、国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)、国では第4次循環型社会形成推進基本計画の改定、県では第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の改定などがあり、国・県の廃棄物処理行政の動向や本市のごみ処理の現状などを踏まえ、現行計画が目標年次を迎えることから、新しい狭山市一般廃棄物処理基本計画を策定し、今後の施策について検討する必要があります。

このような状況から、本市の適正な廃棄物の処理及び減量・リサイクルの推進や生活排水処理の基本的方針となる一般廃棄物処理基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

資料5 『狭山市一般廃棄物処理基本計画』についての答申

令和 4年 3月22日

狭山市長 小谷野 剛 様

狭山市廃棄物減量等推進審議会
会長 小川 洋之

狭山市一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和4年3月15日付け狭資循発第82号で諮問のあった狭山市一般廃棄物処理基本計画について、慎重に審議した結果、概ね妥当と認め、下記のとおり意見を付して答申します。

記

本市におけるごみ総排出量は、市民、事業者の協力による分別排出やリサイクルへの取り組みにより減少傾向を示しているが、現計画の目標値には、達成していない状況にある。

引き続き、持続可能な循環型社会を目指し、市民、事業者、市が協働して、ごみの減量化とリサイクルの推進に取り組むこと。

資料6 狭山市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の7及び「狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第7条（廃棄物減量等推進審議会）の規定に基づき、一般廃棄物の減量などに関する事項の審議を行うため、設置されている「狭山市廃棄物減量等推進審議会」の委員名簿です。

番号	区分	氏名	所属団体など
1	知識経験者	野平 佳紀	埼玉県西部環境管理事務所
2	同上	小川 洋之	元狭山市環境部第二環境センター所長
3	同上	岡村 朱美	生活クラブ生協
4	住民代表	横山 由洋	上諏訪自治会
5	同上	塩崎 昇	堀向自治会
6	同上	指田 潔	奥富地区自治会連合会
7	同上	林 俊次	柏原第八自治会
8	同上	中村 光世	
9	同上	田口 すみ子	
10	同上	奥本 智子	
11	事業者代表	鎌田 剛志	商工会議所工業部会
12	同上	丸山 いち	食品衛生協会
13	処理業者代表	山梶 貴司	狭山資源再生協同組合
14	同上	山口 修	協同組合狭山クリーンサービス
15	同上	川内 まゆみ	狭山市一般廃棄物処理業協同組合



『リサイクル都市・狭山』シンボルマーク

SAYAMA (さやま) の「S」とRECYCLE (リサイクル) の「R」を両の手にし、資源(円形)を大事にしている形を作り、リサイクルの輪を加えたもの。

人型が、リサイクルの輪でフラフープをやっているように、楽しくリサイクルを推進している姿にも見えます。

狭山市一般廃棄物処理基本計画

発行 令和4年3月
埼玉県狭山市
〒350-1380
埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
電話 04-2953-1111 (代表)

編集 環境経済部 資源循環推進課

本冊子は、古紙パルプ配合率 70%、白色度 80%の再生紙を使用しています。

リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作成しています。